



海老名市 障がい者福祉計画 【第7期】

障がい者計画

障がい福祉計画

障がい児福祉計画

令和6年度～令和11年度



神奈川県海老名市

表紙の写真

左上・・・・・・・・障がい者支援施設市役所エントランスでの展示

右上段から・・・①合同事業所説明会 ②団体活動 ③福祉講演会 ④放課後等デイサービス事業所児童作品 ⑤要約筆記の様子
⑥パラスポーツフェスティバル展示

「ともに認め合うまち」をめざして

わたしたちの暮らすまち 海老名は、人口14万人をこえ、賑わいと安らぎが共存する魅力があふれるまちに発展してきました。子育て世帯や高齢者・障がい者、誰もが出生からその生涯を閉じるまで充実した毎日を過ごしたいと願っていることと思います。

国の統計によると9割以上の障がい者が在宅での生活を送っています。地域に住む障がい者、ご家族にとって最も身近な「市」がその暮らしを支え、充実したものとなるよう具体的な施策を講じていかなければなりません。また、ご本人が自身の望む暮らしを考え、日々のことから数年後、数十年後を見通し、親亡き後も安心して生活することができるよう、意思決定を支援していくことも大変重要です。

障がい福祉施策は、福祉サービスの提供から、保健・医療体制の充実、普及啓発事業、教育施策、雇用・就業施策、まちづくり、移動や交通手段の確保等、内容が多岐にわたります。本計画は、市が取り組むべき98の事業を、3つの基本目標を掲げ、「ともに認め合うまち」を目指し策定しました。

本計画の上位計画である「海老名市地域福祉計画」においては、地域の中であらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指しております。本計画の推進にあたり、住民一人ひとりによる支え合いと障がい福祉行政が協働し、包括的な支援体制を構築していくことがさらに求められています。引き続き、関係機関をはじめ、市民の皆様の一層のご理解ご協力をお願いいたします。

結びに、計画策定にあたり、ご審議いただきました、有識者、民生委員児童委員、市内障がい者団体及び障がい福祉サービス事業所の代表者からなる「海老名市障がい者福祉計画策定懇談会」の皆様、貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、海老名市自立支援協議会の皆様、障がい者関係団体の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和6年3月

海老名市長 内野 優





「ともに認め合うまち・海老名宣言」

～かかわり・つながり・ささえあい～

海老名市は、あらゆる障がいへの差別をなくし、人としての権利が守られ、障がいがあってもなくても、誰もがその人らしく安全・安心に暮らすことができるように、ともに認め合うまちをめざして、次のことを宣言します。

- 一 「障がい」は決して特別なことではなく、誰にでも起こり得ることです。私たちはお互いに、多様な人格と個性・生き方を認め合い寄り添う社会、偏見や差別のない共生社会をめざします。
- 一 「障がい」ゆえの生きづらさを抱えながら生活している人が大勢います。私たちはお互いに勇気を持って言葉かけをしていきます。
- 一 海老名市は、「障がい」について関心を持ち、理解を深め、寄り添う気持ちが持てるよう、ともに認め合うまちづくりを推進します。

平成 29 年 3 月 28 日

海 老 名 市



〔目 次〕

第1章 計画の趣旨

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 計画策定の背景と目的 | 2 |
| 2 | 計画の位置づけ | 4 |
| 3 | 計画期間 | 5 |
| 4 | 計画の策定体制 | 6 |

第2章 海老名市における障がい福祉の現状と課題

- | | | |
|---|----------------------------------|----|
| 1 | 海老名市における障がい児・者の状況と推移 | 8 |
| 2 | 第6期計画期間における取組状況 | 13 |
| 3 | アンケート調査結果と課題整理 | 16 |
| 4 | アンケート結果・自立支援協議会チーム会議・障がい者団体からの提言 | 52 |

第3章 計画の基本理念

- | | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | 基本理念 | 62 |
| 2 | 基本目標 | 63 |
| 3 | 計画体系と実施事業について | 65 |
| 4 | 障がい者福祉計画における政策・事業等一覧 | 66 |

第4章 政策別事業

- | | | |
|---|----------------|-----|
| 1 | 自分らしくくらしたい | 70 |
| 2 | 権利が守られる | 84 |
| 3 | だれにでもやさしい社会 | 87 |
| 4 | 安全にくらしたい | 93 |
| 5 | みんなと学びたい | 96 |
| 6 | 海老名で自分らしくくらしたい | 107 |
| 7 | はたらきたい | 122 |
| 8 | 健康にくらしたい | 130 |
| 9 | 好きなことをしたい | 136 |

第5章 計画の推進体制

- | | | |
|---|---------------|-----|
| 1 | 実効性のある取組の推進 | 144 |
| 2 | 計画達成状況の点検及び評価 | 144 |

資料編

- | | | |
|---|------------------------|-----|
| 1 | アンケート調査関係資料 | 146 |
| 2 | パブリックコメントの実施 | 170 |
| 3 | 海老名市障がい者福祉計画【第7期】策定懇談会 | 172 |

第1章
計画の趣旨

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の背景と目的

海老名市における障がい福祉施策は、国内法の改正とともに変化しながら、本計画書に基づき実施してきました。

2006年（平成18年）4月から施行された「障害者自立支援法」により、福祉サービス体系の再編など、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス提供体制の強化が図られてきました。

同年12月13日に障害者権利条約が国連総会において採択され、日本は翌年9月28日に署名しました。そののち、政府は内閣総理大臣を本部長、全閣僚をメンバーとする「障がい者制度改革推進本部」を設立し、国内法制度改革を進めていくこととしました。

これを受け、2011年（平成23年）8月には、「障害者基本法の改正」により、これまでの三つの障がいに加え、発達障がい、その他の心身機能による障がいについて認め、差別を禁止する条項等が加えられました。

2013年（平成25年）4月からは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が施行され、障がい者の範囲に難病が加えられ、障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた場合に障がい福祉サービス等の受給が可能となりました。

さらに、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が成立しました。また、障がい者就労施設等の受注の機会を確保し、国や地方公共団体による障がい者就労施設等に対する需要の推進を図るため、「障害者優先調達推進法」が施行されました。

国内の障がい者制度の充実がなされたことから、同年10月、障害者権利条約締結に向けた国会での議論が始まり、全会一致で締結が承認され、2014年（平成26年）1月に条約を批准、2月発効しました。

2018年（平成30年）4月には「障害者総合支援法」の一部改正により、障がい者の地域生活や一般就労を支援するサービスが追加されました。また、同時に「児童福祉法」が一部改正され、重度障がい児や医療的ケア児に対する支援がより手厚くなりました。

その後、「2020年東京オリンピック・パラリンピック」をきっかけに、共生社会実現のためのさらなる取組を進めていくため、2021年（令和3年）5月には、事業者に対する合理的配慮の提供を義務化、行政機関の連携の強化、差別を解消するための支援措置を強化する内容が盛り込まれた、「改正障害者差別解消法」が成立し、2024年（令和6年）4月施行となります。

2022年（令和4年）12月、重度障がい者の就労機会のさらなる拡大を図ることを主な目的とした「障害者雇用促進法」の一部改正を含む「障害者総合支援法」が成立、同じく2024年（令和6年）4月施行となります。（一部の規定は、2023年（令和5年）4月1日施行）

医療的ケア児とその家族が適切な支援を受けられるよう、国、地方公共団体等のなすべきことを明らかにし、保育や教育の施策等について定め、医療的ケア児の健やかな成長と家族の離職の防止、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目的とした「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が2021年（令和3年）6月に公布され、同年9月に施行となりました。

神奈川県においては、2016年（平成28年）7月26日、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生しました。このような事件が二度と繰り返されないよう、同年10月、「ともに生きる社会かながわ憲章」が策定され、基本的な理念となりました。障がい者一人ひとりの立場に立って、その望みや願いを尊重し、障がい者と関わる人々の喜びにつながり、実践していく「当事者目線の障がい福祉」を推進するにあたり、2023年（令和5年）4月1日「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」が施行されました。具体的な取組について定める「当事者目線の障害福祉推進条例」に基づく基本計画が2024年（令和6年）4月1日策定となります。

海老名市においても、同じ神奈川県内で発生した痛ましい事件に対し、2017年（平成29年）1月海老名市こころのバリアフリー実行委員会で、市民のひとりひとりが障がいに対する理解と認識を深め共生社会を目指す『ともに認め合うまち』をめざしてが決議されました。これを受け、「ともに認め合うまち・海老名宣言 ～かかわり・つながり・ささえあい～」が策定され、海老名市の障がい者施策の基本理念となりました。

海老名市の障がい者福祉計画は、基本理念に即し、制度改正や関係法令の整備に伴い、「障害者基本法」に基づく全庁的な取組を記載する「障がい者計画」と、「障害者総合支援法」に基づき障がい者が利用するサービスについて記載する「障がい福祉計画」、「児童福祉法」に基づき障がい児通所支援及び障がい児相談支援等について記載する「障がい児福祉計画」を一体的に策定してきました。

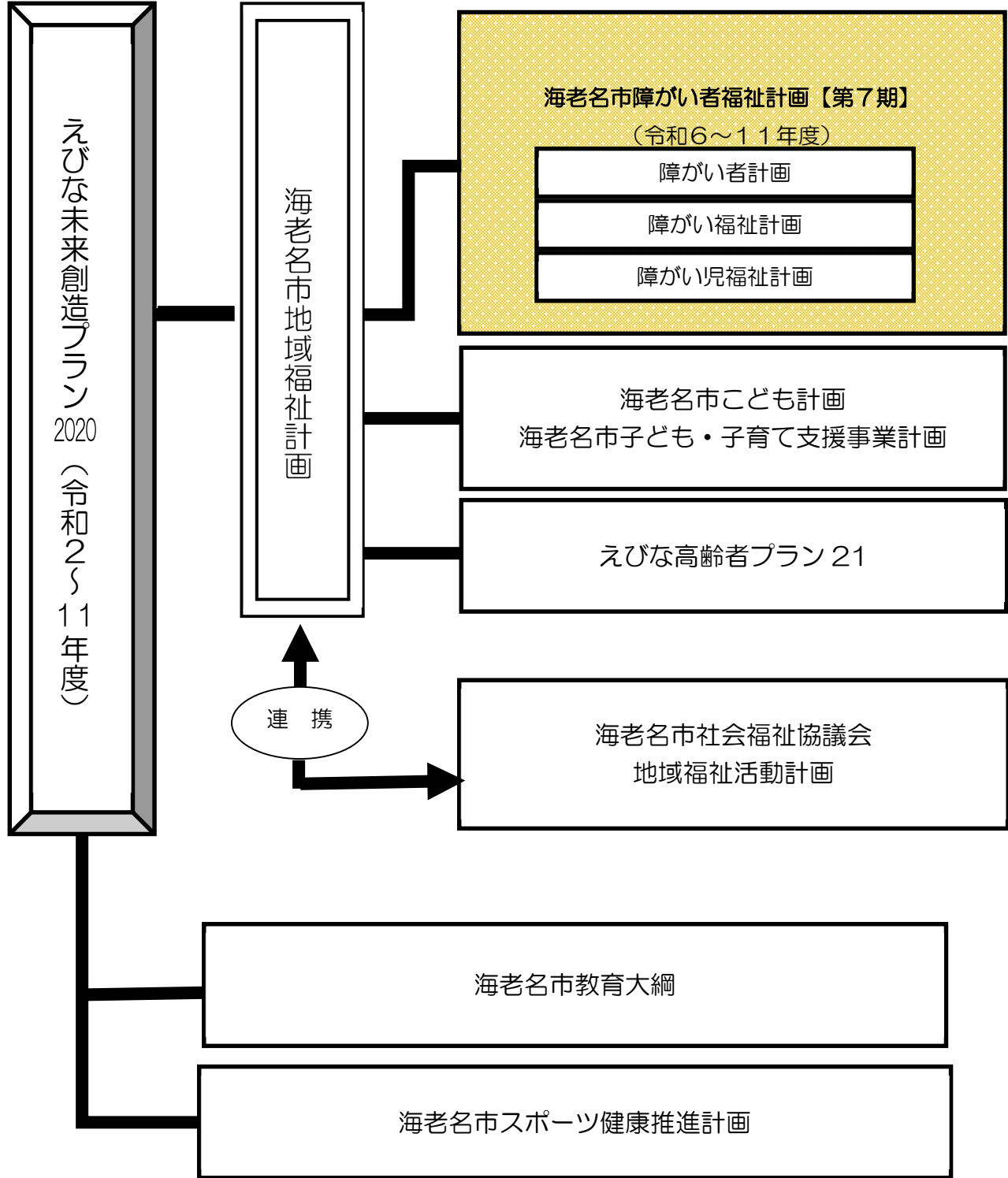
本計画は誰もが地域の一員として尊重され、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会をめざし、障がい者の意思決定支援と社会参加の促進を図るため、『ともに認め合うまち・海老名宣言』～かかわり・つながり・ささえあい～をもとに、海老名市における障がい福祉施策の基本的な方向性を定め、必要な施策を推進していくことを目的に、2024年（令和6年）度から2029年（令和11年）度までの6年間を計画期間として策定しています。



図1-1 ともに認め合うまち海老名宣言
わかりやすい版リーフレット概要版

2 計画の位置づけ

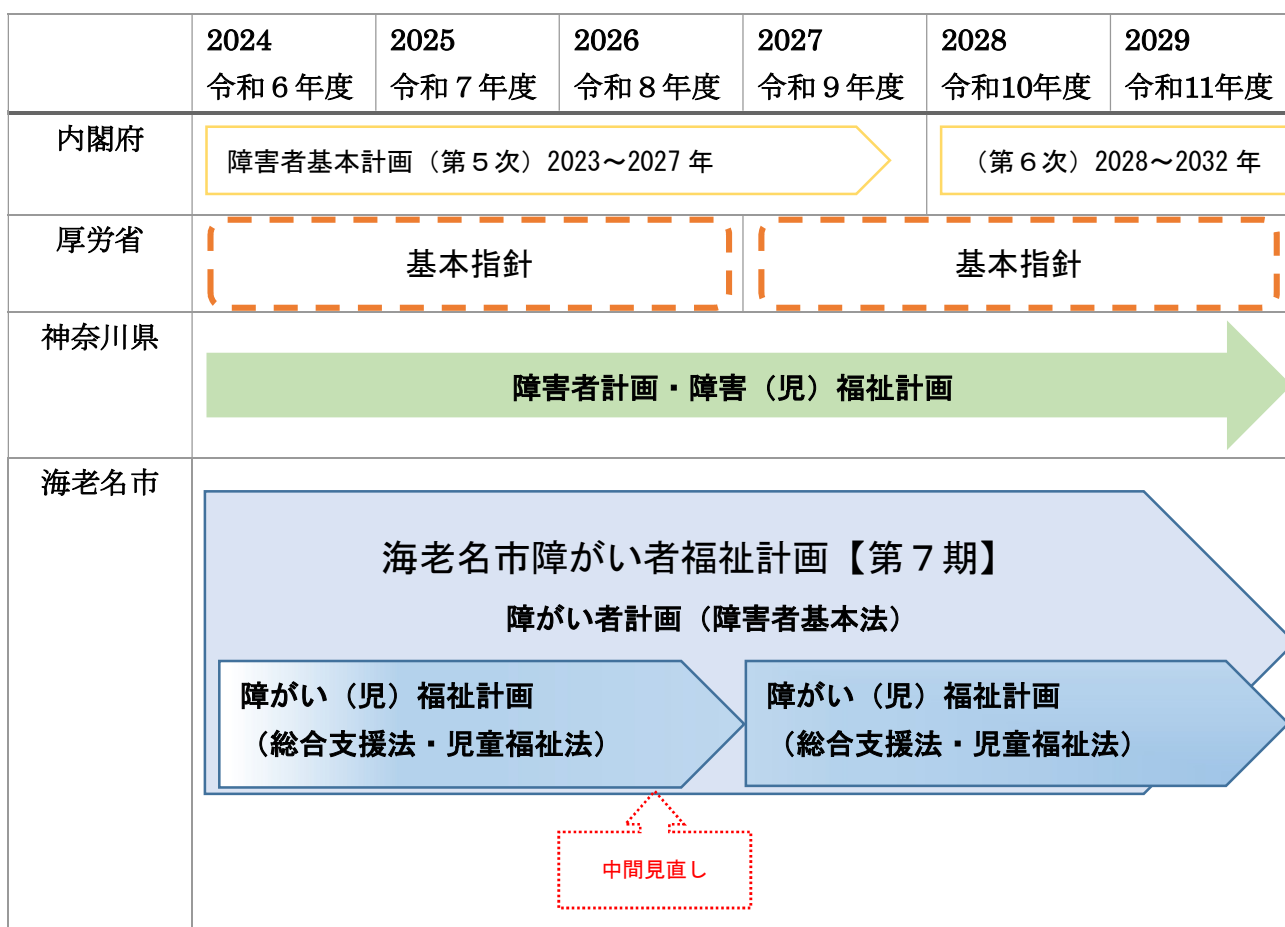
障がい者福祉計画は、総合計画「えびな未来創造プラン2020」の基本理念「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」のもとに定める「行政分野別目標」で定めた政策を展開するための個別計画に位置付けられています。健康・福祉分野における、「海老名市地域福祉計画」の下位計画として、海老名市子ども計画及びえびな高齢者プラン21と並ぶ実施計画として位置づけられています。



3 計画期間

海老名市障がい者福祉計画【第7期】は、2024年（令和6年）度から2029年（令和11年）度までの6年間を計画期間とし、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の3つの計画をひとつにして策定します。

なお、障害者総合支援法第88条に基づく「第7期障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20「第3期障がい児福祉計画」部分においては、国が示す「基本指針」並びに神奈川県「当事者目線の障害福祉推進条例」に基づく基本計画との整合性を考慮し、策定後3年での中間見直しを行います。また、制度改正や社会情勢、地域課題等を鑑み、第7期計画全体の必要な部分についても中間見直しを行います。



《これまでの計画策定状況》

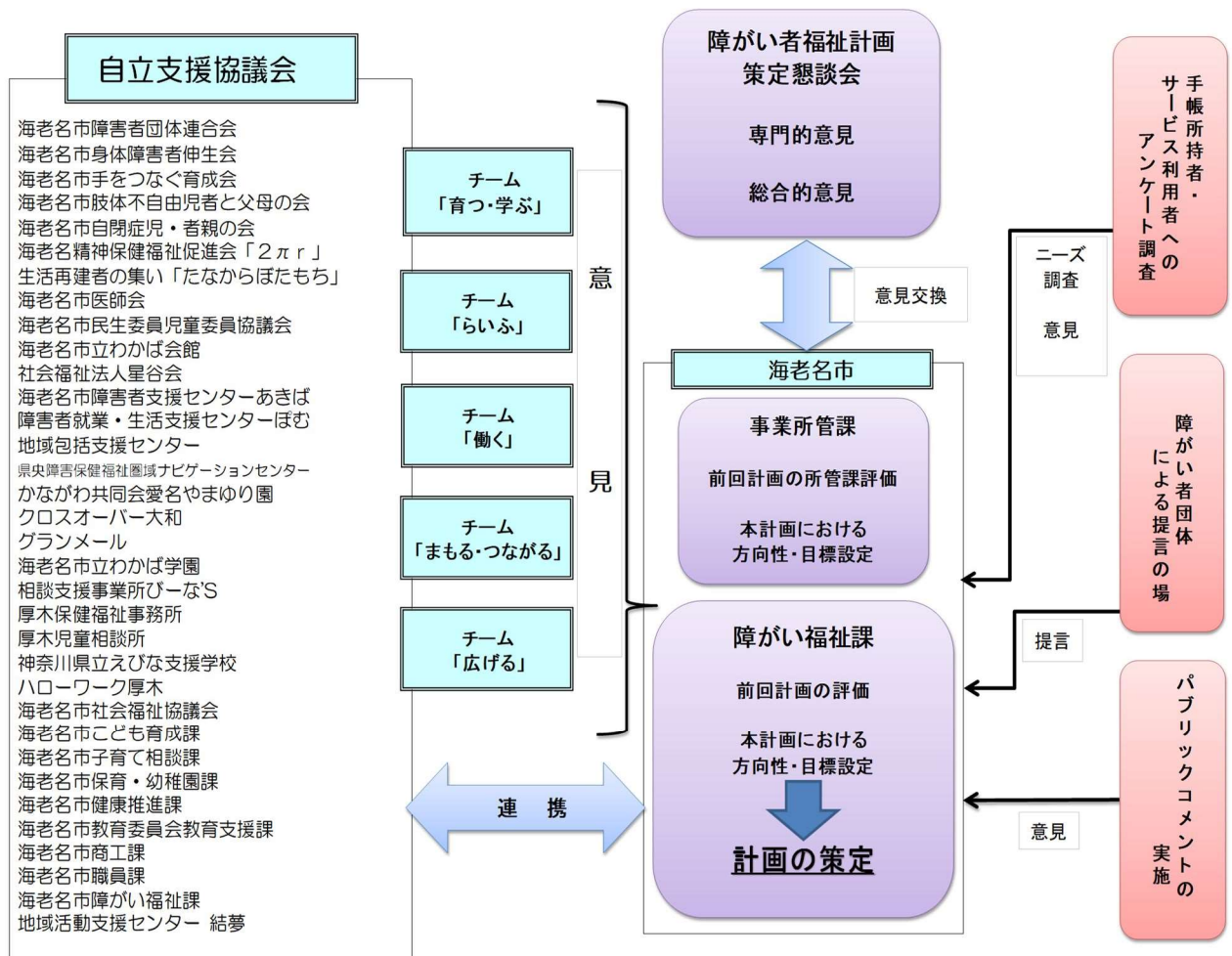
- ・えびな新障がい者プラン2010《平成17～22年度》（障がい者計画）※平成23年度まで延長
- ・障がい福祉計画【第1期】《平成18～20年度》（障がい福祉計画）
- ・障がい福祉計画【第2期】《平成21～23年度》（障がい福祉計画）
- ・障がい者福祉計画【第3期】《平成24～26年度》（障がい者計画、障がい福祉計画）
- ・障がい者福祉計画【第4期】《平成27～29年度》（障がい者計画、障がい福祉計画）
- ・障がい者福祉計画【第5期】《平成30年度～令和2年度》（障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児計画）
- ・障がい者福祉計画【第6期】《令和3～5年度》（障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児計画）

4 計画の策定体制

計画策定にあたっては、学識経験者、民生委員児童委員、市内障がい者団体及び障がい福祉サービス事業所の代表者を中心とした「海老名市障がい者福祉計画策定懇談会」を設置し、内容について意見交換を行いながら策定しました。

また、当事者の日々における困りごとや将来における心配ごとなどのニーズを具体的に把握するため、障がい者手帳所持者、障がい福祉サービス利用者及び児童通所給付サービス利用者を対象にアンケート調査を実施しました。

さらに、障がい者団体や福祉・教育・医療・雇用等の関係機関で組織する海老名市自立支援協議会の協力をいただきながら検討を行いました。また、自立支援協議会の部会（分野別チーム会議）で検証を行い、障がい者団体からご意見をいただくとともに、市民へのパブリックコメントを実施いたしました。



第2章

海老名市における障がい福祉の現状と課題

第2章 海老名市における障がい福祉の現状と課題

1 海老名市における障がい児・者の状況と推移

海老名市は、2021年（令和3年）11月1日市制施行50周年を迎え、さらなる成長と発展を続けています。令和5年8月には推計人口が14万人に達しました。

現在の障害者手帳の所持者数は、人口増加率よりも高い増加率で推移しています。本計画の策定年度における令和5年4月1日現在、身体障がい児者3,360人、知的障がい児者1,076人、精神障がい児者1,527人で、総数5,963人となっています。全人口に占める割合は、4.25%です。

第6期計画策定時の見込数では、身体障がい児者3,323人、知的障がい児者1,066人、精神障がい児者1,504人、総数5,893人と見込んでいましたが、3障がいともに見込人数を上回る結果となりました。第7期計画最終年度の障がい者数の推計は、身体障がい児者3,502人、知的障がい児者1,433人、精神障がい児者2,408人、総数7,343人と見込んでいます。

《次ページ参照》

障がい者の在宅生活を支える、居宅介護や日中活動系サービス、グループホーム等の居住系のサービス、移動支援事業、日中一時支援等の利用者はこれまで増加傾向にありましたが、近年は、新型コロナウイルス感染症による利用控え等から一時減少しています。また、事業所の人材不足による運営規模の縮小や閉鎖による利用者数の減少、新規開設に伴う利用者数の増加等、事業所の運営状況が給付に大きく影響しています。

児童通所給付サービス、補装具・日常生活用具給付等事業、手話通訳・要約筆記者派遣を行う意思疎通支援事業、相談支援事業等は手帳所持者の増加及び転入等による人口増加の影響が大きく、多様化するニーズへの対応が求められています。

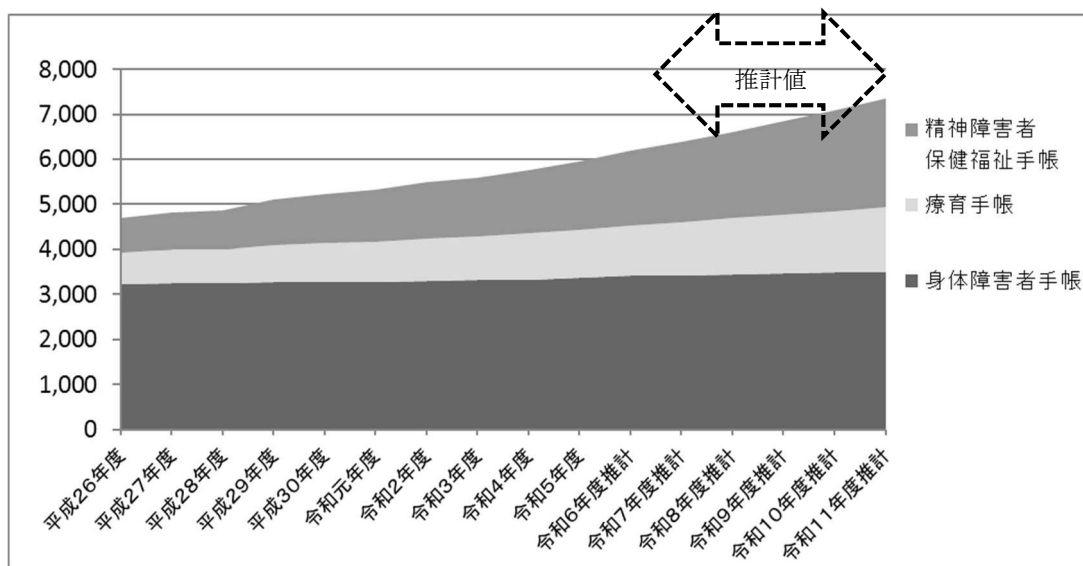
障がい者医療費助成制度は県内有数の助成範囲となっていることもあり、利用者数、給付費ともに年々増加しています。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正等により、雇用の分野において、より均等な機会が確保され、能力の発揮が十分に可能となったことから、障害者手帳を取得し、企業等への就労を目指す方も増えてきました。

社会制度も変革する中で、障がい児・者一人ひとりの個性や目指す生活に合わせた個別支援計画の作成体制の強化、計画に基づく、生活支援や就労支援、児童通所支援の提供体制を整え、より自分らしい充実した生活ができるよう、市全体の福祉を向上させていくことが求められています。

本計画において、ソフト・ハード両面における住みやすいまちへの取組、障がい福祉サービス及び児童通所給付サービスにおける必要量の見込み、地域の社会資源のあり方や提供体制について、十分に検討し、計画的に実践していく必要があります。

【障害者手帳所持者の推移（身体・知的・精神）】



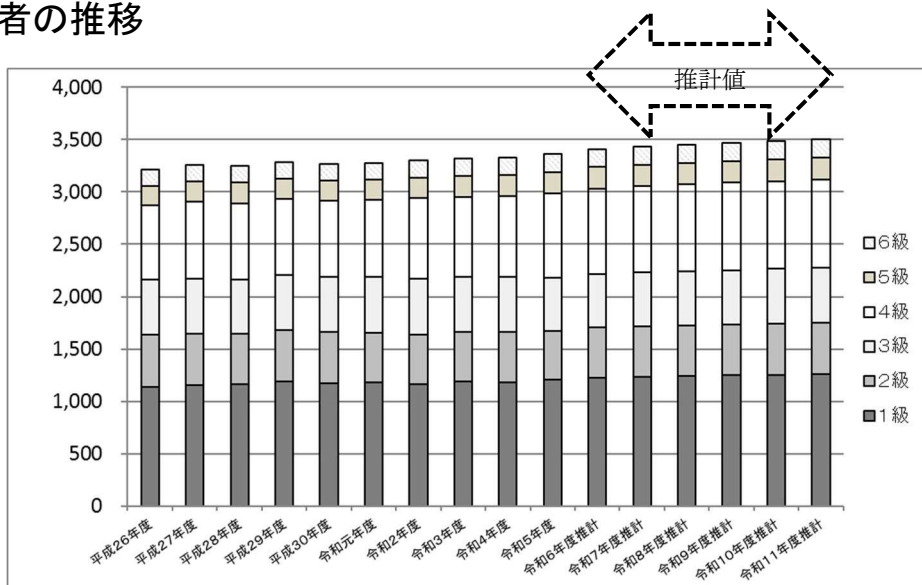
【障害者手帳所持者数（身体・知的・精神） 各年度4月1日現在（単位：人）】

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	計
平成26年度	3,214	701	776	4,691
平成27年度	3,258	742	827	4,827
平成28年度	3,250	753	856	4,859
平成29年度	3,281	816	1,006	5,103
平成30年度	3,267	874	1,087	5,228
令和元年度	3,277	900	1,158	5,335
令和2年度	3,302	941	1,255	5,498
令和3年度	3,320	973	1,287	5,580
令和4年度	3,330	1,029	1,412	5,771
令和5年度	3,360	1,076	1,527	5,963
令和6年度推計	3,407	1,129	1,647	6,183
令和7年度推計	3,429	1,184	1,777	6,390
令和8年度推計	3,449	1,242	1,917	6,608
令和9年度推計	3,468	1,303	2,069	6,840
令和10年度推計	3,485	1,366	2,232	7,083
令和11年度推計	3,502	1,433	2,408	7,343

* 色付きは推計値

(1) 身体障がい児・者の推移

身体障害者手帳所持者数は緩やかに増加していますが、身体障がい者全体に対する等級別手帳所持割合に大きな変化はありませんでした。前期計画策定時の令和2年4月1日時点における65歳以上の身体障害者手帳所持者は69.7%、今期令和5年4月1日時点では、68.9%であり、依然高齢化傾向にあります。

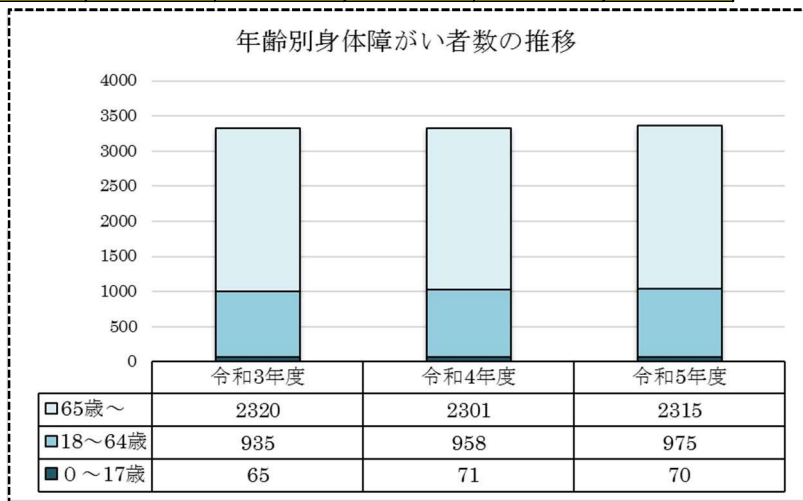


【障害者手帳所持者の推移（身体）】

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成26年度	1,135	504	525	709	184	157	3,214
平成27年度	1,151	496	526	734	192	159	3,258
平成28年度	1,168	478	518	729	196	161	3,250
平成29年度	1,188	489	526	728	196	154	3,281
平成30年度	1,176	487	528	725	190	161	3,267
令和元年度	1,180	478	533	736	188	162	3,277
令和2年度	1,168	471	535	766	199	163	3,302
令和3年度	1,189	473	525	768	200	165	3,320
令和4年度	1,185	475	526	776	200	168	3,330
令和5年度	1,210	459	512	805	203	171	3,360
令和6年度推計	1,227	477	511	818	204	170	3,407
令和7年度推計	1,234	480	515	823	206	171	3,429
令和8年度推計	1,241	483	517	829	207	172	3,449
令和9年度推計	1,249	486	520	832	208	173	3,468
令和10年度推計	1,255	488	523	836	209	174	3,485
令和11年度推計	1,261	491	525	840	210	175	3,502

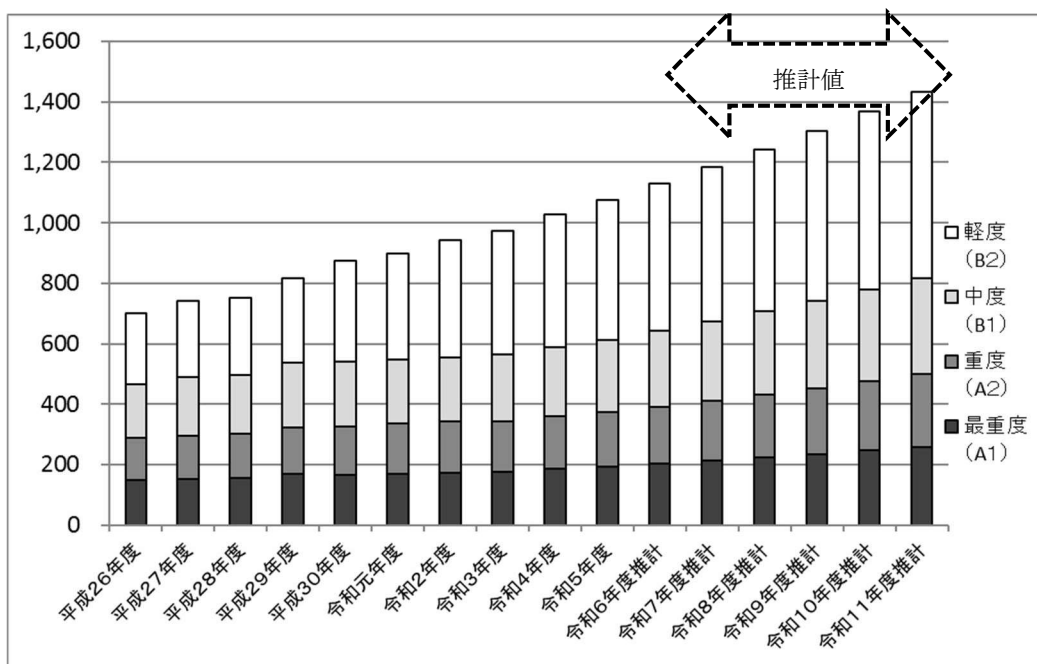
【障害者手帳所持者数（身体）】

各年度4月1日現在（単位：人）
色付きは推計値



(2) 知的障がい児・者の推移

「発達障害者支援法」が平成17年4月に施行され、また、障がい者雇用の促進により、就労を目指し療育手帳を取得する等、療育手帳所持者数は増加傾向にあります。



知的障がいに対する理解度が高まることで、療育手帳申請者が増加しているとの見方もできます。

【障害者手帳所持者の推移 (療育)】

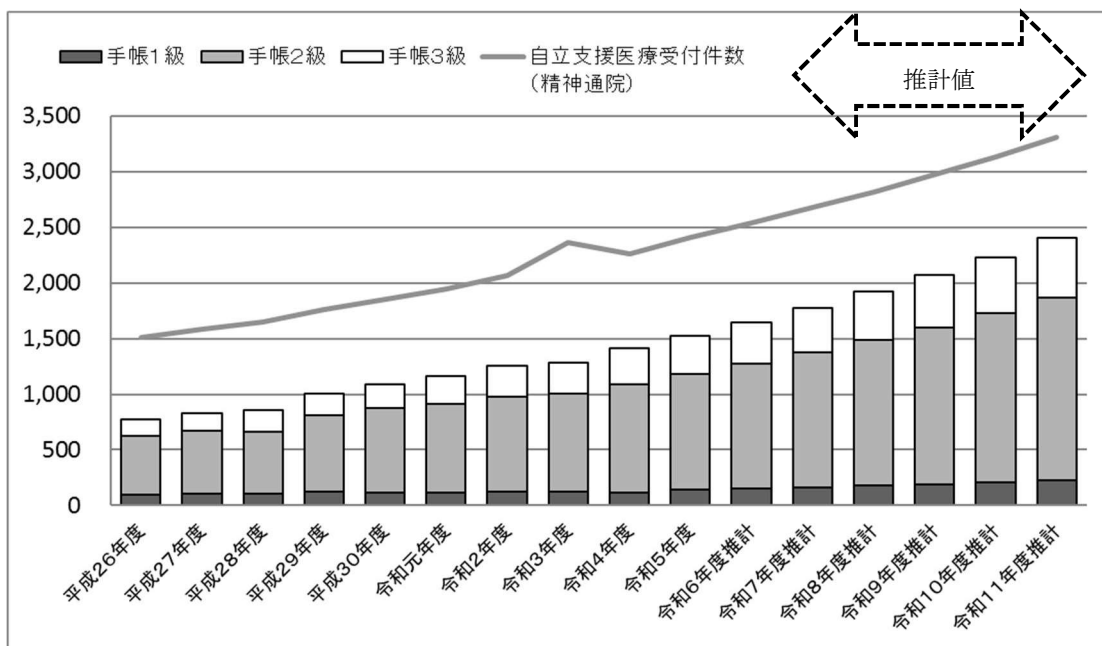
物事の理解が困難、コミュニケーションがとりづらい、落ち着きがない、友達とうまく遊べないなど症状の現れ方はさまざまであり、早い時期からの特性に配慮した支援や環境づくりが大切です。

【障害者手帳所持者数 (療育)】各年度4月1日現在 (単位：人) 色付きは推計値

	最重度 (A1)	重度 (A2)	中度 (B1)	軽度 (B2)	計
平成26年度	149	140	178	234	701
平成27年度	154	142	194	252	742
平成28年度	157	144	197	255	753
平成29年度	168	154	215	279	816
平成30年度	167	159	216	332	874
令和元年度	169	169	210	352	900
令和2年度	172	170	213	386	941
令和3年度	177	167	221	408	973
令和4年度	186	173	228	442	1,029
令和5年度	193	180	239	464	1,076
令和6年度推計	202	189	251	487	1,129
令和7年度推計	212	198	263	511	1,184
令和8年度推計	223	208	276	535	1,242
令和9年度推計	235	218	289	561	1,303
令和10年度推計	247	229	303	589	1,366
令和11年度推計	259	240	318	616	1,433

(3) 精神障がい児・者の推移

精神保健福祉手帳及び自立支援医療受給者は著しく増加しています。精神障がいのある方が自立し、社会参加を積極的に行えるよう、様々な制度やサービスの利用をしやすくする環境



【障害者手帳所持者（精神）及び自立支援医療受給者数推移】

をつくることと、全ての人が

互いに尊重し合い共生する社会の実現ために、精神障がいに対する理解の促進をすることが必要であると考えられます。

【障害者手帳所持者数（精神）及び自立支援医療受給者数】各年度4月1日現在（単位：人）

	手帳1級	手帳2級	手帳3級	計	自立支援医療受付件数（精神通院）
平成26年度	97	528	151	776	1,505
平成27年度	106	563	158	827	1,581
平成28年度	105	558	193	856	1,650
平成29年度	124	686	196	1,006	1,763
平成30年度	118	753	216	1,087	1,855
令和元年度	114	800	244	1,158	1,946
令和2年度	127	852	276	1,255	2,062
令和3年度	125	881	281	1,287	2,359
令和4年度	118	970	324	1,412	2,256
令和5年度	142	1,039	346	1,527	2,405
令和6年度推計	153	1,121	373	1,647	2,536
令和7年度推計	165	1,209	403	1,777	2,674
令和8年度推計	178	1,305	434	1,917	2,819
令和9年度推計	192	1,408	469	2,069	2,973
令和10年度推計	208	1,518	506	2,232	3,135
令和11年度推計	224	1,638	546	2,408	3,305

2 第6期計画期間における取組状況

(1) 第6期計画期間における基本目標別取組状況

第6期障がい者福祉計画においては、前計画での取組状況、障がい者福祉計画策定懇談会や自立支援協議会アンケート結果等から導き出された課題を踏まえ、誰もがその人らしく安全・安心に暮らすことができるように、中長期的に取り組むべきテーマを4つの基本目標と定め、事業を推進してきました。

第7期障がい者福祉計画策定に向け、第6期計画の取組状況について基本目標ごとに振り返ります。

基本目標Ⅰ 地域の資源をつなぐためのシステムの推進

地域の資源をつなぐ取組として、2022年（令和4年）7月1日より、地域生活支援拠点面的整備の運用を開始し、緊急時の備え等、協議しながら充実させてきました。市内の障がい福祉サービス提供事業所をつなぎ、事業所支援を行う「基幹相談支援センター ビナサポート未来」が2023年（令和5年）6月1日に新規開設となりました。

2022年度（令和4年度）末より海老名市立わかば会館における障がい福祉サービス提供体制、児童を対象とした療育支援事業及び児童発達支援センター機能について検討を開始し、新たな施設整備を視野に入れ、機能充実に向けた施設のあり方について検討を開始しました。

入所施設からの退所者や長期入院からの退院後の障がい者を地域で受け入れる、地域包括ケアシステム協議の場については、十分な検討を行うことができず、代替事業を示すことなく、第7期計画に課題を残す結果となりました。

障がい福祉人材育成・確保の面においては、国の指針として、市の計画に掲載する項目のひとつに挙げられていますが、国全体で大きな課題となっており、市として具体的な対策を打ち出すことができない結果となりました。市の取組の中でできることを再確認した上で、より実践的な内容を第7期計画に示していく必要があります。

福祉法人の設立に向けた協議が行われ、現事業の整理・充実、新規事業の確立へ向けて2023年度（令和5年度）末に福祉法人設立となります。

海老名市自立支援協議会は、組織が形骸化する地域もある中、各チーム会議、事業所連絡会等多くの取組がなされ、本体会議においても事例検討を行い、地域課題の抽出、課題への提言までを目指し、工夫した運営がなされています。

第6期計画において、地域資源をつなぐシステムづくりのための協議の場については、計画策定当初は感染症対策を講じながらの限定的な開催となり、苦しい展開となったものの、後半においてはより効率的な運営ができ、市と関係機関における良好な連携が図れ、一定の成果を得られたものと考えます。海老名市だけでは達成が難しい課題については、達成までの道筋を明確にし、関係機関との良好な関係を継続し、できることから実践することを大切に、第7期計画につなげてまいります。

基本目標Ⅱ 自分らしく生きるための自己選択と自己決定の尊重

第6期計画期間中における、障がい福祉サービスの「自己選択・自己決定」は、前半は、新型コロナウイルス感染症に伴う事業所の閉鎖、利用控えもあり、必要なサービスを受けられない状況や事業所が運営できない等、利用者事業者双方で苦しい展開となりました。感染不安で通所できない場合における代替サービスの提供、国制度の緩和等があり、海老名市においても柔軟な支給決定を行いました。

相談支援事業は必要性が高く、利用者を障がい福祉サービスにつなぐ機関として機能強化がなされてきました。

移動支援事業においては行動援護等のサービス利用者の増加により、利用時間が減る傾向がありました。障がい者一人ひとりの特性、意思決定、家族の支援状況も考慮し、柔軟なサービス支給の決定に努めました。

感染症によるイベントの自粛により、社会参加の機会が減ってしまった期間でもありましたが、本人活動支援事業は障がい者本人を支援する団体の協力により、工夫して実施されていきました。

障がい者相談窓口「K. T. S.」では、相談件数が増加しており、特に精神障がいに悩む方や家族からの電話相談が多く、必要に応じて関係機関につなぐ等、連携強化に努めています。

就労移行、就労継続支援事業所の増加に伴い、利用を希望する方本人が体験し、自分に合った事業所を選べるようになってきています。支援内容が多様化し、通所できることを目標とするだけでなく、農作物の収穫やパン、お菓子の販売をとおして、やりがいにつながり、充実した日中活動を過ごすことができつつあります。

優先調達事業の周知は継続し行ってきましたが、継続・充実することが重要であるため、第7期計画でも工夫して取り組み、事業所での工賃向上への一助としていく必要があります。

就労チャレンジ事業は事業終了となりましたが、就労支援に向けた新たな事業を見据え、実施方法を検討していきます。

市内のグループホームが増加しています。入所施設からの地域移行者、自宅生活からの自立に対応してきました。グループホームについては、サービス支給決定を受けていても実際の利用に慎重になる障がい者や家族も多いのが現状です。

地域生活を支える地域移行支援は、事業所が限定されるため大きな増加とはなりません。地域定着支援は実施体制が難しく、市内での実施事業所はありませんが、緊急的な部分においては、地域生活支援拠点面的整備事業の中で、補完的な役割を担っていくことになります。

基本目標Ⅲ 住みたい、住み続けたい福祉のまち

ハード面のバリアフリー化は十分に周知され、浸透してきており、障がい者のみならず誰にとっても住みよいまちづくりが展開されています。災害時における避難行動要支援者対策は法改正に基づき現在進行中です。障がい者にとっての一次避難所として福祉避難所も位置付けられるようになったことから、福祉避難所の指定及び運営面の課題は大きく、地域生活をする障がい児・者の関心も高まっています。聴覚障がい、音声言語機能障がい者が利用するNET119により、自身での通報ができるようになったことから、より安心につながってい

る一方で、使い方を忘れている、端末変更による登録未変更等、登録後の活用がうまくいかない事例がありました。

障がい福祉サービスの利用に際し、自立支援医療受給者証利用の方も支給決定できることから、申請等件数が著しく増加しています。障がい者医療費助成制度は、対象とする障がいの範囲が広く、助成人数、給付費ともに大きく増加していますが、助成範囲を縮小することなく継続実施してきました。

特定検診、生活習慣病予防、がん検診等事業により、障がいの原因となる疾病の予防に取り組みました。自殺予防事業を継続的に実施しています。

障がい者虐待通報件数については、増加傾向にあり、虐待を見逃さない社会となりつつあります。通報の中には虐待認定とされない事案もありますが、調査をすることにより、虐待の防止につながっています。

成年後見制度に関するニーズも高まっています。障がいの理解、普及啓発事業を実施し、共生社会に近づきつつありますが、さらに障がい特性や障がいに起因した二次障がいへも注目し、より個を尊重した共生社会を目指すところとなっています。

差別解消地域協議会を年3回実施し、令和4年度は学校教育における支援体制について協議を行い、令和5年度においては、市や公共施設で不便さを感じる点、配慮があつてよかった点等のアンケート調査を実施し、新たな取組につながっています。

ボランティア団体を補助し、視覚障がい者を対象に、広報音声版点字版の作成、対象者への送付を行いました。音声版においては市ホームページに掲載され、視覚障がい者への情報支援を継続しています。手話通訳、要約筆記派遣事業においては、講演会等に聴覚障がい者への情報保障を行いました。聴覚障がい者個人への派遣においては、コロナ禍は件数が一時的に減ったものの、高齢化による医療派遣へのニーズが高まっています。コロナ禍における手話通訳・要約筆記者養成講座等は委託先の工夫により可能な限り実施してきました。

基本目標Ⅳ ライフステージをつなぐ一貫した支援

乳幼児健診から療育が必要な児童に対する福祉サービスへのつながりは連携体制が取れてきましたが、療育を必要とする児童は増加傾向にあり、療育相談ニーズが人口増の影響もあり、迅速に対応しきれず、すぐにサービスにつながらない実態があり課題となっています。

児童の療育支援事業はいずれも著しく増加しました。

学校教育においては、どの児童も安心して通学等ができる教育環境整備に努めてきました。不登校となった児童の中には療育支援が必要な児童・生徒も多く、連携の強化とともに、制度の周知や情報発信の手法も重要であると認識しています。

3 アンケート調査結果と課題整理

(1) 障がい者へのアンケート

① 目的

障がい福祉サービスについて中心に意見を伺い、現状における課題を分析し、計画に反映するため

② 対象者

障がい者手帳所持者及び手帳非所持者のうち障がいサービス利用者
800名

③ 回答率

39.5% (800名中316名)

- ・インターネットによる回答 121名 (38.3%)
- ・郵送による回答 195名 (61.7%)

④ 調査方法

インターネット及び郵送による回答

⑤ 調査時期

令和5年6月末発送

⑥ 分析

令和5年7月中旬回収、8月集計及び分析

⑦ 内容

- ア) 生活全般について
- イ) 住まいについて
- ウ) 暮らし・相談について
- エ) 就労・日中活動について
- オ) 差別・権利擁護について
- カ) 防災・避難行動について。
- キ) 情報支援について

回答者の状況

グラフ1：回答者

回答者	総計	身体	知的	精神
本人が回答	70.6%	52.4%	6.7%	84.8%
本人の意見を聞いて回答	10.8%	18.2%	10.0%	5.3%
本人の立場に立って回答	18.7%	29.4%	83.3%	9.9%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

グラフ2：主な介護者

主な介護者	総計	身体	知的	精神
配偶者	14.2%	16.9%	3.8%	12.5%
親	30.5%	28.4%	50.0%	32.9%
兄弟姉妹	7.4%	7.0%	13.5%	7.9%
子ども	6.8%	8.0%	0.0%	6.3%
その他家族	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
施設職員	18.3%	14.9%	23.1%	20.0%
支援は必要ない	11.3%	14.9%	0.0%	7.9%
その他	10.6%	9.5%	9.6%	11.7%
無回答	0.9%	0.5%	0.0%	0.8%

グラフ3：年齢

年齢	総計	身体	知的	精神
18～19歳	1.6%	2.1%	6.7%	1.2%
20～29歳	9.8%	11.2%	30.0%	8.7%
30～39歳	15.2%	9.1%	13.3%	21.5%
40～49歳	26.6%	20.3%	23.3%	31.4%
50～59歳	20.9%	17.5%	0.0%	22.7%
60～64歳	13.3%	21.0%	6.7%	8.7%
65～74歳	2.5%	2.1%	0.0%	2.3%
75歳以上	5.4%	9.8%	3.3%	0.6%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

グラフ4：手帳所持状況

手帳所持状況について	総計	身体	知的	精神
手帳所持者	66.7%	80.8%	90.9%	59.5%
介護保険の要介護認定を受けている	4.9%	10.2%	6.1%	1.7%
指定難病の認定を受けている	3.0%	4.5%	0.0%	2.1%
自立支援医療（精神通院）を利用している	24.3%	4.5%	3.0%	36.7%
無回答	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%

グラフ5：所持する障がい者手帳内訳

手帳内訳	総計
身体	41.4%
知的	8.7%
精神	49.9%

グラフ6：医療的ケアの状況

医療的ケア	総計
受けている	13.6%
受けていない	82.9%
無回答	3.5%

グラフ7：障がい福祉サービスの利用状況

障がい福祉サービスの利用	総計	身体	知的	精神
している	65.8%	57.3%	83.3%	72.7%
していない	32.6%	39.9%	13.3%	26.2%
無回答	1.6%	2.8%	3.3%	1.2%

グラフ8：障がい福祉サービスの内容

サービス利用の内容	総計	身体	知的	精神
訪問サービス	12.3%	12.8%	4.3%	13.8%
外出サービス	9.4%	14.5%	11.6%	5.3%
通所サービス	25.2%	16.2%	21.7%	33.5%
就労定着支援	3.2%	2.2%	1.4%	4.3%
短期入所	5.9%	10.6%	14.5%	1.6%
住居提供を受けるサービス（短期入所除く）	7.0%	5.0%	10.1%	6.9%
用具交付（ストマ用具含む）	8.6%	16.8%	14.5%	1.1%
医療費補助	24.4%	20.1%	21.7%	27.1%
その他	4.0%	1.7%	0.0%	6.4%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

ア) 生活全般について

生活全般についての問である、「困っていることは何ですか（グラフ9）」では、3障がいとも「自分の健康」を選択する回答が多くなっています。また、精神障がいでは経済面の不安が多く選ばれています。知的障がいでは余暇を過ごす場所や外出支援の不足を選択する回答が多くなっています。

グラフ9：困っていることは何か

グラフ9：困っていることは何ですか	総計	身体	知的	精神
生活の場（住居、施設など）	4.8%	5.1%	7.1%	5.2%
日常生活（入浴、食事、家事など）	4.5%	6.6%	7.1%	3.4%
自分の健康	19.4%	19.1%	14.3%	19.6%
家族の健康	8.0%	7.8%	7.1%	8.0%
人間関係	7.7%	5.1%	3.6%	9.3%
相談先が少ない	3.6%	2.7%	1.8%	4.1%
就職・仕事の問題	7.7%	5.1%	0.0%	9.3%
経済面の不安	18.8%	13.6%	8.9%	21.9%
昼間過ごす場所がない	0.9%	0.4%	0.0%	1.3%
余暇を過ごす場所が少ない	6.3%	10.5%	26.8%	3.1%
財産管理	2.5%	1.6%	1.8%	3.1%
外出支援が少ない	5.9%	10.1%	14.3%	3.6%
その他	5.6%	8.2%	3.6%	3.9%
なし	2.3%	2.3%	1.8%	2.8%
無回答	2.0%	1.9%	1.8%	1.5%

【第6期との比較】

回答傾向に大きな変化はありませんでした。

* 第6期調査結果

図1：困っていることは何ですか	総計	身体	知的	精神
生活の場（住居、施設など）	4.8%	3.3%	4.2%	6.4%
日常生活（入浴、食事、家事など）	5.3%	7.1%	4.6%	6.4%
自分の健康	17.2%	20.7%	16.5%	13.9%
家族の健康	10.4%	12.5%	9.5%	9.2%
人間関係	8.2%	3.3%	9.1%	9.8%
相談先が少ない	3.9%	3.3%	2.8%	4.6%
就職・仕事の問題	5.6%	2.2%	3.5%	11.0%
経済面の不安	10.7%	10.3%	6.3%	15.0%
昼間過ごす場所がない	1.0%	1.6%	1.1%	1.2%
余暇を過ごす場所が少ない	10.9%	10.3%	16.5%	6.9%
財産管理	2.6%	2.2%	1.8%	3.5%
外出支援が少ない	9.5%	15.8%	12.3%	5.2%
その他	3.4%	3.3%	3.5%	3.5%
なし	5.3%	3.8%	6.7%	2.9%
無回答	1.2%	0.5%	1.8%	0.6%

イ) 住まいについて

「今の生活の場所(グラフ 10)」では、自分や家族の持ち家、賃貸で生活している人が多いですが、「将来生活したい場所(グラフ 11)」としては、知的障がい者はグループホーム、障がい者入所施設を選択する回答が多く、身体・精神障がい者は自分の持ち家、賃貸を選択する回答が多くなっています。

グラフ 10：今の生活の場所

グラフ10：今の生活の場所	総計	身体	知的	精神
自分の持ち家、賃貸	36.7%	42.0%	6.7%	33.1%
家族の持ち家、賃貸	49.1%	44.8%	66.7%	52.9%
グループホーム	5.1%	2.1%	6.7%	7.0%
障がい者入所施設	2.8%	6.3%	13.3%	0.0%
老人ホーム・高齢者支援住宅	0.9%	1.4%	3.3%	0.0%
病院	1.9%	2.1%	0.0%	2.3%
その他	0.9%	0.0%	0.0%	1.7%
無回答	2.5%	1.4%	3.3%	2.9%

グラフ 11：将来生活したい場所

グラフ11：将来生活したい場所	総計	身体	知的	精神
自分の持ち家、賃貸	40.8%	41.3%	6.7%	40.1%
家族の持ち家、賃貸	34.2%	30.8%	26.7%	38.4%
グループホーム	8.5%	6.3%	26.7%	9.9%
障がい者入所施設	6.0%	13.3%	36.7%	0.0%
老人ホーム・高齢者支援住宅	4.1%	2.8%	0.0%	4.1%
病院	0.3%	0.7%	0.0%	0.6%
その他	4.4%	3.5%	0.0%	4.7%
無回答	1.6%	1.4%	3.3%	2.3%

【第6期との比較】

全体の傾向として、自分または家族の持ち家、賃貸を希望する割合が高まっています。

* 第6期調査結果

図3：将来生活したい場所	総計	身体	知的	精神
自分の持ち家、賃貸	24.0%	32.2%	5.3%	43.7%
家族の持ち家、賃貸	25.1%	23.0%	23.0%	31.0%
グループホーム	22.3%	14.9%	34.9%	7.0%
障がい者入所施設	19.9%	21.8%	29.6%	9.9%
老人ホーム・高齢者支援住宅	2.1%	2.3%	2.0%	1.4%
病院	0.3%	1.1%	0.0%	0.0%
その他	4.2%	4.6%	2.0%	5.6%
無回答	2.1%	0.0%	3.3%	1.4%

「生活の場について望むこと（グラフ12）」では、3障がいとも自宅で生活するための支援として介護・家事支援を望む回答が多く、精神障がいではそれに加え賃貸契約の支援を望む回答が多くなっています。知的障がいではグループホーム、入所施設の増を望む回答が多い傾向にあります。身体・精神障がいではバリアフリー補助金の充実を望む回答が多くなっています。

前回調査時と比較して増加した「その他」の回答は、自立や結婚、安定した収入等を望む回答がありました。

グラフ 12：生活の場に望むこと

グラフ12：生活の場に望む事	総計	身体	知的	精神
自宅で生活するための介護・家事支援	17.9%	21.7%	15.8%	15.2%
自宅で生活するための賃貸契約の支援	10.6%	5.1%	0.0%	15.2%
グループホームの増	5.7%	4.6%	21.1%	6.2%
障がい者入所施設の増	6.5%	11.4%	31.6%	1.9%
バリアフリー補助金の充実	7.8%	12.6%	5.3%	4.3%
その他	36.5%	33.1%	13.2%	39.8%
現状で満足	9.1%	8.0%	7.9%	9.5%
無回答	6.0%	3.4%	5.3%	8.1%

【第6期との比較】

3年前はグループホームの増加を望む回答が多く、「現状で満足」と回答する割合が今回調査では減少しています。

*第6期調査結果

図4：生活の場に望む事	総計	身体	知的	精神
自宅で生活するための介護・家事支援	18.5%	24.3%	13.9%	17.9%
自宅で生活するための賃貸契約の支援	8.9%	3.3%	5.5%	17.1%
グループホームの増	19.8%	11.2%	27.8%	17.1%
障がい者入所施設の増	20.0%	21.1%	23.6%	17.9%
バリアフリー補助金の充実	10.2%	22.4%	8.0%	6.0%
その他	4.6%	3.3%	5.1%	3.4%
現状で満足	14.6%	12.5%	12.7%	17.1%
無回答	3.3%	2.0%	3.4%	3.4%

ウ) 暮らし・相談について

「日常生活で困ること、望むこと（グラフ13）」では身体・知的障がいでは「身体介護（入浴、食事等）」を望む回答が多く、家事援助を望む回答は精神障がいが多い傾向にあります。通院介助や短期入所については3障がいとも多く回答されています。身体・知的障がいではリハビリの相談を望む回答が多く、精神障がいでは健康についての相談を望む回答が多くなっています。

前回調査時と比較して増加した「その他」の回答内容は、多種多様であり、ライフスタイル、特性等によりニーズが異なっています。

グラフ 13：日常生活で困ること

グラフ13：日常生活で困ること、望むこと	総計	身体	知的	精神
家事援助（料理、掃除、洗濯、買い物等）	18.5%	14.7%	5.8%	21.8%
身体介護（入浴、食事等）	6.8%	11.8%	15.4%	3.3%
通院介助	8.6%	7.1%	13.5%	9.5%
たまた泊まれる場所	10.6%	10.0%	23.1%	10.3%
健康についての相談	10.2%	5.7%	3.8%	13.6%
装具、介護用品の相談	2.2%	4.7%	11.5%	0.0%
リハビリの相談	5.7%	9.5%	11.5%	3.7%
自宅での医療的ケア	1.5%	1.4%	0.0%	1.6%
職場での身体介護	0.2%	0.5%	0.0%	0.0%
その他	24.1%	24.2%	7.7%	23.5%
必要なし	6.0%	3.3%	0.0%	8.6%
無回答	5.5%	7.1%	7.7%	4.1%

【第6期との比較】

回答傾向に大きな変化はありませんが、知的障がいでは「たまた泊まれる場所」で不便さを感じる方が増加していることがわかります。

*第6期調査結果

図5：日常生活で困る事、望む事	総計	身体	知的	精神
家事援助（料理、掃除、洗濯、買い物等）	15.0%	12.1%	9.7%	21.2%
身体介護（入浴、食事等）	11.2%	18.8%	12.5%	4.8%
通院介助	11.7%	12.8%	12.0%	10.6%
たまた泊まれる場所	14.0%	11.4%	16.7%	14.4%
健康についての相談	7.9%	4.0%	8.3%	12.5%
装具、介護用品の相談	2.8%	5.4%	2.3%	1.9%
リハビリの相談	5.4%	13.4%	3.2%	2.9%
自宅での医療的ケア	2.8%	4.7%	0.9%	2.9%
職場での身体介護	1.2%	2.0%	0.9%	1.0%
その他	8.2%	3.4%	10.6%	5.8%
必要なし	13.1%	7.4%	13.0%	19.2%
無回答	6.8%	4.7%	9.7%	2.9%

「外出・移動で困ること、望むこと（グラフ14）」では、3障がいとも「交通手段の不足で困っている」という回答が多く、身体障がいでは移動支援の少なさや町中の段差の多さ、道の狭さに、知的障がいでは移動支援の不足、精神障がいでは外出時の体調不良や交通費が高額になることで困っているという回答が多くなっています。

前回調査時と比較して増加した「その他」の回答内容は、通行中の自転車走行のマナー、多目的トイレの使用に関する配慮を求める意見、多目的トイレへの介助用ベッドの設置を望む意見がありました。

グラフ 14：外出、移動で困ること、望むこと

図14：外出・移動で困ること、望むこと	総計	身体	知的	精神
交通手段がない、少ない	10.8%	10.2%	11.1%	11.5%
移動支援がない、少ない	10.6%	13.8%	22.2%	8.1%
町中の段差が多い	7.2%	12.4%	14.8%	3.1%
誘導ブロック、音声案内が少ない	1.4%	2.2%	0.0%	0.8%
外出時ケガ・体調不良が心配	11.8%	10.7%	9.3%	13.1%
道が狭い	4.3%	3.6%	3.7%	5.0%
交通費が高額で外出しづらい	15.5%	10.7%	5.6%	19.6%
外出したい場所がない	5.6%	3.1%	9.3%	7.3%
その他	22.8%	23.1%	13.0%	21.9%
特になし	6.0%	5.8%	1.9%	5.8%
無回答	3.9%	4.4%	9.3%	3.8%

【第6期との比較】

「移動支援がない、少ない」と回答した割合は減っていますが、外出・移動で困ること「特になし」と回答した割合が減少しており、外出に不便を感じている方は一定数いる状況です。

*第6期調査結果

図 6：外出・移動で困る事、望む事	総計	身体	知的	精神
交通手段がない、少ない	11.6%	13.4%	11.3%	11.0%
移動支援がない、少ない	21.1%	24.8%	28.2%	6.4%
町中の段差が多い	7.0%	14.1%	6.6%	2.8%
誘導ブロック、音声案内が少ない	1.4%	2.0%	0.9%	0.9%
外出時ケガ・体調不良が心配	9.0%	8.7%	5.6%	12.8%
道が狭い	5.3%	10.1%	5.6%	3.7%
交通費が高額で外出しづらい	9.0%	6.7%	4.7%	18.3%
外出したい場所がない	7.4%	2.0%	6.6%	13.8%
その他	6.5%	6.0%	6.6%	4.6%
特になし	17.4%	6.7%	20.2%	21.1%
無回答	4.2%	5.4%	3.8%	4.6%

「相談支援で困ること、望むこと（グラフ 15）」では、3障がい者に共通して、「身近な場所での相談」や「相談場所の増」「日時を気にせず相談」を回答した割合が高い傾向にあります。精神障がいでは「対人関係、社会生活の相談」を望んでいることがわかります。

グラフ 15：相談支援で困ること、望むこと

グラフ15：相談支援で困ること、望むこと	総計	身体	知的	精神
身近な場所での相談	11.4%	8.8%	15.2%	12.9%
相談場所の増	11.6%	11.5%	15.2%	12.2%
医療的な相談	4.7%	3.8%	4.3%	5.1%
金銭管理の相談	4.4%	1.6%	6.5%	6.1%
対人関係、社会生活の相談	9.5%	2.2%	6.5%	13.9%
日時を気にせず相談	11.8%	11.0%	15.2%	13.2%
サービス利用のアドバイスや事業所契約の支援	5.5%	7.1%	10.9%	4.4%
どこに相談したらいいのか分からない	8.9%	8.8%	8.7%	9.8%
特になし	23.5%	35.2%	6.5%	15.6%
その他	3.2%	3.3%	0.0%	2.7%
無回答	5.5%	6.6%	10.9%	4.1%

【第6期との比較】

回答の傾向に大きな変化はありませんでした。

*第6期調査結果

図7：相談支援で困る事、望む事	総計	身体	知的	精神
身近な場所での相談	9.7%	12.3%	11.1%	8.2%
相談場所の増	12.0%	7.4%	12.0%	16.4%
医療的な相談	6.9%	11.5%	8.8%	3.7%
金銭管理の相談	5.3%	2.5%	5.1%	8.2%
対人関係、社会生活の相談	11.5%	4.9%	10.1%	17.2%
日時を気にせず相談	10.6%	6.6%	9.2%	13.4%
サービス利用のアドバイスや事業所契約の支援	8.7%	11.5%	8.8%	8.2%
どこに相談したらいいのか分からない	7.6%	5.7%	4.6%	10.4%
その他	2.5%	3.3%	2.8%	2.2%
特になし	18.9%	24.6%	19.8%	9.7%
無回答	6.4%	9.8%	7.8%	2.2%

「サービス等利用計画の作成状況（グラフ16）」では、計画相談支援とケアプランを合わせて4割程度、知的障がいでは5割程度の結果となりました。本調査の障がい福祉サービス利用者の6割程度に当たります。

グラフ17は、グラフ16で「セルフプランで作成」と回答した方のみが、「計画相談支援を利用したいか」（グラフ17）について回答しています。知的障がいは「利用したい」を選択する回答が多く、身体、精神障がいでは、「計画相談支援が分からない」という回答が多数でした。

グラフ 16：サービス等利用計画の作成状況

グラフ16：サービス等利用計画の作成	総計	身体	知的	精神
計画相談支援で作成	34.8%	28.0%	53.3%	41.3%
セルフプランで作成	16.8%	17.5%	20.0%	16.9%
介護のケアマネージャーが作成	5.4%	10.5%	0.0%	1.2%
障がい福祉サービスの利用なし	32.0%	35.0%	13.3%	29.7%
無回答	11.1%	9.1%	13.3%	11.0%

グラフ 17：計画相談支援を利用したいか

グラフ17：計画相談支援を利用したいか	総計	身体	知的	精神
利用したい	22.6%	28.0%	50.0%	17.2%
利用したくない	18.9%	24.0%	0.0%	17.2%
利用したいが申請方法が分からない	11.3%	8.0%	16.7%	13.8%
計画相談支援が分からない	45.3%	36.0%	33.3%	51.7%
無回答	1.9%	4.0%	0.0%	0.0%

【第6期との比較】

障がい福祉サービス利用者への調査結果となっています。「計画相談支援がわからない」という回答割合が高い状況は変化がありません。

*第6期調査結果

図 8：サービス等利用計画の作成	総計	身体	知的	精神
計画相談支援で作成	64.8%	56.3%	75.7%	62.5%
セルフプランで作成	13.7%	9.2%	8.8%	25.0%
介護のケアマネージャーが作成	7.7%	21.8%	1.4%	2.8%
障がい福祉サービスの利用なし	3.5%	1.1%	5.4%	1.4%
無回答	10.2%	11.5%	8.8%	8.3%

図 9：計画相談支援を利用したいか	総計	身体	知的	精神
利用したい	28.2%	0.0%	38.5%	33.3%
利用したくない	7.7%	0.0%	7.7%	11.1%
利用したいが申請方法が分からない	15.4%	12.5%	23.1%	11.1%
計画相談支援が分からない	41.0%	75.0%	23.1%	38.9%
無回答	7.7%	12.5%	7.7%	5.6%

「財産管理で困ること、望むこと（グラフ18）」では、サービス実利用者と同じく「現在は不要だが将来的には支援が必要」との回答が多く選ばれています。「その他」の回答として、「専門家に相談したい」、「財産がない、困難な状況」等がありました。

グラフ 18：財産管理で困ること、望むこと

グラフ18：財産管理で困ること、望むこと	総計	身体	知的	精神
銀行口座等、手元以外の財産管理	2.1%	1.6%	3.0%	2.5%
財産全体の管理	4.1%	1.6%	3.0%	6.3%
相続の支援	5.1%	0.8%	0.0%	8.2%
契約行為の支援	5.1%	3.1%	6.1%	5.7%
現在は不要だが将来的には支援が必要	25.7%	27.9%	45.5%	23.9%
成年後見制度の相談	6.2%	7.0%	21.2%	5.0%
その他	39.4%	48.1%	12.1%	34.6%
特になし	6.5%	4.7%	3.0%	8.2%
無回答	5.8%	5.4%	6.1%	5.7%

【第6期との比較】

「特になし」が最も多い回答結果でしたが、今回調査では減少しており、財産管理への不安があることがわかります。

* 第6期調査結果

図10：財産管理で困る事、望む事	総計	身体	知的	精神
銀行口座等、手元以外の財産管理	2.7%	5.7%	1.6%	2.0%
財産全体の管理	5.4%	6.6%	5.3%	5.0%
相続の支援	4.6%	2.8%	1.1%	10.9%
契約行為の支援	5.1%	1.9%	3.7%	11.9%
現在は不要だが将来的には支援が必要	33.8%	28.3%	42.6%	27.7%
成年後見制度の相談	10.5%	8.5%	12.6%	10.9%
その他	3.5%	2.8%	2.1%	5.0%
特になし	28.9%	34.9%	26.8%	22.8%
無回答	5.4%	8.5%	4.2%	4.0%

エ) 就労・日中活動について

「現在の仕事内容（グラフ19）」では、「生活介護、就労継続支援 B 型」が最も多く、知的障がいでは顕著です。一方で回答者の87.3%が65歳未満ですが、「なし」の割合が高い結果となりました。

「パート、アルバイト」を含めた一般就労者割合が前回調査時よりもわずかに高まっています。

グラフ 19：現在の仕事内容

グラフ19：現在の仕事内容	総計	身体	知的	精神
正社員	7.9%	11.8%	3.3%	4.7%
契約社員	2.5%	2.8%	0.0%	2.3%
パート、アルバイト	7.9%	4.9%	0.0%	10.5%
自営業	2.2%	2.8%	0.0%	1.8%
就労継続支援 A 型	2.8%	2.1%	3.3%	3.5%
就労移行支援	4.1%	2.1%	10.0%	5.8%
就労継続支援 B 型、生活介護	25.0%	19.4%	43.3%	29.8%
なし	38.6%	46.5%	30.0%	32.7%
その他	6.0%	4.2%	0.0%	7.0%
無回答	2.8%	3.5%	10.0%	1.8%

【第6期との比較】

「なし」の回答割合が前回調査時と比較し増加しています。

* 第6期調査結果

図1 1：現在の仕事内容	総計	身体	知的	精神
正社員	1.8%	1.1%	0.7%	4.2%
契約社員	2.5%	1.1%	2.7%	2.8%
パート、アルバイト	4.2%	1.1%	2.0%	11.3%
自営業	0.7%	2.3%	0.0%	0.0%
就労継続支援 A 型	5.3%	2.3%	5.4%	7.0%
就労移行支援	7.1%	3.4%	6.8%	5.6%
就労継続支援 B 型、生活介護	46.6%	40.2%	62.2%	36.6%
その他	6.0%	3.4%	8.8%	2.8%
なし	21.6%	41.4%	7.4%	25.4%
無回答	4.2%	3.4%	4.1%	4.2%

「仕事について望むこと（グラフ20）」では、3障がいとも「今の仕事を続けたい」や「事業所に通所したい」を選択する回答が多くなっています。また、精神障がいでは就労を希望する回答が多く選択されており、求人情報を求める回答も選択されています。

グラフ 20：仕事について望むこと

グラフ20：仕事について望むこと	総計	身体	知的	精神
今の仕事を続けたい	16.2%	18.0%	11.4%	14.6%
事業所に通所したい	8.5%	8.7%	20.0%	8.8%
正社員希望	10.1%	4.4%	2.9%	13.9%
契約社員希望	2.2%	1.6%	0.0%	2.6%
パート・アルバイト希望	9.2%	5.5%	0.0%	11.7%
就老継続支援 A 型希望	2.2%	1.6%	5.7%	2.6%
就労訓練希望	4.2%	4.4%	8.6%	4.0%
自分に合った別の職場を見つける	6.6%	6.6%	5.7%	6.6%
求人情報が欲しい	6.6%	4.9%	0.0%	7.7%
職場環境の相談	3.3%	1.6%	2.9%	4.4%
企業で実習したい	2.6%	2.2%	0.0%	2.9%
その他	12.7%	18.0%	8.6%	8.0%
希望なし	5.9%	6.6%	2.9%	6.2%
無回答	9.8%	15.8%	31.4%	6.2%

【第6期との比較】

障がい福祉サービス利用者を対象とした調査結果であり、「事業所に通所したい」の回答結果に差はあるものの全体の傾向としては大きな変化はありません。＊第6期調査結果

図 1 2：仕事について望む事

図 1 2：仕事について望む事	総計	身体	知的	精神
今の仕事を続けたい	17.4%	10.0%	21.6%	15.9%
事業所に通所したい	24.6%	24.0%	34.2%	15.9%
正社員希望	6.1%	4.0%	3.5%	10.6%
契約社員希望	0.7%	1.0%	0.0%	1.5%
パート・アルバイト希望	5.7%	4.0%	2.0%	12.1%
就老継続支援 A 型希望	3.7%	1.0%	4.0%	4.5%
就労訓練希望	1.2%	1.0%	0.0%	3.0%
自分に合った別の職場を見つける	5.4%	4.0%	4.0%	6.8%
求人情報が欲しい	3.4%	1.0%	2.0%	6.1%
職場環境の相談	5.2%	3.0%	4.0%	6.8%
企業で実習したい	2.2%	0.0%	3.0%	1.5%
その他	5.2%	3.0%	6.0%	6.1%
希望なし	11.1%	26.0%	8.0%	5.3%
無回答	8.1%	18.0%	7.5%	3.8%

「日中活動（平日）について望むこと（グラフ 21）」では、3障がいとも「フリースペースの充実」を選択する回答が多くなっています。また、身体障がいでは「リハビリができる施設」、知的障がいでは「身体介護ができる施設の充実」、「就労継続施設の充実」、精神障がいでは「就労訓練施設の充実」が選択されています。3障がいに共通して、「事業所送迎の充実」、「通所交通費の充実」を望む声が多くなっています。

グラフ 21：日中活動（平日）について望むこと

グラフ21：日中活動（平日）について望むこと	総計	身体	知的	精神
身体介護ができる施設の充実	3.4%	7.6%	15.0%	0.0%
就労継続施設の充実	5.8%	6.2%	10.0%	5.7%
就労訓練施設の充実	7.7%	4.3%	5.0%	11.0%
リハビリができる施設の充実	7.7%	13.7%	11.7%	3.3%
生活訓練施設の充実	5.6%	6.2%	5.0%	5.3%
医療ケア対応施設の充実	1.3%	2.4%	5.0%	0.4%
事業所送迎の充実	6.4%	5.7%	8.3%	7.3%
通所交通費助成の充実	8.1%	6.6%	11.7%	10.2%
フリースペースの充実	13.5%	11.4%	11.7%	16.3%
その他	28.6%	28.0%	8.3%	29.7%
希望なし	6.8%	3.3%	0.0%	5.7%
無回答	5.1%	4.7%	8.3%	5.3%

【第6期との比較】

回答の傾向に大きな変化はありません。

* 第6期調査結果

図 1 3：日中活動（平日）について望む事	総計	身体	知的	精神
身体介護ができる施設の充実	6.2%	14.1%	5.5%	1.7%
就労継続施設の充実	11.8%	4.2%	16.2%	9.6%
就労訓練施設の充実	6.9%	0.7%	5.5%	12.2%
リハビリができる施設の充実	9.4%	24.6%	6.7%	7.0%
生活訓練施設の充実	8.4%	7.7%	9.1%	8.7%
医療ケア対応施設の充実	1.5%	3.5%	0.8%	0.9%
事業所送迎の充実	10.3%	7.0%	11.9%	7.0%
通所交通費助成の充実	7.3%	0.7%	6.7%	13.9%
フリースペースの充実	13.9%	14.1%	15.4%	13.0%
その他	2.4%	2.1%	3.2%	1.7%
希望なし	18.9%	16.9%	17.0%	21.7%
無回答	3.0%	4.2%	2.0%	2.6%

「日中活動（休日）について望むこと（グラフ22）」でも、3障がいとも「休日に通える場所」、
「余暇外出の支援」、「フリースペースの充実」を選択する回答が多くなっています。

グラフ 22：日中活動（休日）について望むこと

グラフ22：日中活動（休日）について望むこと	総計	身体	知的	精神
休日に通える場所	11.2%	13.2%	21.6%	9.6%
余暇外出の支援	13.2%	14.7%	19.6%	12.3%
フリースペースの充実	15.6%	12.1%	17.6%	18.7%
宿泊外出の支援	8.3%	10.5%	17.6%	6.4%
その他	40.3%	38.9%	15.7%	41.6%
希望なし	4.9%	2.6%	0.0%	6.8%
無回答	6.4%	7.9%	7.8%	4.6%

【第6期との比較】

今回の調査では「希望なし」を選択する回答割合が減少しています。充実した休日を望む傾向が高まっています。

* 第6期調査結果

図14：日中活動（休日）について望む事	総計	身体	知的	精神
休日に通える場所	14.2%	15.2%	15.4%	15.5%
余暇外出の支援	18.4%	18.4%	21.8%	13.4%
フリースペースの充実	20.1%	19.2%	22.6%	20.6%
宿泊外出の支援	12.3%	13.6%	14.1%	10.3%
その他	2.9%	3.2%	3.4%	1.0%
希望なし	27.7%	24.8%	19.2%	36.1%
無回答	4.4%	5.6%	3.4%	3.1%

オ) 差別・権利擁護について

「差別や嫌な思いをしたことがあったか（グラフ23）」では、3障がいとも「ある」、「少しある」という回答があり、知的障がい、精神障がいでは約半数を占めています。

グラフ 23：差別や嫌な思いをしたことがあったか

グラフ23：差別や嫌な思いをしたことがあったか	総計	身体	知的	精神
ある	20.6%	16.8%	26.7%	25.0%
少しある	19.3%	18.9%	26.7%	19.8%
ない	54.7%	59.4%	40.0%	49.4%
無回答	5.4%	4.9%	6.7%	5.8%

【第6期との比較】

回答傾向は大きな変化はありませんが、「差別や嫌な思いをしたことがあった」と感じた割合が今回調査においてやや高まっています。

*第6期調査結果

図 1 5：差別や嫌な思いをしたことがあったか	総計	身体	知的	精神
ある	15.2%	14.9%	12.2%	25.4%
少しある	19.1%	17.2%	18.2%	19.7%
ない	58.3%	58.6%	61.5%	47.9%
無回答	7.4%	9.2%	8.1%	7.0%

グラフ 24：差別や嫌な思いはどこであったか

(グラフ 24 は、グラフ 23 で「ある」「少しある」と回答した方のみが回答)

「差別や嫌な思いはどこであったか（グラフ 24）」では、「職場や学校生活」、「医療機関受診時」、「外出時」等が多く選ばれています。特に精神障がいでは「就職、職場生活」で、知的障がいでは公共交通機関を含めた「外出時」に「嫌な思いをした」と回答する傾向にあります。

グラフ24：差別や嫌な思いはどこであったか	総計	身体	知的	精神
進学、学校生活	4.6%	3.7%	2.7%	5.0%
就職、職場生活	14.6%	8.3%	2.7%	18.8%
結婚	1.2%	1.9%	0.0%	1.3%
近所づきあい、地域の行事	10.0%	10.2%	10.8%	10.6%
家庭生活	7.3%	1.9%	0.0%	10.6%
福祉サービス利用時	5.0%	6.5%	5.4%	3.8%
医療を受ける時	9.2%	10.2%	5.4%	8.8%
公共交通機関	9.2%	12.0%	16.2%	7.5%
役所、公共施設	6.2%	6.5%	0.0%	5.6%
買い物、外食	9.2%	11.1%	16.2%	7.5%
スポーツ、文化活動	0.4%	0.0%	0.0%	0.6%
家を借りる時	4.6%	3.7%	0.0%	5.6%
まちを歩いている時	11.5%	17.6%	29.7%	7.5%
選挙、政治に参加する時	1.9%	4.6%	8.1%	0.0%
その他	4.6%	1.9%	2.7%	6.3%
無回答	0.4%	0.0%	0.0%	0.6%

「どのような差別だったか (グラフ 25)」では、「差別的な発言を受けた」を選択する回答が多く、精神障がいでは顕著です。身体・知的障がいでは「障がいに対する配慮が足りず利用できなかった」が多く選ばれています。また、その他を選択する回答も多く、それぞれ個々の状況で差別を感じているということがうかがえます。

グラフ 25：どのような差別だったか

(グラフ 25 は、グラフ 23 で「ある」「少しある」と回答した方のみが回答)

グラフ25：どのような差別だったか	総計	身体	知的	精神
障がいを理由に施設やサービス利用の利用拒否	10.8%	11.5%	15.8%	10.2%
障がいに対する配慮が足りず利用できなかった	18.4%	23.0%	26.3%	15.3%
差別的な発言を受けた	41.8%	31.1%	31.6%	49.0%
その他	24.7%	29.5%	21.1%	21.4%
無回答	4.4%	4.9%	5.3%	4.1%

【第6期との比較】

「障がいを理由に施設やサービス利用の利用拒否」は前回調査時を上回る割合となっており、障がい者を取り巻く環境が大きく変化していないことが読み取れます。

* 第6期調査結果

図17：どのような差別だったか	総計	身体	知的	精神
障がいを理由に施設やサービス利用の利用拒否	3.6%	5.7%	3.7%	0.0%
障がいに対する配慮が足りず利用できなかった	23.2%	25.7%	25.9%	12.1%
差別的な発言を受けた	46.4%	37.1%	44.4%	57.6%
その他	19.6%	22.9%	24.1%	15.2%
無回答	7.1%	8.6%	1.9%	15.2%

「以前と比べて差別は減ったか (グラフ26)」では、「変わらない」の回答が多く選ばれています。精神障がいでは「増えた」という回答がありました。

グラフ 26：以前と比べて差別は減ったか

グラフ26：以前と比べて差別は減ったか	総計	身体	知的	精神
減った	11.1%	10.0%	13.3%	11.7%
少し減った	7.6%	9.3%	20.0%	6.4%
変わらない	21.8%	21.4%	26.7%	22.8%
少し増えた	0.6%	0.0%	0.0%	1.2%
増えた	5.1%	3.6%	6.7%	6.4%
分からない	18.0%	17.1%	13.3%	21.1%
差別は感じていない	23.1%	26.4%	0.0%	19.9%
無回答	12.7%	12.1%	20.0%	10.5%

【第6期との比較】

「差別を感じない」との回答割合が前回調査時よりやや増加しています。

* 第6期調査結果

図18：以前と比べて差別は減ったか	総計	身体	知的	精神
減った	12.0%	8.0%	12.2%	15.5%
少し減った	10.2%	10.3%	14.2%	2.8%
変わらない	15.2%	19.5%	14.2%	15.5%
少し増えた	3.2%	1.1%	1.4%	7.0%
増えた	1.1%	0.0%	0.0%	2.8%
分からない	25.4%	23.0%	26.4%	31.0%
差別は感じていない	19.8%	24.1%	16.2%	16.9%
無回答	13.1%	13.8%	15.5%	8.5%

「成年後見制度を知っていますか（グラフ27）」では、「知っている」という回答が25%に留まっています。「成年後見制度を利用したいと思いませんか」（グラフ28）では、知的障がいでは、「将来的に利用したい」を選択する割合が高く、身体・精神障がいでは「内容が分からないので周知して欲しい」を選択する回答割合が高い結果となっています。

グラフ 27：成年後見制度を知っているか

グラフ27：成年後見制度を知っていますか	総計	身体	知的	精神
知っている	25.6%	30.8%	36.7%	21.5%
名前は知っている	36.7%	31.5%	26.7%	40.7%
名前も内容も知らない	31.3%	32.2%	30.0%	32.0%
無回答	6.3%	5.6%	6.7%	5.8%

グラフ 28：成年後見制度を利用したいか

グラフ28：成年後見制度を利用したいと思いませんか	総計	身体	知的	精神
すでに利用している	2.5%	4.2%	13.3%	0.6%
将来的に利用したい	12.3%	8.4%	26.7%	14.5%
利用したいが利用方法が分からない	3.2%	4.2%	10.0%	2.3%
内容が分からないので周知して欲しい	29.1%	25.2%	16.7%	33.1%
利用する予定はない	44.9%	51.0%	26.7%	41.9%
無回答	7.9%	7.0%	6.7%	7.6%

【第6期との比較】

精神障がいにおいて制度の認知度が上がっています。

*第6期調査結果

図 20：成年後見制度を知っていますか	総計	身体	知的	精神
知っている	29.0%	29.9%	37.8%	15.5%
名前は知っている	34.3%	33.3%	26.4%	49.3%
名前も内容も知らない	31.1%	31.0%	31.1%	29.6%
無回答	5.7%	5.7%	4.7%	5.6%

図 21：成年後見制度を利用したいと思いませんか	総計	身体	知的	精神
すでに利用している	6.7%	5.7%	12.8%	0.0%
将来的に利用したい	25.1%	23.0%	35.1%	16.9%
利用したいが利用方法が分からない	3.5%	1.1%	4.7%	5.6%
内容が分からないので周知して欲しい	24.4%	19.5%	20.3%	35.2%
利用する予定はない	33.6%	40.2%	21.6%	38.0%
無回答	6.7%	10.3%	5.4%	4.2%

カ) 防災・避難行動について

「災害時に助けてくれる人はいますか（グラフ29）」では、身体・知的障がいと比較すると精神障がいでは「いない」を選択する回答が多くなっています。「災害時に助けてくれる人は誰ですか」（グラフ30）では、「同居家族」、「親族」が多く選ばれています。

グラフ 29：災害時に助けてくれる人はいるか

グラフ29：災害時に助けてくれる人はいますか	総計	身体	知的	精神
いる	66.5%	74.8%	70.0%	58.7%
いない	15.2%	10.5%	6.7%	18.0%
分からない	14.6%	11.9%	16.7%	17.4%
無回答	3.8%	2.8%	6.7%	5.8%

グラフ 30：災害時に助けてくれる人は誰か

（グラフ 30 は、グラフ 29 で「いる」と回答した方のみが回答）

グラフ30：災害時に助けてくれる人は誰ですか	総計	身体	知的	精神
同居家族	60.9%	61.3%	63.3%	61.4%
親族	19.0%	17.6%	16.7%	22.0%
近所の人	8.0%	10.6%	3.3%	4.7%
民生・児童委員	3.6%	4.9%	6.7%	2.4%
その他	8.0%	5.6%	10.0%	8.7%
無回答	0.4%	0.0%	0.0%	0.8%

【第6期との比較】

「いる」と回答した割合が前回調査時より低くなっています。

* 第6期調査結果

図 2 2：災害時に助けてくれる人はいますか	総計	身体	知的	精神
いる	74.6%	72.4%	86.5%	57.7%
いない	7.4%	6.9%	0.0%	19.7%
分からない	12.4%	12.6%	7.4%	16.9%
無回答	5.7%	8.0%	6.1%	5.6%

図 2 3：災害時に助けてくれる人は誰ですか	総計	身体	知的	精神
同居家族	55.6%	57.3%	54.4%	56.6%
親族	15.5%	13.4%	13.6%	24.5%
近所の人	6.5%	7.3%	5.3%	7.5%
民生・児童委員	4.0%	4.9%	3.6%	1.9%
その他	17.7%	17.1%	21.9%	9.4%
無回答	0.7%	0.0%	1.2%	0.0%

「一般的な避難所での生活は可能ですか（グラフ31）」では、全体の約7割が「困難」を選択しています。身体障がいでは「生活できる」という回答が少なく、「身体的理由で困難」が多く選ばれています。精神障がいでは比較的「生活できる」という回答が多いものの、「精神的理由で困難」を選択した回答が多くなっています。

「災害時の避難について望むこと（グラフ32）」では、3障がいとも「在宅者の物資確保」、「災害情報を得やすく」を選択した割合が高い傾向にあります。

身体障がいでは「避難経路、避難所のバリアフリー」が多く選択されています。精神障がいでは「災害、避難情報を得やすくしてほしい」が多く選択されています。

グラフ 31：一般的な避難所での生活は可能か

グラフ31：一般的な避難所での生活は可能ですか	総計	身体	知的	精神
生活できる	25.5%	21.3%	7.1%	29.1%
身体的理由で困難	13.6%	26.8%	21.4%	1.6%
精神的理由で困難	24.5%	13.1%	28.6%	35.4%
医療的理由で困難	5.6%	9.8%	11.9%	1.6%
その他の理由で困難	11.4%	14.8%	14.3%	8.5%
分からない	16.2%	12.0%	14.3%	19.6%
無回答	3.2%	2.2%	2.4%	4.2%

【第6期との比較】

前回調査時は身体障がいでは「困難」を選択した割合が高い傾向にありましたが、「困難」を選択する傾向に大きな変化はありません。

* 第6期調査結果

図24：一般的な避難所での生活は可能ですか

	総計	身体	知的	精神
生活できる	21.4%	8.8%	22.5%	33.8%
身体的理由で困難	17.4%	41.6%	10.7%	6.3%
精神的理由で困難	29.7%	14.4%	34.8%	36.3%
医療的理由で困難	5.7%	12.8%	3.4%	0.0%
その他の理由で困難	10.6%	14.4%	11.2%	5.0%
分からない	10.0%	3.2%	11.2%	13.8%
無回答	5.1%	4.8%	6.2%	5.0%

グラフ 32：災害時の避難所での生活は可能か

グラフ32：災害時の避難について望むこと	総計	身体	知的	精神
避難経路、避難所のバリアフリー	11.1%	16.2%	14.3%	6.7%
災害情報を得やすく	21.0%	15.4%	15.7%	25.4%
障がい者を加えた防災訓練	8.8%	9.3%	12.9%	8.5%
要支援者情報の周知	8.8%	10.1%	15.7%	7.8%
在宅者の物資確保	25.9%	24.7%	27.1%	26.5%
コミュニケーション支援	4.9%	4.9%	2.9%	4.9%
特になし	12.4%	11.7%	1.4%	12.7%
その他	3.0%	2.8%	4.3%	3.2%
無回答	4.1%	4.9%	5.7%	4.2%

キ) 情報支援について

「情報をどこから得ていますか(グラフ33)」では、3障がいとも「市や県の広報、ガイドブック」、知的障がいでは、「障がい者施設・事業所」が多く選ばれています。次いで、「インターネット」が多い傾向にあります。「その他」の回答として、地域活動支援センター、ヘルパー、録音図書等の回答がありました。

グラフ 33：情報をどこから得るか

グラフ33：情報をどこから得ていますか	総計	身体	知的	精神
市や県の広報、ガイドブック	31.4%	32.9%	20.5%	30.2%
新聞・雑誌	5.1%	7.0%	6.4%	3.1%
テレビ・ラジオ	5.4%	6.3%	5.1%	4.5%
インターネット	14.6%	13.6%	6.4%	15.5%
家族・友人	10.0%	10.1%	16.7%	10.5%
市役所・保健所・児童相談所	10.0%	6.6%	7.7%	12.4%
社会福祉協議会	2.8%	3.1%	5.1%	2.0%
障がい者施設・事業所	7.7%	7.7%	15.4%	7.3%
学校・職場	1.8%	2.4%	3.8%	1.4%
病院	3.2%	2.8%	2.6%	3.7%
障がい者団体	3.2%	2.8%	5.1%	3.4%
その他	1.8%	1.4%	0.0%	2.3%
無回答	3.1%	3.1%	5.1%	3.7%

【第6期との比較】

前回調査の障がい福祉サービス利用者を対象とした調査結果と比較。障がい者施設・事業所、障がい者団体を選択する割合が高くなっています。

*第6期調査結果

図 2 6：情報をどこから得ていますか	総計	身体	知的	精神
市や県の広報、ガイドブック	16.6%	18.6%	15.5%	18.2%
新聞・雑誌	5.3%	5.3%	5.3%	5.9%
テレビ・ラジオ	5.6%	7.3%	4.5%	4.7%
インターネット	9.0%	8.1%	6.1%	12.9%
家族・友人	9.9%	10.1%	11.2%	10.0%
市役所・保健所・児童相談所	11.9%	10.9%	11.5%	11.2%
社会福祉協議会	4.0%	5.3%	3.7%	1.8%
障がい者施設・事業所	21.6%	15.8%	25.9%	20.0%
学校・職場	1.2%	0.4%	2.1%	0.6%
病院	3.8%	5.3%	0.8%	9.4%
障がい者団体	6.8%	8.1%	9.1%	1.8%
その他	1.8%	2.0%	1.3%	2.4%
無回答	2.3%	2.8%	2.9%	1.2%

「情報について困ること（グラフ34）」では、3障がいとも「どこに情報があるか分からない」が多く、次いで「内容が難しい」が選択されています。「その他」の回答として、「手続き方法がわからない」、「広報だけではわからない」等がありました。

グラフ 34：情報について困ること

グラフ34：情報について困ること	総計	身体	知的	精神
どこに情報があるか分からない	23.3%	23.3%	31.7%	23.5%
内容が難しい	9.1%	8.7%	9.8%	9.5%
パソコン、スマートホンが使えない	6.7%	5.8%	9.8%	7.0%
パソコン、スマートホンを持っていない	5.6%	5.2%	9.8%	5.0%
点字、音声案内が少ない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
手話、要約筆記が不足	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ふりがなを振ってほしい	1.9%	2.9%	0.0%	1.5%
その他	42.5%	47.1%	26.8%	39.5%
特になし	4.3%	2.3%	4.9%	6.0%
無回答	6.7%	4.7%	7.3%	8.0%

【第6期との比較】

「どこに情報があるかわからない」の回答割合は前回調査時と比較し高くなっています。

*第6期調査結果

図27：情報について困ること	総計	身体	知的	精神
どこに情報があるか分からない	16.9%	13.5%	15.1%	22.3%
内容が難しい	17.2%	9.9%	20.0%	21.3%
パソコン、スマートホンが使えない	7.9%	6.3%	8.1%	8.5%
パソコン、スマートホンを持っていない	7.4%	12.6%	4.3%	7.4%
点字、音声案内が少ない	1.1%	2.7%	0.0%	1.1%
手話、要約筆記が不足	0.5%	0.9%	0.0%	1.1%
ふりがなを振ってほしい	3.3%	4.5%	2.2%	4.3%
その他	3.8%	4.5%	3.2%	4.3%
特になし	33.6%	33.3%	36.2%	25.5%
無回答	8.2%	11.7%	10.8%	4.3%

(2) 児童へのアンケート

① 目的

障がい児福祉サービスについて中心に意見を伺い、現状における課題を分析し、計画に反映するため

② 対象者

障がい者手帳所持者及び手帳非所持者のうち障がいサービス（児童通所サービス）利用者
330名

③ 回答率

52.4%（330名中173名）

・インターネットによる回答 89名（51.4%）

・郵送による回答 84名（48.6%）

④ 調査方法

インターネット及び郵送による回答

⑤ 調査時期

令和5年6月末発送

⑥ 分析

令和5年7月中旬回収、8月集計及び分析

⑦ 内容

ア) 生活・発達について

イ) サービス・相談支援について

ウ) 差別・権利擁護について

エ) 防災・避難行動について

オ) 情報支援について

回答者の状況

グラフ 35：児童の年齢

グラフ35 児童の年齢	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
未就学児	21.4%	100.0%	0.0%	8.3%	11.5%	50.0%
小学校低学年	23.1%	0.0%	29.6%	25.0%	20.2%	0.0%
小学校高学年	27.2%	0.0%	34.8%	8.3%	25.0%	0.0%
中学生	17.3%	0.0%	22.2%	41.7%	26.0%	50.0%
高校生	10.4%	0.0%	13.3%	16.7%	16.3%	0.0%
無回答	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%

グラフ 36：通園、通学先

グラフ36 通園、通学先	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
公立保育園	4.0%	18.9%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%
民間保育園	5.8%	21.6%	1.5%	0.0%	1.0%	0.0%
民間幼稚園	11.0%	51.4%	0.0%	8.3%	7.7%	50.0%
公立学校	57.2%	0.0%	72.6%	33.3%	57.7%	50.0%
私立学校	3.5%	0.0%	4.4%	0.0%	2.9%	0.0%
養護・支援学校	16.2%	0.0%	20.7%	50.0%	26.9%	0.0%
所属していない	0.6%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	1.2%	5.4%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%
無回答	0.6%	0.0%	0.7%	8.3%	0.0%	0.0%

グラフ 37：現在利用中の福祉サービス

グラフ37：現在利用中の福祉サービス	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
児童発達支援	17.4%	79.5%	4.7%	5.3%	9.6%	50.0%
放課後等デイサービス	49.0%	0.0%	59.4%	42.1%	49.7%	50.0%
保育所等訪問支援	6.2%	6.8%	6.1%	0.0%	5.1%	0.0%
日中一時支援	12.0%	4.5%	13.2%	21.1%	16.9%	0.0%
移動支援	9.7%	4.5%	10.4%	10.5%	13.6%	0.0%
短期入所	2.3%	2.3%	2.4%	10.5%	2.8%	0.0%
居宅介護	0.4%	0.0%	0.5%	5.3%	0.6%	0.0%
その他	1.9%	0.0%	2.4%	5.3%	1.7%	0.0%
無回答	1.2%	2.3%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%

グラフ 38：障がい者手帳取得や診断の状況

グラフ38：障がい者手帳取得や診断の状況	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
手帳所持者	43.1%	29.3%	45.9%	54.5%	54.7%	40.0%
指定難病の認定を受けている	1.2%	0.0%	1.5%	4.5%	1.0%	0.0%
自立支援医療（精神通院）を利用している	0.8%	2.4%	0.5%	0.0%	0.5%	0.0%
発達障害診断あり	40.3%	34.1%	41.5%	13.6%	37.0%	60.0%
身体的疾患あり	6.0%	7.3%	5.9%	27.3%	6.8%	0.0%
該当なし	6.9%	22.0%	3.9%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	1.6%	4.9%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%

グラフ39：障がい者手帳の内訳	総計
身体	10.1%
知的	88.2%
精神	1.7%

グラフ 39：障がい者手帳の内訳

ア) 生活・発達について

「現在気になること、困ること（グラフ40）」では、年齢を問わず「言葉」や「コミュニケーション能力」について選択する回答が多くなりました。また、「運動機能」、「生活能力、リハビリ機能訓練」も共通の課題になっています。

「園、学校での対応」については、未就学児で多く選択される傾向がありますが、就学児になると割合は減っています。一方で、就学児では「思春期」や「余暇活動」が選ばれています。

グラフ 40：現在気になること、困ること

グラフ40：現在気になること、困ること	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
言葉	17.6%	28.9%	14.1%	3.7%	18.3%	0.0%
運動機能	7.7%	11.1%	6.8%	11.1%	7.4%	25.0%
コミュニケーション能力	19.6%	26.7%	17.7%	0.0%	15.6%	50.0%
生活能力、リハビリ機能訓練	11.1%	10.0%	11.6%	22.2%	13.6%	0.0%
思春期	10.4%	0.0%	13.5%	11.1%	13.2%	0.0%
治療、医療ケア	1.5%	1.1%	1.6%	7.4%	1.9%	0.0%
余暇活動	6.2%	1.1%	7.4%	7.4%	7.0%	0.0%
障害者手帳の取得	0.7%	0.0%	1.0%	0.0%	0.4%	0.0%
家庭での対応	6.4%	6.7%	6.4%	0.0%	4.3%	0.0%
園、学校での対応	7.2%	11.1%	6.1%	7.4%	3.9%	25.0%
本人支援の負担	3.2%	1.1%	3.9%	14.8%	3.9%	0.0%
兄弟姉妹支援	2.5%	1.1%	2.9%	7.4%	3.5%	0.0%
放課後に過ごす場所	3.5%	1.1%	3.9%	3.7%	4.3%	0.0%
特になし	1.2%	0.0%	1.6%	3.7%	1.9%	0.0%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	1.2%	0.0%	1.6%	0.0%	0.8%	0.0%

【第6期との比較】

回答の傾向に大きな変化はありませんでした。

* 第6期調査結果

図1：現在気になる事、困る事	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
言葉の発達	14.3%	17.2%	13.4%	20.0%	17.0%	20.0%
運動機能の発達	6.9%	8.0%	6.5%	6.7%	3.8%	0.0%
コミュニケーション能力の発達	21.2%	18.4%	22.0%	23.3%	18.1%	26.7%
集団生活が苦手	11.0%	12.6%	10.5%	3.3%	6.6%	6.7%
生活能力の訓練	11.3%	10.3%	11.6%	13.3%	15.4%	6.7%
思春期や二次性徴に伴う支援	6.0%	1.1%	7.6%	3.3%	8.8%	20.0%
治療、医療ケア	0.8%	0.0%	1.1%	3.3%	1.6%	0.0%
リハビリ、機能訓練	2.2%	1.1%	2.5%	13.3%	2.7%	0.0%
余暇活動の充実	3.3%	1.1%	4.0%	0.0%	5.5%	0.0%
障害者手帳の取得	1.1%	1.1%	1.1%	0.0%	0.5%	0.0%
家庭でどのように対応すればいいか	6.0%	9.2%	5.1%	0.0%	3.3%	6.7%
園、学校での本人対応について相談したい	6.3%	10.3%	5.1%	0.0%	2.7%	0.0%
本人支援の負担が大きく休めない	2.2%	1.1%	2.5%	6.7%	4.4%	6.7%
兄弟姉妹とも支援が必要	1.4%	1.1%	1.4%	0.0%	2.2%	0.0%
放課後に過ごす場所を増やしたい	1.6%	1.1%	1.8%	3.3%	1.1%	0.0%
その他	2.5%	2.3%	2.5%	0.0%	3.8%	6.7%
特になし	1.1%	1.1%	1.1%	3.3%	1.1%	0.0%
無回答	0.8%	2.3%	0.4%	0.0%	1.1%	0.0%

「将来について気になること、不安なこと（グラフ41）では、未就学児では「進学・進級」が多く選択されています。就学児になると「18歳以降の進路」、「将来生活する場所」、「親亡き後の生活」が多く選ばれる傾向にあります。

グラフ 41：将来について気になること、困ること

グラフ41：将来について気になること、不安なこと	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
進学・進級	21.1%	43.0%	16.5%	6.3%	14.6%	50.0%
18歳以降の進路、就職	24.9%	21.5%	25.9%	21.9%	25.8%	0.0%
障害者手帳の取得	1.3%	1.3%	1.4%	3.1%	0.7%	0.0%
余暇の過ごし方	4.7%	3.8%	5.0%	6.3%	4.6%	0.0%
思春期や二次性徴に伴う支援	6.3%	3.8%	6.9%	3.1%	6.6%	0.0%
本人が相談する場所	8.3%	3.8%	9.1%	9.4%	6.3%	0.0%
将来生活する場所	15.0%	8.9%	16.3%	25.0%	19.5%	25.0%
財産の管理	3.1%	2.5%	3.0%	6.3%	4.3%	0.0%
親亡き後の生活	13.5%	7.6%	14.6%	18.8%	16.6%	25.0%
特になし	0.9%	1.3%	0.8%	0.0%	1.0%	0.0%
その他	0.7%	2.5%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	0.2%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%

【第6期との比較】

回答の傾向に大きな変化はありませんでした。

* 第6期調査結果

図2：将来について気になる事、不安な事	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
進学・進級	22.4%	43.9%	18.0%	17.2%	12.8%	15.0%
18歳以降の進路、就職	22.1%	17.5%	23.0%	17.2%	21.8%	20.0%
障害者手帳の取得	1.5%	3.5%	1.1%	0.0%	1.6%	5.0%
余暇の過ごし方	4.7%	1.8%	5.3%	10.3%	6.9%	0.0%
思春期や二次性徴に伴う支援	8.5%	3.5%	9.5%	6.9%	6.9%	15.0%
本人が相談する場所	9.1%	8.8%	9.2%	3.4%	8.5%	15.0%
将来生活する場所	13.8%	5.3%	15.5%	24.1%	19.7%	20.0%
財産の管理	3.2%	0.0%	3.9%	0.0%	3.7%	5.0%
親亡き後の生活	12.1%	8.8%	12.7%	17.2%	16.5%	5.0%
その他	1.5%	1.8%	1.4%	0.0%	0.5%	0.0%
特になし	0.6%	3.5%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%
無回答	0.6%	1.8%	0.4%	0.0%	1.1%	0.0%

「かかわりでこまっていること（グラフ42）」では、すべての項目がまんべんなく選択されています。「かかわり方、育て方」や「子育ての悩みを共有できる人がいない」は未就学児での回答割合が高い傾向にあります。

「その他」の回答として、「居場所、過ごし方」、「発達相談の場」、「痛癢、こだわり、不安定」への対応等、多様な「その他」回答が寄せられました。

グラフ 42：かかわりで困っていること

グラフ42：かかわりで困っていること	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
かかわり方、育て方	16.3%	21.9%	14.6%	7.1%	14.1%	0.0%
障がいについて学ぶ場	8.7%	9.4%	8.5%	7.1%	9.8%	0.0%
子育ての悩みを共有できる人がいない	11.0%	15.6%	9.5%	0.0%	10.4%	0.0%
兄弟と比較して当たりがきつくなる	13.3%	20.3%	11.1%	7.1%	11.0%	33.3%
可愛くないと思うことがある	12.5%	10.9%	13.1%	7.1%	13.5%	0.0%
ついカッとなってしまうことがある	4.5%	6.3%	4.0%	0.0%	4.9%	0.0%
その他	16.3%	9.4%	18.6%	28.6%	17.2%	33.3%
特になし	14.0%	6.3%	16.1%	35.7%	16.0%	33.3%
無回答	3.4%	0.0%	4.5%	7.1%	3.1%	0.0%

【第6期との比較】

前回調査時と比較し、「子育ての悩みを共有できる人がいない」を選択する割合がやや高まっています。

* 第6期調査結果

図3：関わりで困っていること	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
関わり方、育て方	14.5%	19.6%	12.7%	6.3%	9.1%	10.0%
障がいについて学ぶ場	12.6%	14.3%	12.0%	6.3%	15.9%	10.0%
子育ての悩みを共有できる人がいない	9.8%	12.5%	8.9%	0.0%	9.1%	20.0%
兄弟と比較して当たりがきつくなる	13.6%	12.5%	13.9%	12.5%	8.0%	10.0%
可愛くないと思うことがある	10.7%	8.9%	11.4%	12.5%	10.2%	10.0%
ついカッとなってしまうことがある	5.6%	7.1%	5.1%	6.3%	3.4%	10.0%
その他	14.5%	14.3%	14.6%	25.0%	18.2%	10.0%
特になし	16.4%	10.7%	18.4%	25.0%	21.6%	10.0%
無回答	2.3%	0.0%	3.2%	6.3%	4.5%	10.0%

「外出や移動について困ること、望むこと（グラフ 43）」では、未就学児、就学児とも「交通手段がない、少ない」「移動の手伝いがない、少ない」を選択する回答が多くなっています。また、未就学児では「道が狭い」が多く選択されています。身体障がいでは、「まちなかに段差が多い」との回答が多い傾向にあります。

グラフ 43：外出や移動時困ること、望むこと

グラフ43：外出や移動時に困ること、望むこと	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
交通手段がない、少ない	13.1%	12.8%	13.3%	4.5%	15.3%	0.0%
移動の手伝いがない、少ない	17.4%	12.8%	18.8%	18.2%	22.1%	0.0%
まちなかに段差が多い	6.1%	4.3%	6.7%	22.7%	7.6%	0.0%
誘導ブロック、音声案内が少ない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
道が狭い	10.3%	17.0%	8.5%	27.3%	10.7%	0.0%
特になし	32.9%	38.3%	31.5%	13.6%	19.8%	100.0%
その他	17.4%	12.8%	18.8%	13.6%	21.4%	0.0%
無回答	2.8%	2.1%	2.4%	0.0%	3.1%	0.0%

【第6期との比較】

回答の傾向に大きな変化はありませんでした。

*第6期調査結果

図4：外出や移動について困る事、望む事	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
交通手段がない、少ない	8.9%	7.1%	9.4%	5.3%	11.4%	16.7%
移動の手伝いがない、少ない	13.6%	11.9%	14.2%	5.3%	20.5%	33.3%
町中の段差が多い	6.5%	9.5%	5.5%	26.3%	9.1%	0.0%
誘導ブロック、音声案内が少ない	1.2%	0.0%	1.6%	0.0%	1.1%	0.0%
道が狭い	13.6%	23.8%	10.2%	15.8%	13.6%	0.0%
その他	10.7%	7.1%	11.8%	21.1%	13.6%	16.7%
特になし	36.7%	38.1%	36.2%	21.1%	20.5%	16.7%
無回答	8.9%	2.4%	11.0%	5.3%	10.2%	16.7%

イ サービス・相談支援について

「サービスの利用で困っていること（グラフ44）」では、「サービスの説明を分かりやすくしてほしい」、「申請の負担を減らしてほしい」を選択した回答が多くなっています。身体障がいでは、「支給日数を増やしてほしい」、「事業所の選び方を相談したい」が比較的多く選択されています。

「その他」として、「高学年、中高生などの発達段階に合わせた療育をして欲しい」、「希望する事業所に入れない」等の回答がありました。

グラフ 44：サービスの利用で困っていること

グラフ44：サービスの利用で困っていること	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
サービスの説明を分かりやすくしてほしい	15.3%	15.6%	14.9%	15.0%	18.1%	25.0%
支給日数を増やしてほしい	12.3%	17.2%	11.1%	25.0%	14.4%	0.0%
相談窓口が欲しい	11.0%	10.9%	11.1%	5.0%	10.1%	25.0%
事業所の選び方を相談したい	11.3%	14.1%	10.6%	15.0%	10.1%	0.0%
サービスの利用方法、日数を相談したい	5.0%	6.3%	4.7%	5.0%	5.9%	0.0%
申請の負担を減らしてほしい	14.3%	12.5%	14.9%	15.0%	12.2%	0.0%
料金の負担を減らしてほしい	9.6%	3.1%	11.5%	5.0%	10.6%	25.0%
特になし	8.6%	10.9%	8.1%	5.0%	4.8%	25.0%
その他	10.0%	9.4%	9.8%	5.0%	11.7%	0.0%
無回答	2.7%	0.0%	3.4%	5.0%	2.1%	0.0%

【第6期との比較】

回答の傾向に大きな変化はありませんでした。

* 第6期調査結果

図5：サービスの利用で困っていること	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
サービスの説明を分かりやすくしてほしい	15.1%	16.4%	14.7%	31.6%	15.6%	11.1%
支給日数を増やしてほしい	10.1%	16.4%	8.0%	10.5%	10.1%	11.1%
相談窓口が欲しい	9.2%	10.9%	8.6%	5.3%	8.3%	11.1%
事業所の選び方を相談したい	17.9%	16.4%	18.4%	21.1%	13.8%	11.1%
サービスの利用方法、日数を相談したい	1.8%	5.5%	0.6%	5.3%	0.9%	0.0%
申請の負担を減らしてほしい	11.0%	5.5%	12.9%	5.3%	14.7%	11.1%
料金の負担を減らしてほしい	7.8%	5.5%	8.6%	0.0%	9.2%	11.1%
その他	9.6%	5.5%	11.0%	5.3%	11.9%	11.1%
特になし	12.4%	10.9%	12.9%	15.8%	11.0%	11.1%
無回答	5.0%	7.3%	4.3%	0.0%	4.6%	11.1%

「相談しやすい場所（グラフ45）」では、未就学児、就学児ともに「療育施設」が相談しやすいという回答が多く選択されています。また、未就学児では「保育・幼稚園」、就学児では「学校訪問相談員」が相談しやすいという回答が多くなっています。

グラフ 45：相談しやすい場所

グラフ45：相談しやすい場所	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
保育・幼稚園	6.5%	28.9%	0.0%	3.8%	2.2%	25.0%
学校の教員	7.3%	0.0%	9.5%	7.7%	8.4%	0.0%
学校訪問相談員	19.5%	0.0%	25.0%	15.4%	22.6%	0.0%
えびりーぶ	3.0%	6.0%	2.1%	0.0%	3.5%	25.0%
障がい福祉課	0.8%	0.0%	1.1%	0.0%	1.3%	0.0%
こどもセンター	1.9%	6.0%	0.7%	3.8%	0.4%	0.0%
児童相談所	0.3%	0.0%	0.4%	0.0%	0.4%	0.0%
医療機関	6.2%	4.8%	6.7%	15.4%	8.0%	0.0%
相談支援事業所	4.6%	2.4%	5.3%	3.8%	6.6%	0.0%
療育施設	32.7%	38.6%	31.0%	23.1%	31.0%	50.0%
親族	11.4%	9.6%	12.0%	19.2%	9.3%	0.0%
特になし	2.4%	1.2%	2.8%	3.8%	1.8%	0.0%
その他	3.5%	2.4%	3.5%	3.8%	4.4%	0.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

【第6期との比較】

前回調査時において、就学児については「学校の教員」を選択する割合が高かったものの、今回調査では、「学校訪問相談員」が多く選択されています。

* 第6期調査結果

図6：相談しやすい場所	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
保育・幼稚園	5.4%	23.3%	0.5%	0.0%	2.2%	0.0%
学校の教員	22.6%	1.7%	28.3%	24.0%	29.0%	0.0%
学校訪問相談員	1.4%	0.0%	1.8%	0.0%	0.7%	0.0%
えびりーぶ	0.4%	0.0%	0.5%	0.0%	0.7%	0.0%
障がい福祉課	1.4%	0.0%	1.8%	0.0%	1.4%	0.0%
こどもセンター	1.8%	6.7%	0.5%	0.0%	0.7%	0.0%
児童相談所	0.7%	0.0%	0.9%	0.0%	1.4%	0.0%
医療機関	10.0%	8.3%	10.5%	28.0%	11.6%	0.0%
相談支援事業所	2.2%	1.7%	2.3%	8.0%	0.7%	0.0%
療育施設	30.5%	36.7%	28.8%	24.0%	26.8%	57.1%
親族	13.3%	11.7%	13.7%	12.0%	14.5%	14.3%
その他	6.1%	8.3%	5.5%	4.0%	5.1%	0.0%
特になし	3.2%	1.7%	3.7%	0.0%	3.6%	14.3%
無回答	1.1%	0.0%	1.4%	0.0%	1.4%	14.3%

「相談先について望むこと（グラフ 46）」では、未就学児、就学児ともに、「家庭での支援や発達の相談」、未就学児では、「園、学校での過ごし方」について相談したいという回答が多く選択されています。また、未就学児では「就学相談」が、就学児では「進路相談」の希望が多くなっています。

グラフ 46：相談先について望むこと

グラフ46：相談先について望むこと	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
相談先を増やしたい	7.1%	3.5%	8.2%	18.2%	5.7%	0.0%
家庭での支援や発達の相談	20.0%	26.7%	18.1%	9.1%	16.7%	0.0%
家族の思いを聞いてほしい	11.6%	11.6%	11.6%	13.6%	10.6%	0.0%
事業所の紹介、利用調整	11.1%	5.8%	12.6%	18.2%	13.7%	0.0%
就学相談	9.7%	18.6%	7.2%	9.1%	9.7%	0.0%
進路相談	21.1%	5.8%	25.6%	18.2%	27.3%	100.0%
園、学校での過ごし方	11.6%	22.1%	8.5%	4.5%	9.3%	0.0%
医療機関との相談を一緒にしたい	3.7%	3.5%	3.8%	0.0%	2.2%	0.0%
特になし	1.1%	0.0%	1.4%	0.0%	1.3%	0.0%
その他	2.4%	2.3%	2.0%	4.5%	2.6%	0.0%
無回答	0.8%	0.0%	1.0%	4.5%	0.9%	0.0%

【第6期との比較】

回答の傾向に大きな変化はありませんでした。

* 第6期調査結果

図7：相談先について望むこと	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
相談先を増やしたい	9.8%	10.5%	9.5%	9.1%	9.9%	16.7%
家庭での支援や発達の相談	18.5%	22.4%	17.2%	22.7%	17.7%	16.7%
家族の思いを聞いてほしい	15.2%	19.7%	13.6%	4.5%	14.2%	0.0%
事業所の紹介、利用調整	11.1%	9.2%	11.8%	13.6%	12.8%	8.3%
就学相談	7.1%	9.2%	6.3%	4.5%	7.1%	16.7%
進路相談	14.5%	1.3%	19.0%	27.3%	19.1%	16.7%
園、学校での過ごし方	15.8%	19.7%	14.5%	0.0%	11.3%	25.0%
医療機関との相談を一緒にしたい	3.7%	3.9%	3.6%	9.1%	3.5%	0.0%
その他	1.7%	0.0%	2.3%	4.5%	2.8%	0.0%
特になし	0.7%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	2.0%	1.3%	2.3%	4.5%	1.4%	0.0%

「児童相談支援（グラフ47）」、ではセルフプランを作成しているという回答が過半数を超えています。実際の児童相談支援の支給決定率よりも、「児童相談支援を利用している」と選択する方が多くなっています。

「児童相談支援を利用したいか（グラフ48）」は、グラフ47で「セルフプランを作成している」と回答した方のみが回答しています。「児童相談支援を利用したいか（グラフ48）」では、「利用したくない」が全体の2割を超えている一方で、「児童相談支援のことがわからない」との回答も多く選択されています。

グラフ 47：児童相談支援

グラフ47：児童相談支援	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
児童相談支援を利用している	40.9%	70.3%	30.4%	41.7%	36.2%	0.0%
セルフプランを作成している	54.9%	27.0%	65.2%	50.0%	60.0%	100.0%
無回答	4.3%	2.7%	4.4%	8.3%	3.8%	0.0%

グラフ 48：児童相談支援を利用したいか

(グラフ 47 で「セルフプランを作成している」と回答した方のみが回答)

グラフ48：児童相談支援を利用したいか	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
利用したい	17.2%	40.0%	14.8%	33.3%	19.0%	50.0%
利用したくない	22.2%	0.0%	23.9%	16.7%	19.0%	50.0%
利用したいが利用方法がわからない	14.1%	20.0%	13.6%	0.0%	12.7%	0.0%
児童相談支援のことがわからない	44.4%	30.0%	46.6%	50.0%	46.0%	0.0%
無回答	2.0%	10.0%	1.1%	0.0%	3.2%	0.0%

【第6期との比較】

「利用したいが方法がわからない」、「児童相談支援のことがわからない」が前回調査時は約7割であり、今回は6割に下がっています。

* 第6期調査結果

図 8：児童相談支援	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
児童相談支援を利用している	37.4%	57.6%	31.1%	41.7%	24.2%	0.0%
セルフプランを作成している	56.1%	36.4%	62.3%	50.0%	69.7%	80.0%
無回答	6.5%	6.1%	6.6%	8.3%	6.1%	20.0%

図 9：児童相談支援を利用したいか	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
利用したい	16.7%	25.0%	15.3%	33.3%	18.0%	0.0%
利用したくない	8.3%	16.7%	6.9%	0.0%	8.0%	50.0%
利用したいが利用方法がわからない	20.2%	33.3%	18.1%	16.7%	24.0%	25.0%
児童相談支援のことがわからない	51.2%	25.0%	55.6%	50.0%	46.0%	25.0%
無回答	3.6%	0.0%	4.2%	0.0%	4.0%	0.0%

ウ 差別・権利擁護について

「差別や嫌な思いをしたことがあったか（グラフ49）」では、「ある」、「少しある」を合計すると6割を超えています。

グラフ 49：差別や嫌な思いをしたことはあったか

グラフ49：差別や嫌な思いをしたことはあったか	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
ある	35.8%	25.0%	39.0%	38.5%	42.5%	0.0%
少しある	27.2%	22.2%	28.7%	30.8%	30.2%	0.0%
ない	35.3%	52.8%	30.9%	30.8%	24.5%	100.0%
無回答	1.7%	0.0%	1.5%	0.0%	2.8%	0.0%

【第6期との比較】

「ない」と回答した割合が今回調査においてやや高まっています。

*第6期調査結果

図 10：差別を感じたことはあるか	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
ある	31.2%	36.4%	29.5%	50.0%	30.8%	20.0%
少しある	31.9%	39.4%	29.5%	33.3%	27.7%	20.0%
ない	28.3%	18.2%	31.4%	8.3%	29.2%	40.0%
無回答	8.7%	6.1%	9.5%	8.3%	12.3%	20.0%

「差別を感じた場所（グラフ50）」では、未就学児、就学児とも「保育・幼稚園、学校生活」で差別を受けたと感じることが多くなっています。次いで「買い物や外食時」、身体障がいでは「公共交通機関利用時」、「まちを歩いているとき」が多く選択されています。

グラフ 50：差別や嫌な思いはどこであったか

(グラフ 49 で「ある」、「少しある」と回答した方のみが回答)

グラフ50：差別や嫌な思いはどこであったか	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
保育・幼稚園、学校生活	24.0%	20.0%	25.1%	20.0%	21.0%	
近所、地域の行事	11.1%	10.9%	11.2%	5.0%	10.7%	
家庭生活	9.0%	10.9%	8.5%	0.0%	7.8%	
祖父母、親せき付き合い	5.4%	7.3%	4.9%	0.0%	5.4%	
福祉サービスの利用をするとき	3.2%	0.0%	4.0%	5.0%	3.9%	
医療を受けるとき	9.3%	7.3%	9.9%	10.0%	10.7%	
役所での手続き、公共施設利用時	6.5%	10.9%	5.4%	5.0%	6.8%	
公共交通機関利用時	6.8%	7.3%	6.7%	15.0%	7.3%	
買い物、外食などお店を利用するとき	12.9%	20.0%	11.2%	10.0%	13.2%	
スポーツ、文化活動をするとき	3.2%	0.0%	4.0%	5.0%	3.9%	
家を借りるとき	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
まちを歩いているとき	5.0%	3.6%	4.9%	15.0%	5.4%	
その他	3.6%	1.8%	4.0%	10.0%	3.9%	
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

「どのようなことで差別を感じたか（グラフ 51）」では、「差別的な発言を受けた」が多く選択されています。

グラフ 51：どのようなことで差別を感じたか
（グラフ 49 で「ある」、「少しある」と回答した方のみが回答）

グラフ51：どのようなことで差別を感じたか	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
施設やサービスの利用を断られた	11.4%	11.1%	11.4%	18.2%	11.2%	
配慮が足りず利用できなかった	22.0%	22.2%	21.9%	18.2%	24.5%	
差別的な発言を受けた	28.0%	27.8%	28.1%	18.2%	32.7%	
その他	30.3%	38.9%	28.9%	45.5%	26.5%	
無回答	8.3%	0.0%	9.6%	0.0%	5.1%	

【第6期との比較】

前回調査時と比較し、「施設やサービスの利用を断られた」との回答割合は減り、「差別的な発言を受けた」がやや増加しています。

* 第6期調査結果

図12：どんなことで差別を感じたか	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
施設やサービスの利用を断られた	15.1%	21.6%	11.6%	28.6%	17.6%	0.0%
配慮が足りず利用できなかった	18.9%	18.9%	18.8%	14.3%	27.5%	0.0%
差別的な発言を受けた	26.4%	18.9%	30.4%	21.4%	25.5%	50.0%
その他	30.2%	27.0%	31.9%	28.6%	25.5%	0.0%
無回答	9.4%	13.5%	7.2%	7.1%	3.9%	50.0%

「以前と比べて差別は減ったか（グラフ52）」では、全体的に見ると減っている方向の回答が多く選択されています。前回調査結果と回答の傾向に大きな変化はありませんでした。

グラフ 52：以前と比べ差別は減ったか

グラフ52：以前と比べて差別は減ったか	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
減っている	20.8%	18.9%	21.5%	8.3%	20.0%	50.0%
少し減っている	15.6%	13.5%	16.3%	8.3%	19.0%	0.0%
変わらない	24.9%	21.6%	25.9%	33.3%	24.8%	0.0%
少し増えている	4.0%	5.4%	3.7%	8.3%	3.8%	0.0%
増えている	3.5%	2.7%	3.7%	8.3%	4.8%	0.0%
分からない	13.9%	13.5%	14.1%	8.3%	15.2%	50.0%
差別は感じない	14.5%	18.9%	13.3%	25.0%	8.6%	0.0%
無回答	2.9%	5.4%	1.5%	0.0%	3.8%	0.0%

エ 防災・避難行動について

「一般的な避難所での生活は可能ですか（グラフ53）」では、成人への調査結果同様、全体の約7割が「困難」を選択しています。身体障がいでは「生活できる」という回答が少なく、「身体的理由で困難」が多く選ばれています。

「災害時の避難について望むこと（グラフ54）」では、3障がいとも「在宅者の物資確保」、「災害情報を得やすく」を選択した割合が高い傾向にあります。

身体障がいでは「避難経路、避難所のバリアフリー」が多く選択されています。成人調査結果と同様の傾向となっています。

グラフ 53：一般的な避難所での生活は可能ですか

グラフ53：一般的な避難所での生活は可能ですか	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
可能	32.8%	35.0%	32.5%	14.3%	21.8%	50.0%
身体的理由で困難	5.1%	0.0%	6.4%	38.1%	8.1%	0.0%
精神的理由で困難	34.3%	30.0%	35.7%	9.5%	41.1%	50.0%
医療的理由で困難	1.5%	0.0%	1.9%	14.3%	2.4%	0.0%
その他理由で困難	11.6%	15.0%	10.8%	14.3%	12.9%	0.0%
分からない	12.6%	17.5%	11.5%	4.8%	12.1%	0.0%
無回答	2.0%	2.5%	1.3%	4.8%	1.6%	0.0%

グラフ 54：災害時の避難について望むこと

グラフ54：災害時の避難について望むこと	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
避難経路、避難所のバリアフリー	5.5%	3.5%	6.1%	23.1%	5.1%	16.7%
災害情報を得やすく	24.0%	29.8%	22.5%	19.2%	21.3%	33.3%
障がい者を加えた防災訓練	8.5%	12.3%	7.5%	7.7%	9.0%	16.7%
要支援者情報の周知	10.3%	8.8%	10.8%	15.4%	12.4%	16.7%
在宅者の物資確保	32.8%	29.8%	33.8%	30.8%	39.3%	16.7%
コミュニケーション支援	4.1%	0.0%	5.2%	3.8%	5.1%	0.0%
特になし	8.9%	8.8%	8.9%	0.0%	3.4%	0.0%
その他	3.0%	3.5%	2.8%	0.0%	1.7%	0.0%
無回答	3.0%	3.5%	2.3%	0.0%	2.8%	0.0%

オ 情報支援について

「情報をどこから得ていますか（グラフ 55）」では、未就学児、就学児ともに「市や県の広報、ガイドブック」が多く選択されています。次いで、「インターネット」が多い傾向にあります。

就学児は「学校」も選択されています。

「情報について困ること（グラフ 56）」では、「どこに情報があるか不明」が多く選択されています。

グラフ 55：情報をどこから得ていますか

グラフ55：情報をどこから得ていますか	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
市県の広報、ガイドブック	33.1%	39.0%	31.8%	33.3%	31.8%	33.3%
新聞・雑誌	2.2%	1.3%	2.4%	0.0%	1.6%	0.0%
テレビ・ラジオ	1.5%	1.3%	1.5%	3.7%	0.8%	0.0%
インターネット	21.0%	22.1%	20.8%	22.2%	18.0%	33.3%
家族・友人	12.1%	11.7%	12.2%	11.1%	12.9%	0.0%
市役所・保健所・児相	6.2%	5.2%	6.4%	3.7%	6.3%	0.0%
社会福祉協議会	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
施設・事業所	6.9%	7.8%	6.7%	7.4%	8.6%	33.3%
学校・職場	12.8%	6.5%	14.4%	14.8%	14.9%	0.0%
病院	0.5%	1.3%	0.3%	0.0%	0.4%	0.0%
障がい者団体	1.0%	1.3%	0.9%	0.0%	1.6%	0.0%
その他	0.7%	1.3%	0.6%	3.7%	0.8%	0.0%
無回答	2.0%	1.3%	1.8%	0.0%	2.4%	0.0%

グラフ 56：情報について困ること

グラフ56：情報について困ること	総計	未就学児	就学児	身体	知的	精神
どこに情報があるか不明	37.7%	33.3%	39.0%	29.4%	41.1%	50.0%
内容が難しい	10.1%	4.8%	11.6%	11.8%	10.9%	0.0%
PC、スマホが使えない	1.0%	0.0%	1.2%	0.0%	1.6%	0.0%
PC、スマホを持ってない	1.9%	2.4%	1.8%	0.0%	1.6%	0.0%
点字、音声案内が少ない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
手話、要約筆記が不足	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ふりがなを振ってほしい	1.4%	2.4%	1.2%	0.0%	2.3%	0.0%
特になし	34.3%	45.2%	31.7%	41.2%	27.9%	50.0%
その他	11.1%	9.5%	11.6%	17.6%	12.4%	0.0%
無回答	2.4%	2.4%	1.8%	0.0%	2.3%	0.0%

4 アンケート結果・自立支援協議会チーム会議・障がい者団体からの提言

アンケート結果から抽出されたことから導き出される課題、自立支援協議会チーム会議からのご意見、市内の障がい者関係団体及び事業所の方々からのご提言を次のとおりまとめました。

(1) 協力団体

計画の策定にあたってご意見をいただいた団体及び事業所は次のとおりです。(順不同)

- ◆海老名市身体障害者伸生会
- ◆海老名市肢体不自由児者と父母の会
- ◆海老名精神保健福祉促進会「2πr」
- ◆NPO 法人 grand-mere
- ◆社会福祉法人 星谷会
- ◆ナチュラルサポート海老名
- ◆わかば学園
- ◆海老名市精神保健ボランティア「つばさ」
- ◆相談支援事業所 びーな'S
- ◆音声訳ボランティア矢ぐるまの会
- ◆神奈川県中途失聴・難聴者協会海老名支部
- ◆筆記通訳 風
- ◆地域活動支援センター 結夢
- ◆海老名市手をつなぐ育成会
- ◆海老名市自閉症児・者親の会
- ◆たなからぼたもち
- ◆海老名市社会福祉協議会
- ◆NPO 法人 若菜会 エアリアル
- ◆県央地域就労援助センター ぼむ
- ◆わかば会館
- ◆海老名市ボランティア連絡協議会
- ◆点訳グループみりの会
- ◆海老名市聴覚障害者協会
- ◆海老名市登録手話通訳者の会
- ◆手話サークル さつき会

(2) アンケート結果及びチーム会議・障がい者団体からの意見と課題整理

生活全般	アンケート結果分析・課題	チーム会議より	団体・事業所より
	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 両親が主な介護者となっており、高齢化に伴う課題がある ㊦ 満足度は高いと回答する割合が高い中、約2割が不満を感じており、特に精神障がい者の割合が高い ㊦ 3障がいともに、自分の健康に不安を感じている傾向がある ㊦ 医療費助成の利用割合が高く、市独自の助成範囲の拡大によるところが大きい ㊦ 精神障がいにおいては経済面に不安を感じる割合が高い ㊦ 手帳も診断も該当がない児童は成長に伴いサービスを利用しなくなる傾向がある ㊦ 重度の児童は祖父母の関わりも大きい傾向がある ㊦ 言葉の遅れは未就学児では顕著だが成長にともない割合が下がる ㊦ コミュニケーション能力は就学児、未就学児ともに課題になっている。特に手帳なしの児童では割合が高い ㊦ 重度の児童は生活能力を気にする割合が高い ㊦ 関わり方、育て方への悩みは手帳の有無、等級に関わらず比率が高いが、困りごととしてとらえていない家庭も多い ㊦ 重度、軽度ともに外出時の移動の手伝いがないとする移動そのものへの負担が大きい 	<p>【まもる・つながる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 事業所を運営する大きな法人が1法人となっており、選択肢が少ない。多様な法人、事業所からサービスを選択できると日々が充実する <p>【育つ・学ぶ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 保育所等ではクラスに馴染めない、友達となじめない等の児童が増加傾向。個々の個性を引き出し伸ばすような保育に取り組んでいる ㊦ 児童だけでなく、保護者も支援が必要となっている家庭への対応がある ㊦ 事業所における人材不足・育成、行動障がいのある児童への対応、職員の経験の積み重ねが課題 	<ul style="list-style-type: none"> ㊦㊦ 重度障がい、強度行動障がいの人の地域で受け入れられる体制作りに力をいれてほしい。対応できる人材の育成、離職を減らす取組が急務 ㊦ 障がい児にとって学齢期の親子関係は大切。福祉サービスは必要に応じて適切な利用となるようにすべきと考える。個々に適切な支援となるよう確認していく仕組みを取り、不適切な支援がないようにしてほしい。

住まい	アンケート結果分析・課題	チーム会議より	団体・事業所より
	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 回答者は自宅で生活する割合が高い。 ㊦ グループホーム利用者のうち、身体障がい者の割合が低く、重度身体障がいに対応するグループホームの整備が課題 ㊦ 身体障がい、精神障がいは在宅での暮らしを希望し、介護・家事援助の充実を望む傾向にある ㊦ 知的障がい者はグループホームを希望する割合が高い ㊦ その他の回答は多種多様であり、ライフスタイル、特性等によりきめ細やかなニーズが求められる 	<p>【らいつ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 通所の延長や家庭の都合での短期入所利用にニーズがあるが、需要に答えられていない ㊦ わかばケアセンター移転に伴う新施設での機能拡大、充実への期待がある <p>【広げる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ ヘルパーの確保に時間がかかり、市内の事業所のみでは回せない ㊦ 事業所への報酬単価改定があっても事業所の収入が多くなるだけで、ヘルパーに直接反映しないこともある。制度上の大きな課題がある 	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ グループホームで働く支援員の困りごと等の情報交換や強度行動障がい者の特性理解の勉強会などが行われている。生活の質の充実も目指してほしい。

暮らし・相談	アンケート結果分析・課題	チーム会議より	団体・事業所より
	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 重度障がい者の約3割は困りごとなしと回答があった ㊦ 知的障がい者は支援が充実している施設を望む割合が高い ㊦ 精神障がい者は交通費の支出が外出を妨げる傾向にあり、他の設問からも経済的な不安を抱えていることがわかる。また、対人関係、社会生活の相談へのニーズが高い ㊦ 知的障がい者は相談したいときに応じてくれる場を求める傾向がある ㊦ 計画相談がわからないとする回答は3障がいに共通して割合が高い ㊦ サービス利用申請に負担を感じる傾向がある ㊦ 児童は年齢を問わず療育施設への相談割合が高い。保育・幼稚園、学校相談員に相談する家庭の割合も高い ㊦ 相談内容の傾向として、就学児童では進路先、重度の児童では事業所の紹介、調整。手帳なしの児童では家庭での支援や発達の相談の割合が高い。 ㊦ 実際の児童相談支援の支給決定率より児童相談支援を受けていると選択した方が多く、児童相談支援がわからないと回答した方が半数を占める ㊦ 身体障がい児は道の狭さ、段差に困っている割合が高い 	<p>【育つ・学ぶ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 児童発達支援センターでの待機児童の対応が課題。相談支援事業の充実、体制強化が必要 ㊦ 学童保育利用児童の福祉サービスへの連携、受給者証のない児童への対応が課題 ㊦ 必要な方に必要な支援をどれだけ届けられるかが課題。フットワークの軽い方が多くサービスを利用し、様々な理由で身動きとれない方がサービスに繋がらないことがある ㊦ 相談支援者が専門性を持ち、保護者と対話していくことも課題 ㊦ 医療的ケア児の通所先、地域の学校での受け入れ体制に大きな課題 ㊦ 親と子のこころの相談も待機があり、タイムリーな対応に課題 ㊦ 保育所、学校等と療育支援事業との連携ができるような体制が求められている <p>【まもる・つながる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ セルフプランではサービス利用が限られる。児童相談支援を進めることが重要 	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に関する協議の場を早急に設置し、地域で安心して生活ができるよう取り組んで欲しい ㊦ 精神障がい者が増加している。予防的な取組もしてほしい ㊦ これまでの各課事業ではなく重複する課題解決に向けた重層的な支援への取組を行ってほしい ㊦ えびなっこサポートファイルができて10年、大切さが見直されている。継続してほしい ㊦㊦ 海老名駅相鉄線北口改札がスマート化し、利便性は増したが、身体障がい者にとっては不便なところもある。エレベーターまでの動線、点字ブロックの場所、屋根の位置等 ㊦ 事故や高齢化により失聴する人が増えている。介護事業と連携し必要な支援を進めて欲しい

就労・日中活動	アンケート結果分析・課題	チーム会議より	団体・事業所より
	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 回答者の65%を占めるサービス利用者は通所サービス利用者割合が高く、特に知的障がい者での割合が高い。通所先での活動の充実が求められる ㊦ 知的障がいにおいては余暇を過ごす場所がないとする回答割合が高い ㊦ 精神障がい者においては、金銭面に不安を抱える方が多く、外出の機会が少ないとする回答結果からもうかがえる ㊦ 身体、精神障がい者は今の仕事を続けたい方が多い。さらに精神障がい者は正社員を希望する割合が高い ㊦ 仕事が「ない」と回答する割合も高い ㊦ 介護者回答では今の仕事を続けたい、正社員を希望する割合が高い ㊦ フリースペースの充実を希望するニーズは3障がい共通であり、平日・休日に共通するニーズとなっている ㊦ 身体及び知的障がい者は移動支援を希望する割合が高い 	<p>【働く】</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 障がい者が働くきっかけとなるような新規事業の展開に期待したい <p>【広げる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 就労系事業所が増加しており、利用希望者は多いが、新規利用者数は少ない。ニーズと事業所数のバランスはどうか。生活介護事業所が少ない <p>【らいる】</p> <p>【まもる・つながる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 地域活動支援センターのフリースペースの充実、行きやすい場所にあるとよい <p>【らいる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 重度障がい、行動障がいに対応した日中一時支援施設があるとよい <p>【まもる・つながる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 余暇活動を充実させるには、日中一時支援等の支援員が必要であるが、報酬単価が低く、サービスの質も上がらないことが大きな課題 	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 就労援助センターが行ってきた就労支援事業を市としてしっかりと進めて欲しい ㊦ 関係機関と連携して障がい者雇用率を上げていく取組が大切 ㊦ 重度障がいがある支援学校在籍人数を考慮して、先々の生活介護事業所の定員についての見通しを立て、卒業後に安心して希望の市内の事業所へ通えるよう計画してほしい。

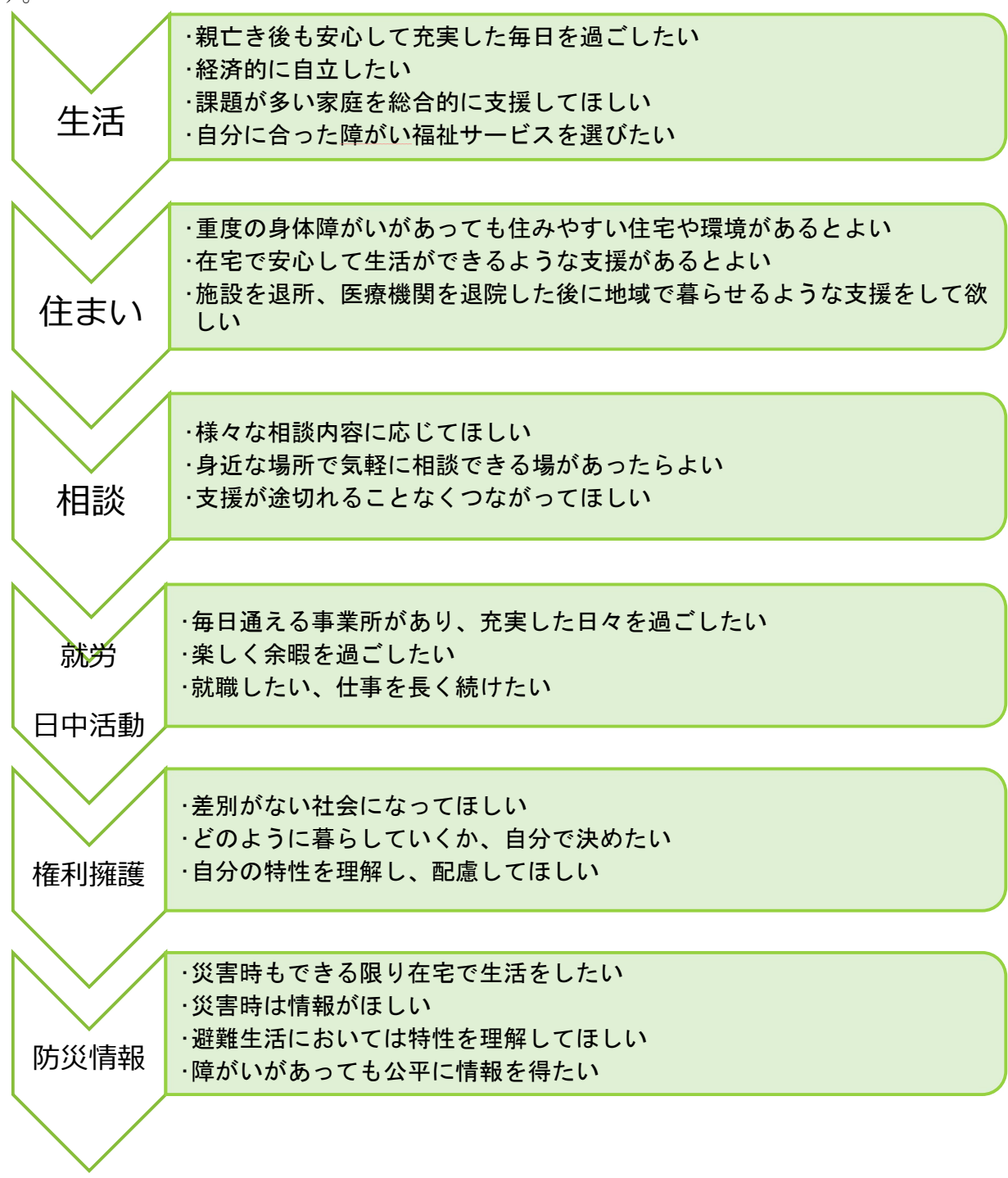
差別・権利擁護	アンケート結果分析・課題	チーム会議より	団体・事業所より
	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 知的障がい・精神障がいでは約半数の割合で差別を感じると回答があった ㊦ 精神障がいでは職場で差別を感じており、知的障がいでは公共交通機関を含めた外出時とする回答割合が高い ㊦ 差別事案の回答割合としては、直接的な利用拒否よりも発言等によるものが高い傾向にあるが、利用拒否の回答率が前回調査時を上回る割合となった ㊦ 全体傾向として、差別を感じないとする回答割合が前回調査時よりやや増加 ㊦ 成年後見制度においては、精神障がいで認知度が上がった ㊦ 成年後見制度を必要としない、制度を知らないとする回答割合が高いが、知的障がいにおいては、将来的に利用を考えている方が一定数いる ㊦ 差別を感じたことについて、「ある」、「少しある」の合計で7割を超えており、第6期調査時より上がっている ㊦ 差別を感じた場所として、年齢に関わらず、保育・幼稚園、学校、手帳の有無、等級に関わらず、買い物・外食時との回答が多い ㊦ 第6期計画調査時と比較し、施設やサービスの利用を断られたとする回答割合は減少したものの、「配慮が足りない」、「差別的な発言を受けた」と回答する割合は上がった ㊦ 差別状況は「変わらない」の回答割合が高く、全体的な傾向も第6期計画調査時と大きな変化はない 	<p data-bbox="849 293 1161 376">【差別解消地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦㊦ 市役所利用時に、障がいの有無にかかわらず、市民として利用しにくいところがあるかを確認し、取組事例として情報提供していくことで、民間事業者への啓発等にもつながる 	<p data-bbox="1273 293 1305 322">—</p>

防災	アンケート結果分析・課題	チーム会議より	団体・事業所より
	<p>㊦ 災害時の支援者について、前回第6期調査時より「支援者がいる」と回答した割合が低く、同居親族の高齢化等が一因と考えられる</p> <p>㊦ 前回第6期調査時より「避難所で生活できる」と回答した割合が低く、理由として、「精神的な理由」と回答した割合が3障がい共通して高い。</p> <p>㊦ 災害時は、在宅避難時の物資を希望する割合が高い</p> <p>㊦ 障がい者を加えた地域の防災訓練を望むとする回答割合が高まった。災害が身近なこととなっており、意識の変化が伺える</p> <p>㊦ 避難所での生活が可能と回答した割合は全体の約半数</p> <p>㊦ 災害時は、在宅避難時の物資を希望する割合が高く、未就学児では災害情報の得やすさを望む回答割合が高い</p>	—	—

情報	アンケート結果分析・課題	チーム会議より	団体・事業所より
	<p>㊦ 広報、ガイドブックから情報を得ると回答した割合が高い</p> <p>㊦ 知的障がいではインターネットから情報を得ると回答した割合が低く、家族・友人から情報を得ると回答した割合が高い</p> <p>㊦ 手帳の等級に関わらず、市の情報を広報から得ると回答した割合が高い</p> <p>㊦ インターネットも重要な情報源となっており、PC、スマホへの抵抗感はない</p> <p>㊦ サービスの説明へのわかりやすさが求められており、手に取りやすいガイドブック等の作成を考える必要がある。</p>	<p>【広げる】</p> <p>㊦㊦ イベント等の周知にSNSなどを活用して、効率よく情報発信していく取組が必要</p>	<p>㊦ 視覚障がい等新規で手帳を取得した方へ音声・点字情報についての周知を十分に行ってほしい</p>

(3) (2) の結果から見た障がい児・者、支援者のねがい

(2) のアンケート結果分析・課題、海老名市自立支援協議会チーム会議、障がい者団体・事業所による提言から得られた障がい児・者、支援者が願う障がい福祉施策の方向性は次のとおりです。



目指す姿は **みんなが笑顔** **住みやすいまち** **えびな**

第3章

基本理念・基本目標

第3章 計画の基本理念

1 基本理念

誰もが地域の一員として尊重され、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会をめざし、障がい者の意思決定支援と社会参加の促進を図ります。

『「ともに認め合うまち・海老名宣言」～かかわり・つながり・ささえあい～』を基本理念として掲げ、海老名市における障がい福祉施策の基本的な方向性を定め、事業を推進していきます。



「ともに認め合うまち・海老名宣言」 ～かかわり・つながり・ささえあい～

海老名市は、あらゆる障がいへの差別をなくし、人としての権利が守られ、障がいがあってもなくても、誰もがその人らしく安全・安心に暮らすことができるように、ともに認め合うまちをめざして、次のことを宣言します。

- 一 「障がい」は決して特別なことではなく、誰にでも起こり得ることです。私たちはお互いに、多様な人格と個性・生き方を認め合い寄り添う社会、偏見や差別のない共生社会をめざします。
- 一 「障がい」ゆえの生きづらさを抱えながら生活している人が大勢います。私たちはお互いに勇気を持って言葉かけをしていきます。
- 一 海老名市は、「障がい」について関心を持ち、理解を深め、寄り添う気持ちが持てるよう、ともに認め合うまちづくりを推進します。

平成 29 年 3 月 28 日

海 老 名 市



図3-1 ともに認め合うまち海老名宣言

2 基本目標

海老名市障がい者福祉計画【第7期】において、国における障害者基本計画（第5次）及び基本指針に則り、目指す共生社会の実現に向け、海老名市で暮らす障がい児・者並びに保護者、支援者の願いや思いを形にできるよう全庁的に事業に取り組みます。

また、前期計画の取組状況及び障がい者福祉計画策定懇談会や自立支援協議会、アンケート結果等から導き出された課題を踏まえ、3つの基本目標を定め、基本理念である「ともに認め合うまち」、10年後の姿である「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」の実現を目指します。

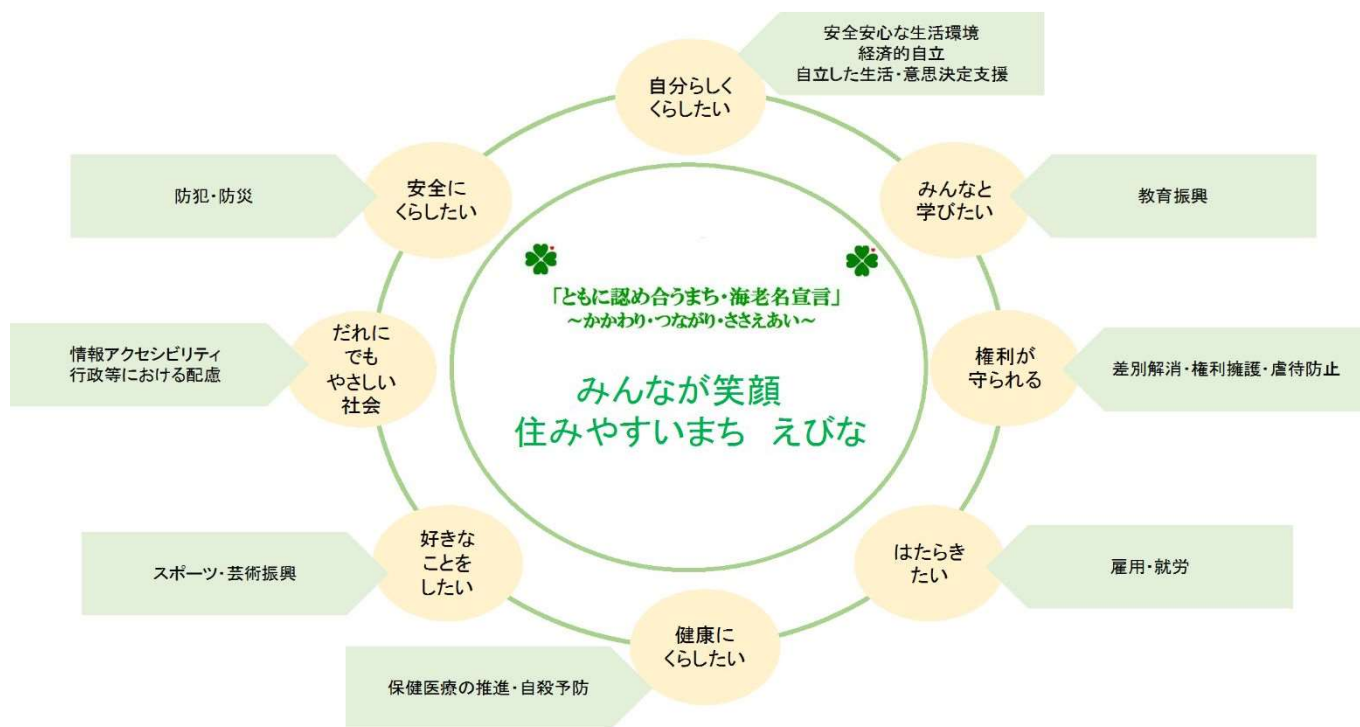


図3-2 「目指すまち」の体系図

基本目標1 安心して暮らすためのしくみづくり

地域で安心して暮らすためには、障害者総合支援法に定める障がい福祉サービスのみならず、制度の枠を超えた柔軟な体制、全庁的な事業連携、民間企業・団体等の社会資源の活用、地域住民との協働等が求められています。増加する障がい者への対応及び個別ニーズの多様化や社会参加の促進による新たなニーズへの対応など、体制づくりにはスピード感も求められています。

第7期計画期間においては、障がい児・者を支える温かい海老名のネットワークのさらなる強化に向け、地元根差した事業を進め、前期計画期間に残された課題に着実に取り組み、新たな事業を展開していきます。

基本目標2 海老名ではぐくみ、ともに学ぶしくみづくり

住み慣れた地域で育ち、学ぶ環境があることは障がいの有無に関わらず、誰にとっても叶えられることでなければなりません。出生から成人まで切れ目のない支援体制を構築するには、乳幼児健診等による発達に関する相談、早期療育による支援、児童の成長とともに関わる教育機関、すべてが連携し、段階ごとに必要な支援を確認し、次のステージに繋げることが大切です。

幼児期、児童期における適切な支援を受けることにより、将来の可能性が広がり、自立への見通しが持てるようになる等、成人後の人生も大きく変化していきます。

また、幼い時期から支援や配慮が必要な児童とともに育つことは、一人ひとりの個性を認め合う思いやりの心、自己肯定感を育み、大きな共生社会を形成していくこととなります。

「ともに認め合うまち」を目指し、海老名ではぐくみ、ともに学べる支援体制構築に取り組みます。

基本目標3 “私たちのことを、私たち抜きに決めないで”

意思決定をささえるしくみづくり

「意思決定支援」とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいいます。【『障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン』（厚生労働省）より】

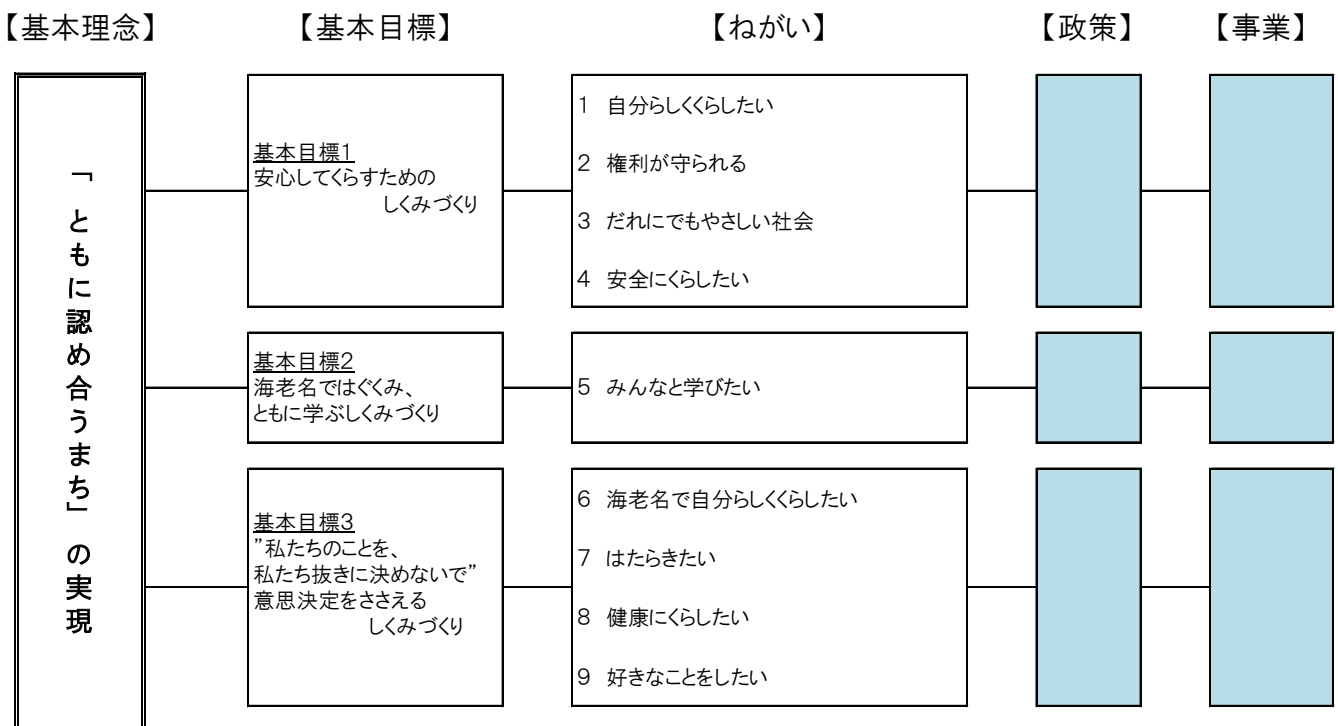
自らの意思を決定することに困難があっても、生活の場や就労、学び、社会参加の機会等、充実した日常生活を送る上で自由に選択できなければなりません。可能な限り本人が自ら意思決定ができるよう相談支援体制等を整備していくとともに、本人が望んだ福祉サービス等に柔軟に寄り添えるような体制も構築しなければなりません。親亡き後も安心して住み続けられるよう、生活支援や就労支援、住まい、通所系サービスの充実、総合的な支援を受けられる体制を整えていきます。

3 計画体系と実施事業について

3つの基本目標を基に、障がい児・者や支援者の願いや思いを政策として位置づけ、計画の推進に取り組んでまいります。

各政策への取組を個別事業として位置づけ、事業の効果的な推進が図られるよう計画を体系的に構築してまいります。

図3-3 計画体系図

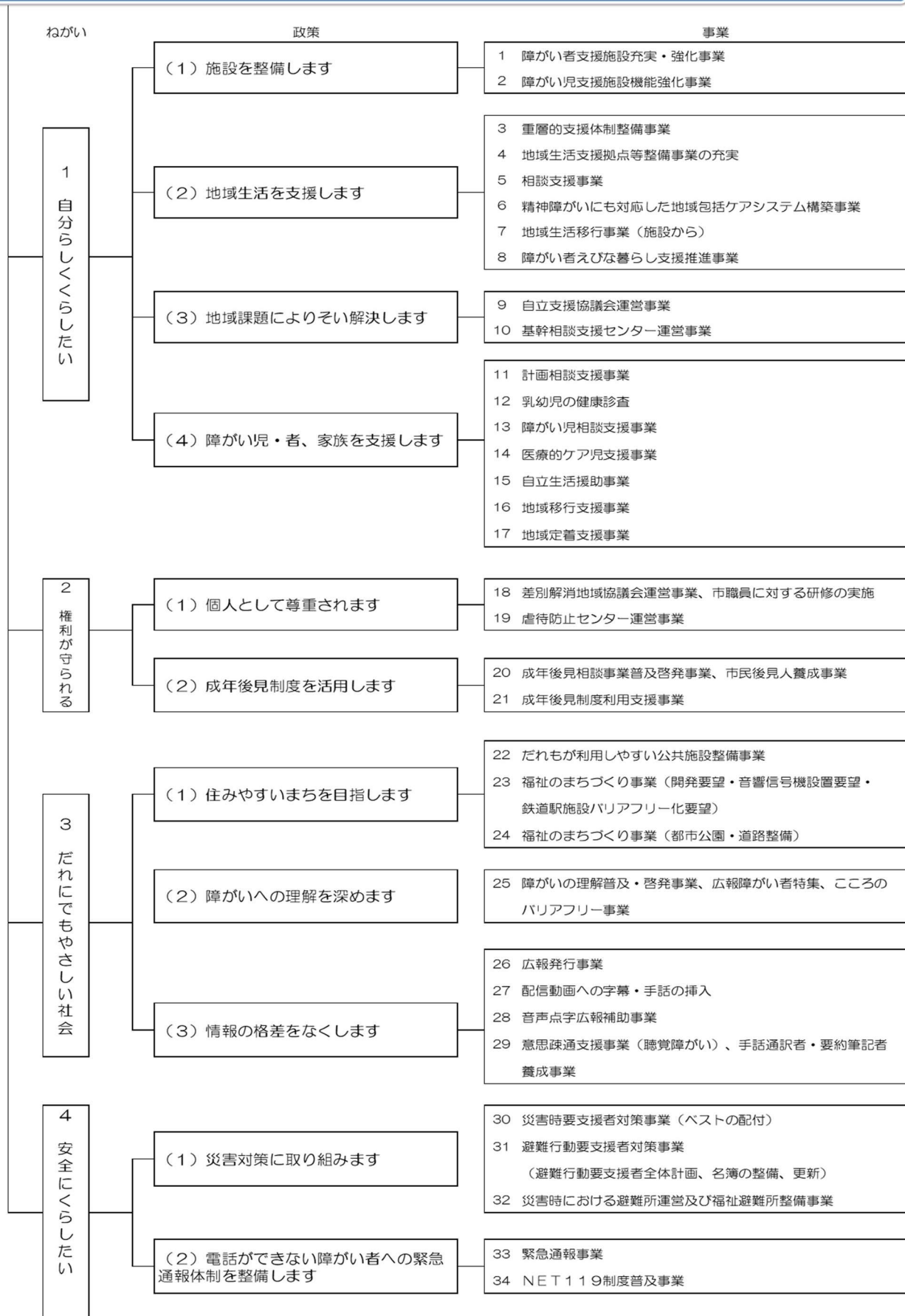


4 障がい者福祉計画における政策・事業等一覧

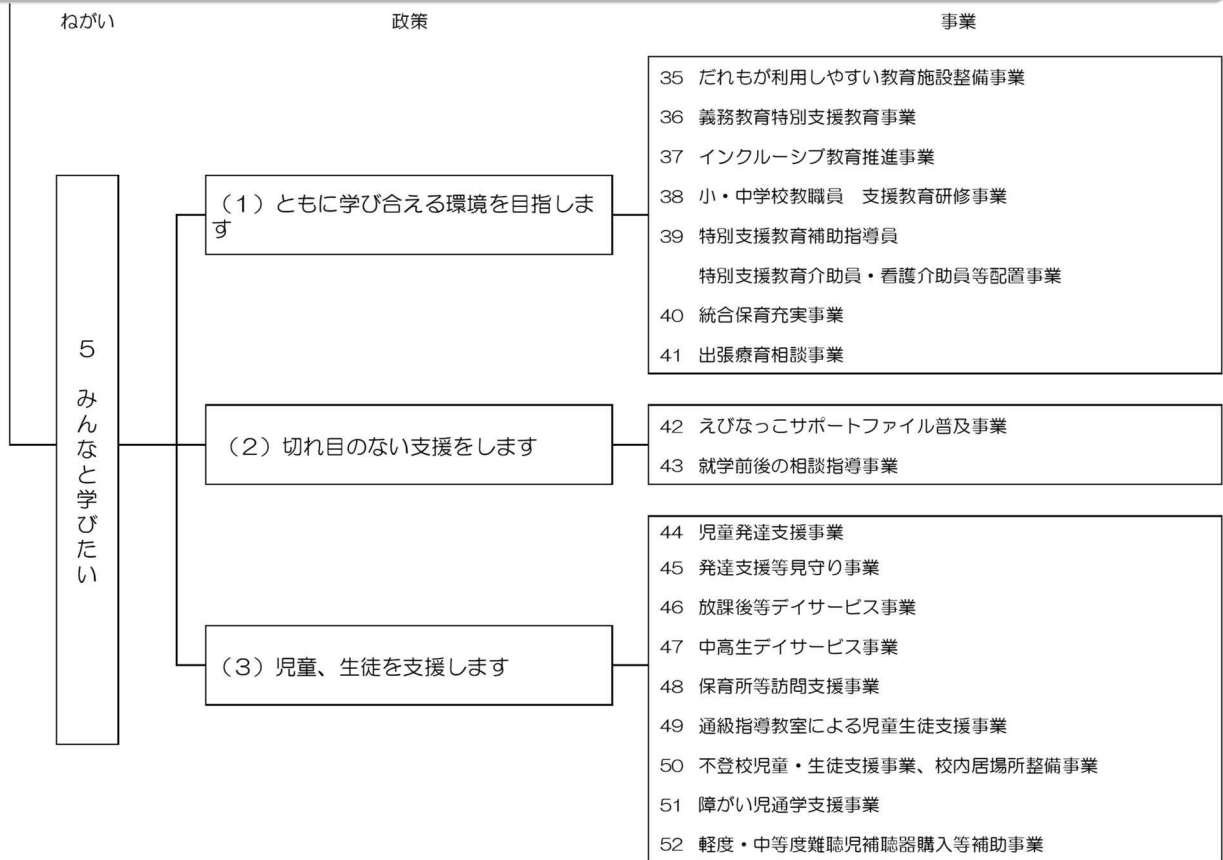
3つの基本目標を達成するための、政策、事業を一覧にまとめました。

各目標に対する9つのねがい、26の政策、98の事業を積極的に推進していきます。

【基本目標 1】安心してくらすためのしくみづくり

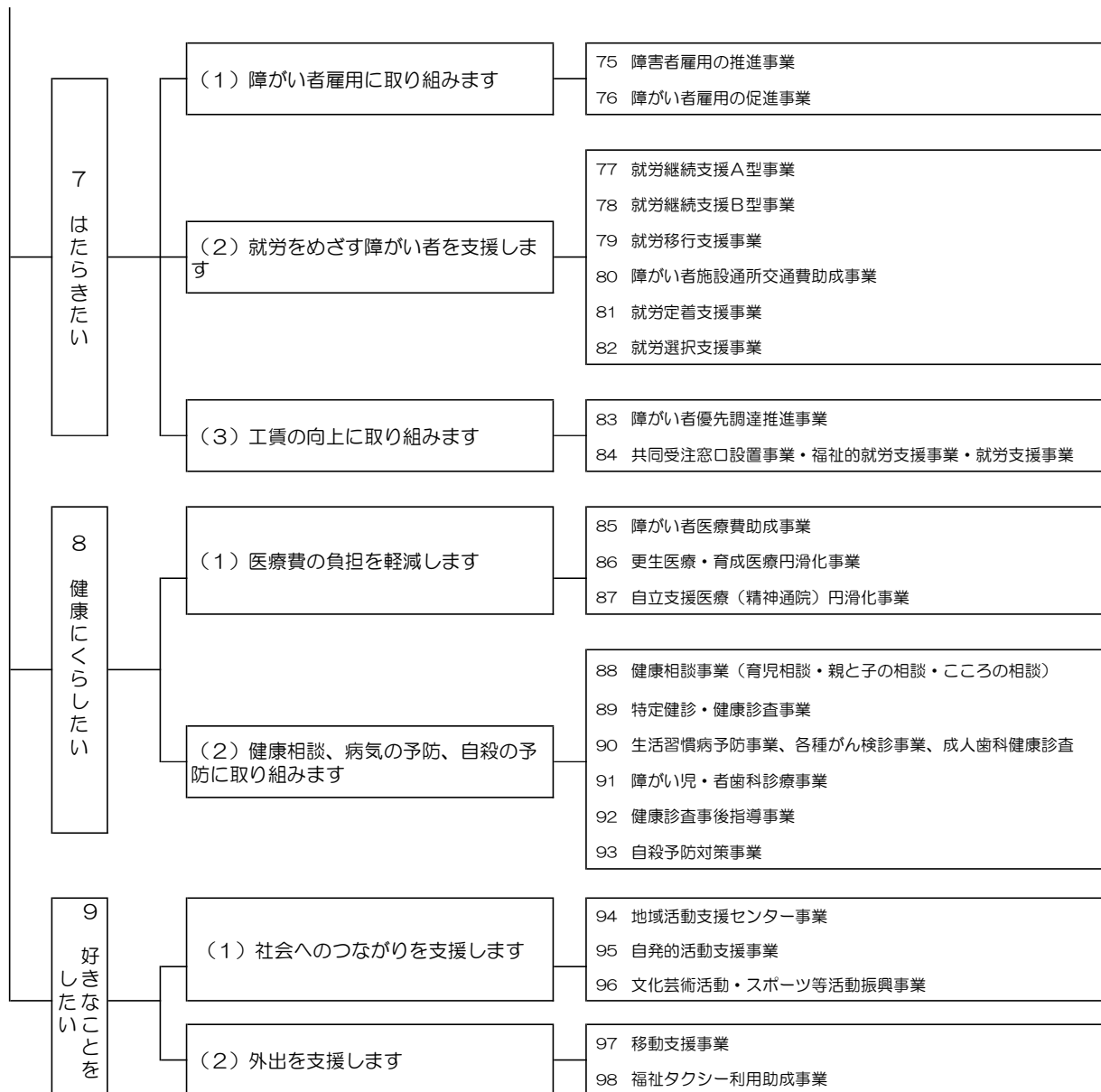


【基本目標 2】海老名ではぐくみ、ともに学ぶしくみづくり



【基本目標 3】”私たちのことを、私たち抜きに決めないで”意思決定をささえるしくみづくり





第4章
政策別事業

第4章 政策別事業

1 自分らしくくらしたい

障がいの有無にかかわらず、本人とその家族が地域の一員として安心して、自分らしく暮らすことができるよう、また、自ら意思を決定すること及び表明することが困難な場合には、必要な意思決定支援を行い、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ります。

(1) 施設を整備します

在宅の障がい者が日常生活又は社会生活を営む上で必要な日中活動の場の確保、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	1	事業名	障がい者支援施設充実・強化事業				
事業概要							
障がいがあってもやりがいを持って生き生きと生活し、日中が明るく充実したものになるよう、生活介護事業を実施するわかばケアセンターの機能を拡充し、地域での障がい者の生活を支援します。施設を活用し地域住民との交流を行います。							
計画							
市内の障がい者は年々増加しており、生活介護利用者も増加しています。市内3ヵ所のデイサービスセンターとともに、特色ある運営を行い連携し、海老名市としての障がい福祉行政のさらなる充実・強化に努めます。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
障がい者ケアセンター整備		設備等 検討設計	設計建設	建設 共用開始	充実	充実	充実



		所管課	障がい福祉課				
事業番号	2	事業名	障がい児支援施設機能強化事業				
事業概要							
「わかば学園」で行う児童発達支援センター機能をさらに強化し、地域の中核的な療育支援施設として展開します。							
計画							
障がい児支援の拠点として、障がいの早期発見から療育支援につなぐ役割、地域における中核的な療育の役割を担い、個々の状況や成長段階に応じた支援体制を確保します。また、障がい児本人を支援するだけでなく、ペアレントトレーニングや学校、保育所への指導等、地域全体の支援機能を強化するよう努めます。隣接するこどもセンター、教育支援センターと連携し、「HUGHUGゾーン」として障がいの有無に関わらず、生きづらさを感じる子どもたちの居場所となるよう努めます。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童発達支援センター機能充実		設備等 検討設計	設計・ 再整備	再整備 共用開始	充実	充実	充実



えびなこどもセンター

HUGHUGゾーン



教育支援センター「えびりーぶ」



わかば会館（主に障がい児への支援）

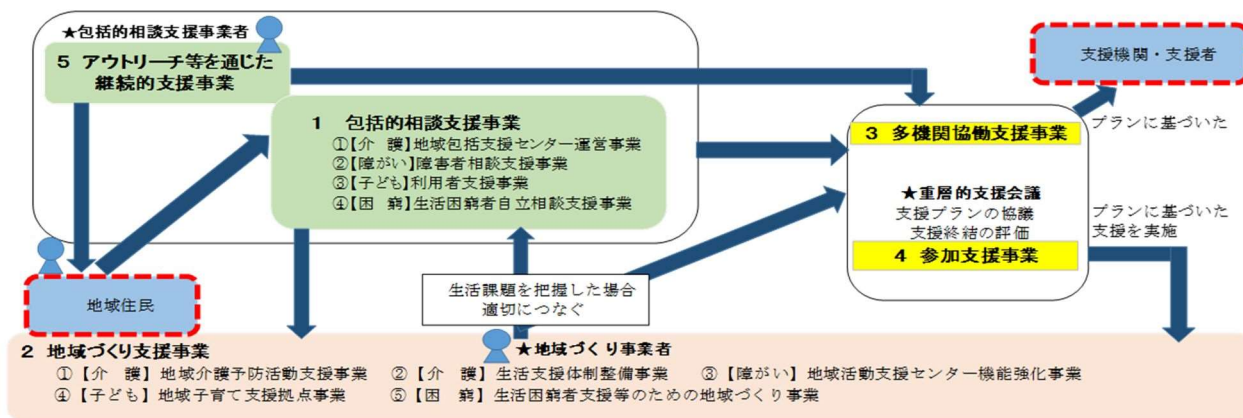
(2) 地域生活を支援します

障がい者の高齢化や障がいの重度化、「親なき後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供するため、地域の事業所が機能を分担する、「海老名市地域生活支援拠点（面的整備型）事業」が、令和4年7月1日より運用開始となりました。本事業をさらに充実させていきます。

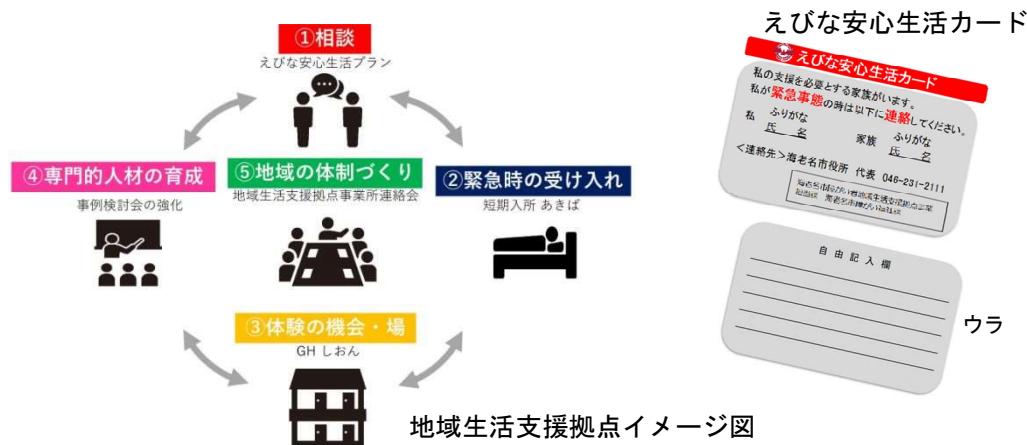
こうした取組と合わせて、入院中の精神障がい者の地域移行による地域での受け入れ体制を強化するため、精神障がい当事者、家族、保健、医療、福祉、教育等関係者による協議の場及び住まい確保支援も含めた、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」について、自立支援協議会チーム会議の活用を検討していきます。

社会的孤立等、生きる上での困難や生きづらさがありながらも、既存の制度の対象となりにくいケースや、家族に生活上の課題があるケースが増えており、課題全体を捉えて関わっていくことが必要になっています。改正社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」の中で、各種障がい児・者への家族支援及び人と人とのつながりを生み出す参加の機会を確保し、様々なニーズに取り組みます。

		所管課	福祉政策課				
事業番号	3	事業名	重層的支援体制整備事業				
事業概要							
地域住民が抱える課題が複雑化し、従来の介護、障がい、子ども、困窮などの属性別の専門的支援体制では対応が困難なケースが増えてきており、以下の事業を一体的に実施することで属性など問わない「包括的な支援体制」を構築します。							
計画							
①属性を問わない包括的相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これらの3つの支援を一層効果的、円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施します。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
重層的支援体制整備		担当課協議	事業開始	事業充実	事業充実	事業充実	事業充実



		所管課	障がい福祉課				
事業番号	4	事業名	地域生活支援拠点等整備事業の充実				
事業概要							
<p>地域生活支援拠点とは障がい者の高齢化や重度化、親亡き後を見据え、障がい者が地域で安心して暮らし続けるために、障がい者の生活を地域全体で支える体制づくりをいい、当市では障がい者を住み慣れた地域全体で支援するという点に着目し、令和4年7月に地域の既存の事業所等が連携して機能を担う「面的整備型」として整備しました。</p> <p>【令和5年度実施状況】 登録事業所6箇所 連絡会年6回</p>							
<p>緊急時の受け入れ機能を担う登録事業所の拡充を進めます。 緊急時支援が必要となるリスクの高い障がい者への「えびな安心生活プラン」の作成、「えびな安心生活カード」の配付を行います。 緊急時の対応だけでなく地域の事業所が分担して機能を担うことにより面的な体制整備を広げていきます。 「地域生活拠点事業所連絡会」を年6回開催し、自立支援協議会と十分に協議を行います。 連絡会においては、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証し、検討を重ねていきます。 強度行動障害を有する障がい者の状況や支援ニーズの把握に努め、支援体制の整備に努めます。 「障害者支援センターあきば」において、医療的ケアが必要な方の緊急短期入所事業を実施します。 緊急時の連絡体制及び福祉サービスの調整、「地域生活拠点事業所連絡会」について、基幹相談支援センター機能に付加することを検討し、柔軟な体制づくりに努めます。</p>							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
登録事業所数		6	6	6	8	8	8
地域生活拠点事業所連絡会開催回数(年間)		6	6	6	6	6	6
地域生活拠点コーディネーター配置人数		1	1	1	1	1	1
拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置人数		6	6	6	8	8	8
支援ネットワーク等による効果的な支援体制		継続	継続	継続	継続	継続	継続
緊急時の連絡体制及び福祉サービスの調整、地域生活拠点事業所連絡会実施体制		障がい福祉課	障がい福祉課	障がい福祉課	基幹相談支援センター	基幹相談支援センター	基幹相談支援センター



		所管課	障がい福祉課			
事業番号	5	事業名	相談支援事業			
事業概要						
<p>障がい福祉に関する様々な課題について、相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。相談支援事業に位置付けられる「市町村相談支援機能強化事業」、「地域自立支援協議会運営」を実施します。相談支援事業は市内3事業所に委託し実施しています。</p> <p>【令和5年度実施状況】</p> <p>市町村相談支援事業 3箇所（結夢、結夢+、びーな‘S）</p> <p>市町村相談支援機能強化事業 1箇所（結夢）</p> <p>地域自立支援協議会 1箇所（結夢）</p> <p>住宅入居等支援事業 なし *地域移行支援にて実施</p>						
計画						
<p>相談支援事業及び市町村相談支援機能強化事業を実施します。</p> <p>相談支援事業所連絡会を実施し、地域の相談支援体制の強化を図り、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に努めます。</p> <p>児童における相談支援事業の強化を目指し、一般相談支援事業の実施に取り組みます。</p> <p>障がい児相談支援事業(計画作成)の周知を図り、必要な家庭への相談支援の決定、児童通所支援の適正量の支給決定に取り組みます。</p>						
指標・見込値等						
【指標】	R6	R7	R8	R9	R10	R11
市町村相談支援事業実施箇所数（者）	3	3	3	3	3	3
市町村相談支援事業実施箇所数(児童)	2	2	2	2	2	2
相談支援機能強化事業	1	1	1	1	1	1
相談支援事業所連絡会年間実施回数 (相談支援体制の強化を図る体制) (個別事例の検討)	6	6	6	6	6	6
住宅入居等支援事業	地域移行支援にて実施	地域移行支援にて実施	地域移行支援にて実施	相談支援事業として事業実施	相談支援事業として事業実施	相談支援事業として事業実施



各種相談の様子

各種相談窓口の紹介

- ・・・成人
 - ★・・・児童
 - ◇・・・計画相談
- 障がい児相談支援
(支給決定者)
の相談窓口だにゃ



障がいのある人たちが、生活していく上での様々な課題（暮らし方・遊び方・健康・住まい・支援・サービス・防災・家庭や地域との関わり等）について広く考えます。

★こどもセンター
こども育成課 TEL：046-235-7885
〒243-0422 中新田377

★教育支援センター（えびりーぶ）
TEL：046-234-8764
〒243-0422 中新田392-1

○★海老名市立わかば学園
TEL 046-235-2703
(〒238-0422中新田383-1)

○★地域活動支援センター 結夢
TEL 046-235-2704

○★相談支援事業所 びーな's
TEL 046-292-1122
(〒238-0422中新田383-1わかば会館2F)

○★◇ティーズ
TEL：046-208-2595
〒243-0433 河原口1-1-7杉山ビル207

★◇grand-mere Polaris
(グランメル)
TEL：046-206-6605
〒243-0422 中新田1-13-19

○◇はあとすまいる相談室
〒243-0423 今里2-16-1エスワール301

ゆうむプラス
○★◇相談支援事業所 結夢+
(障害者支援センター あきば内)
TEL：046-240-9751
〒243-0431 上今泉6-11-20

○◇エアリアル
〒243-0405 国分北1-8-24

○びなウエル(びなウエル) 6F
TEL：046-204-4560
〒243-0438 めぐみ町3-1

(海老名市役所)
〒243-0492 勝瀬175-1

○障がい福祉課
TEL：046-235-4812/4813

ケイ・ティ・エス
○傾聴相談窓口 K, T, S
TEL：046-200-7565

○えびな成年後見・総合相談センター
TEL：046-200-7565

○海老名市社会福祉協議会
TEL：046-235-0220

○★障がい児者のためのみんなの相談室
(海老名市社会福祉協議会内)
TEL 046-244-3950

○◇計画相談支援事業所ほしや
〒243-0427 杉久保北3-31-8
(星谷学園内)

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	6	事業名	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築事業				
事業概要							
精神障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労含む）、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保されたシステムの構築を目指す事業です。							
計画							
海老名市の社会資源を生かし、地域に根差した体制づくりに努めます。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについての協議回数		年3回	年3回	年3回	年3回	年3回	年3回
協議の場での関係者参加者数		5	5	5	8	8	8
精神障害者の自立訓練（生活訓練）利用者数		4	4	5	5	5	5
精神障害者の自立生活援助		1	1	1	2	2	2
精神障害者の地域移行支援利用者数		1	1	2	2	3	3
精神障害者の共同生活援助利用者数		1	1	2	2	3	3

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	7	事業名	地域生活移行事業（施設から）				
事業概要							
障がい者支援施設等に入所している障がい者が施設を退所し、地域で暮らすために、グループホーム等の住まいの確保や相談支援を行います。							
計画							
施設入所者については、国の指針を受けて令和4年度末入所者数61人を基準として、令和5年度末までに1.6%削減を目指します。また、令和元年度末時点の施設入所者について5%にあたる4人の地域生活移行を目指します。そのために、地域移行支援やグループホーム設置補助体制の充実を図ります。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
施設入所支者数		-	-	57	-	-	54
地域移行者数		-	-	4	-	-	7

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	8	事業名	障がい者えびな暮らし支援推進事業				
事業概要							
障がい福祉制度の枠にとらわれず、生きづらさを感じる方への支援を実施することで、「自分らしく暮らせる地域共生社会」を形成し、ご本人にとってふさわしい自立ができるよう取り組みます。 「就労」「くらし」「住まい」の支援を実施します。当該事業は委託により実施します。							
計画							
経済的に自立ができるよう就労に向けた事業を実施します。 自分らしい生活が送れるよう相談事業を実施します。 地域で快適な生活ができるよう住まいに関する支援を行います。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
就労・くらし・住まいに関する相談 傾聴相談事業の実施		継続	継続	継続	継続	継続	継続
就労に向けた取組		実施	実施	実施	実施	実施	実施



障がい者相談窓口 K.T.S. (ケーティーエス)

(3) 地域課題によりそい解決します

海老名市の地域課題や不足する社会資源、制度のはざま等について、協議する自立支援協議会があります。協議会の運営を活性化させ、住みやすいまちを目指します。身体、知的、精神の3つの障がいだけでなく、発達障がい及び高次脳機能障がい、難病等に対応するための連携・調整の場であることを認識し、幅広い視野を持った協議会となるよう努めます。

令和5年6月に開設した相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」機能の充実を目指し、関係機関との連携、体制整備を進めます。

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	9	事業名	自立支援協議会運営事業				
事業概要							
障がい児者とかかわる関係機関、関係団体及び障がい児者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者が幅広く参加し、定期的な協議を行い、地域における障がい児・者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っています。協議会では、個別事例の検討を行い、地域のサービスの向上や基盤改善を目指します。 【令和5年度実績】 本体会議において個別困難事例について報告を行い、チーム会議にて協議を行いました。 本体会議年3回実施 チーム会議年22回実施							
計画							
協議会を実施し、専門分野においては各チーム会議を実施します。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
自立支援協議会本体会議実施回数		3	3	3	3	3	3
相談支援事業所の参画による事例検討		3	3	3	3	3	3
協議会における参加事業者・機関数		36	36	36	36	36	36
チーム会議設置数		5	5	5	5	5	5
チーム会議協議延べ回数		22	22	22	22	22	22



自立支援協議会グループワークを実施
「海老名のストレングスって??」

		所管課	障がい福祉課			
事業番号	10	事業名	基幹相談支援センター運営事業			
事業概要						
<p>相談支援事業所の中核を担う事業所として基幹相談支援事業を運営します。相談支援事業所における困難事例への伴走型支援、相談支援事業所人員等の体制強化、相談体制の充実と質の向上、福祉的な資源の情報提供等を行います。当該事業は委託により実施します。</p>						
計画						
<p>令和5年6月に開設した「海老名市基幹相談支援事業」において安定した運営を行います。地域の相談支援事業所への訪問、困難ケースの共有及び必要に応じて指導・助言を行います。困難事例の検討を通じて、地域の相談支援事業所の相談員の育成、相談の質の向上に努めます。市内事業所に向けた、特性対応研修、虐待防止研修等を実施し、支援の質の向上を目指します。相談支援事業所への訪問等を通じて、地域の相談機関との連携強化に取り組み、個別事例の支援内容の検証を行います。基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置を目指します。</p>						
指標・見込値等						
【指標】	R6	R7	R8	R9	R10	R11
海老名市基幹相談支援センター等機能強化事業実施箇所数	1	1	1	1	1	1
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数(年間)	60	60	60	60	60	60
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数(年間)	60	60	60	60	60	60
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	60	60	60	60	60	60
主任相談支援専門員の配置数	0	0	1	1	1	1



基幹相談支援センターリーフレット

(4) 障がい児・者、家族を支援します

個々のニーズに応じた必要なサービスを切れ目なく提供するため、相談支援体制の充実を図り、地域移行支援、地域定着支援の提供体制について検討します。サービス提供が可能となる事業所がない場合は代替事業を研究します。

障がい者の地域移行に向け、必要なときに必要な場所で、適切な相談支援を受け、障がい福祉サービス等を適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、相談支援専門員の拡充、サービスの質の向上に向けた研修に対する補助、意思決定支援ガイドラインの普及を推進します。

医療、保健、福祉等との連携の下、乳幼児に対する健康診査の結果等を踏まえ、障がいの早期発見や早期支援につなげます。

医療的ケアが必要な障がい児等に対して、相談に応じ、情報の提供、関係機関等へ連携、医療的ケア児支援コーディネーターの拡充を進めます。包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に引き続き努めます。

		所管課		障がい福祉課					
事業番号	11	事業名	計画相談支援事業						
事業概要									
障がい者がより自立した生活を送るため、現状のサービス提供体制が適正かどうかを見直し、または新規に、個人に対してサービス利用計画書の作成を行うサービスです。 【令和4年度実績】 172件									
計画									
適正なサービス利用計画の作成のため、利用者数を把握するとともに、相談支援専門員の養成等について支援し、利用者の拡大に努めます。また、相談支援員研修について積極的に情報提供し、人材育成を支援します。児童期からの連携、65歳以降の介護保険サービスへの移行等、切れ目のなく福祉サービスが利用できるよう支援体制の充実に努めます。									
指標・見込値等									
【指標】				R6	R7	R8	R9	R10	R11
サービス利用計画書の作成				210	220	239	261	290	314

サービス等利用計画書・障害児支援利用計画書(例)

利用者氏名(仮名)	事業実施年度	事業実施区分	利用事業実施区分	計画作成実施年度	計画作成実施区分		
相談支援実施区分	相談支援実施区分	【ヒアリング実施(開始年度)】					
利用事業及びその実施の状況について(実施年度「年度」)							
計画期間							
計画期間							
年度	利用サービスの種類(本人のニーズ)	実施回数	達成率	利用サービス等 種類(内容・量・頻度・時間)	達成状況の形式の記入の状況	評価	その他実施事項
1							
2							
3							
4							
5							
6							

サービス等利用計画書・障害児支援利用計画書【通関計画書】(例)

利用者氏名(仮名)	事業実施年度	事業実施区分	利用事業実施区分	計画作成実施年度	計画作成実施区分		
相談支援実施区分	相談支援実施区分	【ヒアリング実施(開始年度)】					
利用事業及びその実施の状況について(実施年度「年度」)							
計画期間							
計画期間							
年度	利用サービスの種類(本人のニーズ)	実施回数	達成率	利用サービス等 種類(内容・量・頻度・時間)	達成状況の形式の記入の状況	評価	その他実施事項
1							
2							
3							
4							
5							
6							

サービス等利用計画書イメージ

			所管課	こども育成課			
事業番号	12	事業名	乳幼児の健康診査、歯科健康診査事業				
事業概要							
<p>4か月児、8か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳6か月児の健康診査を行い、月齢に応じた発育、発達の確認をし、必要とされる育児情報を提供し、心身両面の支援を行います。育児不安の解消を図ることにより母子の健全な発達を支援します。また、心身の障がいの早期発見及び虐待の発見に努めます。</p> <p>【令和4年度実績】</p> <p>受診率</p> <p>4か月児健康診査 100.1%</p> <p>8か月児健康診査 98.3%</p> <p>1歳6か月児健康診査 (内科) 97.8% (歯科) 84.7%</p> <p>2歳児歯科健康診査 96.8%</p> <p>3歳6か月児健康診査 97.4%</p>							
計画							
受診率向上を目指し、支援が必要な児童が適切に療育につながる事業を実施します。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
乳幼児健康診査		継続	継続	継続	継続	継続	継続
乳幼児歯科健康診査		継続	継続	継続	継続	継続	継続

			所管課	障がい福祉課			
事業番号	13	事業名	障がい児相談支援事業				
事業概要							
<p>発達に課題のある児童が児童通所支援等のサービスを利用するにあたり、専門的かつ的確な療育支援を受けられるようサービス利用計画書の作成を行うサービスです。また、一定期間ごとにサービス提供体制について検証を行い、必要に応じて計画の再作成を行います。</p> <p>【令和4年度実績】9人</p>							
計画							
児童通所における適正な量の支給決定を行うため、障がい児相談支援体制の強化に取り組みます。見込量確保のため、相談支援専門員研修への派遣及び働きかけを強化し、障がい児相談支援事業所の新規指定申請に係る相談に応じ、登録事業所の拡大に取り組みます。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害児相談支援利用人数		49	50	51	52	53	54

			所管課	障がい福祉課			
事業番号	14	事業名	医療的ケア児支援事業				
事業概要							
医療的ケア児の支援に向け、対応の入り口となる相談支援の充実など、保健・医療・教育・福祉等が連携した医療的ケア児支援協議会の開催や、医療的ケア児の成長に応じた支援の充実に向けて取り組む事業です。医療的ケア児支援コーディネーターの配置を行い、相談支援体制の強化を目指します。							
計画							
引き続き協議会を運営し、支援充実や課題解決に向けて取り組みます。 医療的ケア児支援コーディネーターの配置を行います。 相談支援体制の強化を目指します。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
医療的ケア児支援協議会実施回数(年間)		3	3	3	3	3	3
医療的ケア児支援コーディネーター配置人数		2	3	3	4	4	5
医療的ケア児への相談支援事業委託		1	1	1	1	1	1

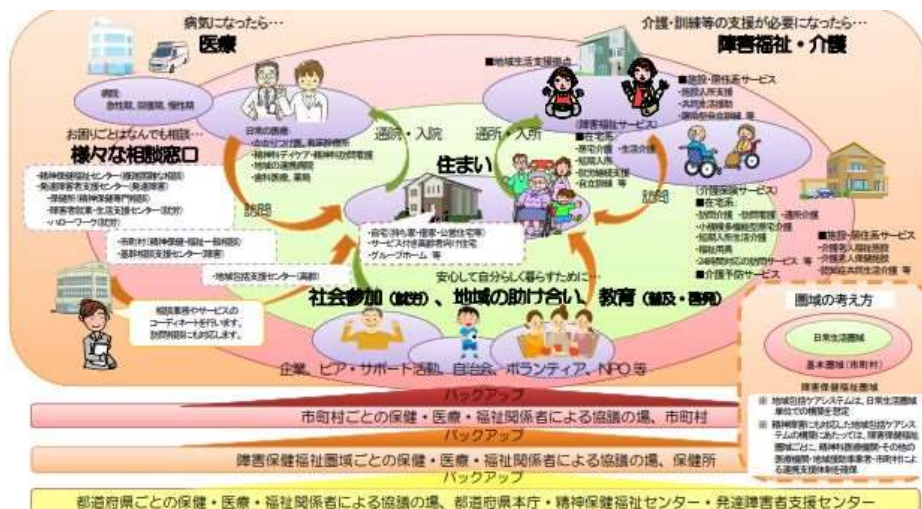


			所管課	障がい福祉課			
事業番号	15	事業名	自立生活援助事業				
事業概要							
障がい者支援施設やグループホーム、精神科病院等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するサービスです。障がい者の生活力等を補う観点から、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応を行い、適時のタイミングで適切な支援を提供します。 【令和4年度実績】 0件							
計画							
実施事業所の確保を図りながら、利用者の拡大に努めます。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
自立生活援助事業利用者数		1	1	1	2	2	2

			所管課	障がい福祉課			
事業番号	16	事業名	地域移行支援事業				
事業概要							
障がい者支援施設に入所している障がい者や入院中の精神障がい者等について、住宅の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等を行うサービスです。 【令和4年度実績】 1件							
計画							
地域生活移行促進のため、支給決定においては実施事業所及び入所施設、医療機関と連携し、地域生活へのスムーズな移行に努めます。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
地域移行支援事業利用者数		2	2	3	3	4	4

			所管課	障がい福祉課			
事業番号	17	事業名	地域定着支援事業				
事業概要							
常時の連絡が取れる体制を確保し、居宅において単身等で生活する障がい者に対し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に相談、訪問等の支援を行います。 【令和4年度実績】 0件							
計画							
安心な地域生活が送れるよう地域定着支援事業における事業所の確保又は代替事業において実施を目指します。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
地域定着支援事業		事業所 設置検討	事業所 設置検討	事業所 設置	事業所 設置	事業所 設置	事業所 設置

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）* 厚労省



2 権利が守られる

社会のあらゆる場面において障がい者を理由とする差別の解消を進めるため、事業者や市民の幅広い理解の下、障がい者差別の解消に向けた取組を実施していきます。

「障害者虐待防止法」の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、障がい者の権利擁護のための取組を推進します。障がい特性により犯罪等に巻き込まれた場合であっても権利が失われることがないように支援を行います。

(1) 個人として尊重されます

「障害者差別解消法」に基づき、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がい者に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供に取り組み、障がいを理由とする差別の解消に向けて取組を進め、事業者による合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする障害者差別解消法改正法の周知に取り組みます。

障がい児・者に対する虐待について、相談支援専門員等日常的な支援に関わる方による、未然防止、一時保護に必要な居室の確保に取り組みます。障がい福祉サービス事業所等における虐待防止のための研修の実施を検討し、虐待の早期発見や防止に向けて取り組みます。

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	18	事業名	差別解消地域協議会運営事業				
事業概要							
障がい者差別解消法に基づき、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がい者に対する合理的配慮の提供に向けた障害者差別解消地域協議会を運営します。令和5年度において市の手続きや窓口対応、市庁舎内の合理的配慮について協議を行い、障がい者を対象にアンケートを実施しました。手続き窓口番号を通知等に同封する取組を開始しました。							
計画							
相談支援事業所、障がい者団体、当事者、市関係機関を構成メンバーとした障害者差別解消地域協議会を年3回実施します。職員課とともに市職員に向けた対応研修の実施、事業者等に向けた障害者差別解消法改正法の周知、合理的配慮の提供について、協議会で実施方法等を検討します。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者差別解消地域協議会		年3回	年3回	年3回	年3回	年3回	年3回
市職員に向けた対応研修		年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
障害者差別解消法改正法の周知 合理的配慮の提供等		リーフレット 配付	リーフレット 配付・課題 検討	協議・実施	協議・実施	協議・実施	協議・実施

(2) 成年後見制度を活用します

障がいにより判断能力が十分でない方による成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行います。本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等を踏まえ、制度の普及啓発、市民後見人養成事業に取り組みます。

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	19	事業名	虐待防止センター運営事業				
事業概要							
虐待防止センターの設置が障害者虐待防止法により義務付けられ、平成24年10月に障がい福祉課内に設置しました。虐待の通報を受け、虐待の有無の確認、被虐待者の保護等を行います。							
計画							
障がい者の虐待防止に努め、引き続き虐待防止センターを設置し虐待の防止に努めます。障がい福祉サービス提供事業所に向けた虐待防止研修及び特性への理解を促進する研修等を実施します。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
虐待防止センター設置・運営		継続	継続	継続	継続	継続	継続
事業所向け虐待防止研修・特性理解の研修等		内容検討実施	継続	継続	継続	継続	継続

		所管課	福祉政策課				
事業番号	20	事業名	成年後見相談事業 普及啓発事業、市民後見人養成事業				
事業概要							
えびな成年後見・総合相談センターの相談機能として、センター職員による無料相談を実施します。また、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士を相談員として、毎月4回、専門職による無料相談（要予約）を実施します。							
えびな成年後見・総合相談センターの広報機能として、成年後見制度の必要性と家族、地域住民、市民後見人の役割について知識を深める成年後見市民普及セミナーを実施します。市民後見人を養成し、後見人等の引き受け手の拡充を図ります。							
計画							
えびな成年後見・総合相談センターを継続運営し、センター職員による無料相談を実施します。専門家による相談会を実施し、親族後見への支援及び各機関への連携を図ります。障がいの有無にかかわらず地域で安心して暮らせるよう権利擁護の促進に努めます。障がいがあっても安心して地域生活が送れるよう市民後見人の養成を行い、地域における権利擁護体制の確立を目指します。また、受任後の支援体制の充実を図ります。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
えびな成年後見・総合相談センター運営、無料相談の実施		継続	継続	継続	継続	継続	継続
専門家による相談会		月4回	月4回	月4回	月4回	月4回	月4回
普及啓発事業参加者		年1回 80人参加	年1回 80人参加	年1回 80人参加	年1回 80人参加	年1回 80人参加	年1回 80人参加

所管課		障がい福祉課					
事業番号	21	事業名	成年後見制度利用支援事業				
事業概要							
<p>精神上の障がい等により、本人の判断能力が不十分である方の権利保護を目的として、申立てを行う親族等がい ない方を対象に成年後見の申立てを行います。また、費用の負担をすることが困難と認められる障がい者に対 し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行います。現状の利用実績は少ないですが、介護者の高 齢化等により、ニーズは増加傾向にあります。 【令和4年度実績】市長申立件数3件 報酬助成件数1件</p>							
計画							
<p>成年後見（補佐・補助）制度を必要とする障がい者を対象とし、申立てを行う親族等がい ない際に、市長申立て を行います。審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行います。申立に必要な資料の作成等に時間を 要するため迅速な手続きに努めます。</p>							
指標・見込値等							
【指標】	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
市長申立件数（障がい）	2	2	3	3	4	4	
申立費用助成件数	2	2	2	3	3	3	
報酬助成件数	2	2	2	3	3	3	

コラシ

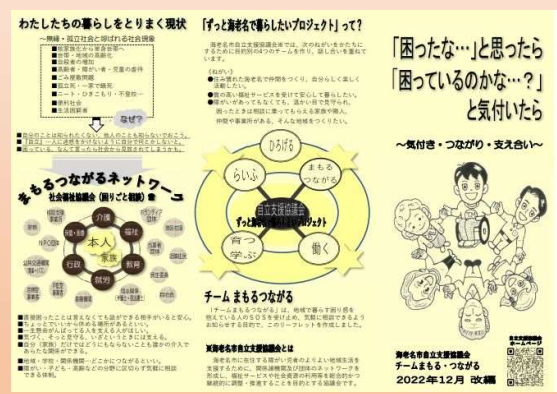
誰もが自分らしく誇りをもって、安心して暮らせる地域をつくるため、障がい者の権利擁護の視
点で地域を考えます。

障がいのある人を取りまく地域のネットワークづくりや、他分野への啓発などにも取り組みます。

参加事業所

- 海老名市社会福祉協議会
- 相談支援事業所結夢+
- 海老名市身体障害者伸生会
- 海老名市手をつなぐ育成会
- 海老名市自閉症児・者親の会
- 生活再建者の集い「たなからぼたもち」
- えびなケアマネ連絡会
- 神奈川県厚木保健福祉事務所
- 海老名東地域包括支援センター
- 神奈川県厚木児童相談所
- 海老名市各関係担当課

親亡き後を考え、成年後見人制度に関する講演会を実施！
リーフレットを作成、地域に配布しています！



自立支援協議会
チームまもる・つながる

3 だれにでもやさしい社会

障がいの有無に関わらず、地域で安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい者等の意見を踏まえ、安全に安心して生

活できる環境、移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した事業の普及促進、障がい者に配慮したまちづくりを総合的に推進します。

(1) 住みやすいまちを目指します

障がい児・者が利用する施設において、社会的障壁の除去に努め、アクセシビリティの向上を推進します。

安全で安心した利用のため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく公共施設等の整備、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機設置要望、都市公園、歩道等の整備を行います。



市役所周辺の様子

		所管課	営繕課				
事業番号	22	事業名	だれもが利用しやすい公共施設整備事業				
事業概要							
神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、障がい者に配慮した公共建築物を整備します。							
計画							
障がい者が求める環境について情報収集を行い、障がい者を含めた全ての利用者に配慮した公共建築物の整備を推進します。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
障がい者に配慮した公共建築物の整備		継続	継続	継続	継続	継続	継続

		所管課	障がい福祉課／都市計画課				
事業番号	23	事業名	福祉のまちづくり事業（開発要望・音響信号機設置要望・鉄道駅施設等バリアフリー化要望）				
事業概要							
<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）及び神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく、公共施設等の整備を誘導していきます。</p> <p>視覚障がい者に配慮した音響信号機設置について神奈川県及び海老名警察署に要望します。</p> <p>鉄道事業者に対し鉄道駅施設等のバリアフリー化の要望を行い、障がい児・者の利便性が高まるよう努めます。</p>							
計画							
<p>移動・利用しやすい環境の整備を誘導していきます。</p> <p>視覚障がい者が地域で安心して暮らせるよう身体障がい者団体と協議し音響信号機設置要望を行います。また、進捗状況について警察署と協議します。</p> <p>鉄道駅施設等のバリアフリー化の要望を継続実施します。</p>							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
開発指導の中での整備要望（障がい福祉課）		継続	継続	継続	継続	継続	継続
音響信号機設置要望（障がい福祉課）		継続	継続	継続	継続	継続	継続
神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じた要望（都市計画課）		継続	継続	継続	継続	継続	継続

		所管課	道路整備課／住宅施設公園課				
事業番号	24	事業名	福祉のまちづくり事業（都市公園・道路整備）				
事業概要							
<p>誰もが利用しやすいまちづくりに努め、障がい者の外出の機会の拡大を図ります。</p> <p>バリアフリー等の法令制定前に設置された公園を中心に利用者の安全面や利便性を考慮し、施設整備をします。</p> <p>交通環境、歩行空間等に障がい者に配慮した歩車分離、段差解消、視覚障がい者誘導用ブロック等の道路整備を行います。</p> <p>【令和4年度実績】 国分寺台榊井児童遊園：階段手摺の設置工事実施 亀島自然公園：園内入口スロープ化 歩道整備延長604m</p>							
計画							
<p>公園利用者の安全面や利便性を考慮し、障がいの有無に関わらず利用しやすい環境を整備します。</p> <p>交通環境、歩行空間等、利用しやすい歩車分離、段差解消、障がい者誘導用ブロックの整備等を実施します。</p>							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
都市公園整備（都市施設公園課）		継続	継続	継続	継続	継続	継続
歩車分離、段差解消、障がい者誘導用ブロックの整備（道路整備課）		継続	継続	継続	継続	継続	継続

(2) 障がいへの理解を深めます

市職員に対する研修等を実施し、各施策分野の視点で環境の整備に係る合理的配慮について検討します。

障がい者が、地域住民に正しく理解され、社会の一員として生活できるよう、心の健康づくりを目的とした事業「海老名市こころのバリアフリー」を実施します。

障がい者週間において、広報えびな 12 月 1 日号にて障がい特集記事の掲載を行うとともに、様々な場面において一般市民に向けた障がいへの理解について普及啓発を行います。

		所管課	障がい福祉課			
事業番号	25	事業名	障がいの理解普及・啓発事業、広報障がい者特集、こころのバリアフリー事業			
事業概要						
<p>障がい者が、地域住民に正しく理解され、社会の一員として生活できるよう、心の健康づくりを目的とした事業を実施します。障がい当事者や関係団体で構成される「海老名市こころのバリアフリー実行委員会」に企画、運営を委託しています。</p> <p>毎年12月の「障がい者週間」に、地域住民に障がいについての理解を促す事業を実施し、啓発の強化に取り組みます。</p> <p>【令和5年度実績】小学生向け啓発、障がいに関するイベントの参画及び協賛、バリアフリーeスポーツを通じた普及啓発事業、市役所等での展示等の各事業を実施。広報12月1日号にて「地域で障がい者を支える人たち」紹介記事掲載。</p>						
計画						
<p>地域住民への普及啓発を目的とした「こころのバリアフリー」事業を実施します。</p> <p>【毎年12月の「障がい者週間」】をはじめ、様々な場面において普及啓発事業を行います。広報えびな12月1日号において障がい者特集記事を掲載します。</p>						
指標・見込値等						
【指標】	R6	R7	R8	R9	R10	R11
こころのバリアフリー講演会等実施	充実	充実	充実	充実	充実	充実
普及啓発事業実施	充実	充実	充実	充実	充実	充実
広報えびな障がい者特集記事の掲載	継続	継続	継続	継続	継続	継続

第21回 海老名市こころのバリアフリー2023

トークセッション・eスポーツ体験会（海老名市立今泉小学校）



↓ 図書館展示コーナー



(3) 情報の格差をなくします

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、情報の取得及び利用、意思疎通支援を充実させ、障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、多様な障がいの特性に応じた配慮を研究し、障がい者が利用しやすい情報発信に取り組み、情報アクセシビリティの向上を推進します。

視認性・判読性・デザイン性・可読性に優れたユニバーサルデザインの考え方を導入し、年齢、性別、障がいの有無に関係なく、多くの方に読みやすく、分かりやすい広報紙をつくります。

障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保、利用の促進等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

		所管課	シティプロモーション課				
事業番号	26	事業名	広報発行业				
事業概要							
視認性・判読性・デザイン性・可読性に優れたユニバーサルデザインの考え方を導入し、年齢、性別、障がいの有無に関係なく、多くの方に読みやすく、分かりやすい広報誌をつくります。 【令和5年度実績】UDフォント・UDカラーを主に使用。サイズの小さい文字の使用を減らした。							
計画							
障がいの有無にかかわらず読みやすい広報づくりを目指します。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
読みやすい広報紙の発行		継続	継続	継続	継続	継続	継続

		所管課	シティプロモーション課				
事業番号	27	事業名	配信動画への字幕、手話通訳画像の挿入				
事業概要							
「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、多様な障がいの特性に応じた配慮を研究し、障がい者が利用しやすい情報発信に取り組み、情報アクセシビリティの向上を推進します。							
計画							
市が配信する動画に字幕、手話通訳画像の挿入を検討します。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
字幕、手話通訳画像の挿入		検討	実施	実施	実施	実施	実施

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	28	事業名	音声点字広報等作成事業				
事業概要							
「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、多様な障がいの特性に応じた配慮を研究し、障がい者が利用しやすい情報発信に取り組み、情報アクセシビリティの向上を推進します。							
計画							
音声訳ボランティア矢ぐるまの会、点訳グループみのりの会へ補助を行い、視覚障がい者に対する、広報えびなの他、市発行刊行物等の音声訳または点字訳版を作成します。 視覚障がい者支援に関する情報提供を行います。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
補助団体		2団体	2団体	2団体	2団体	2団体	2団体
視覚障がい者情報支援		音源作成 周知	周知	周知	周知	音源作成 周知	周知



外出を支援！福祉バイオトイレカーって？



外出時、トイレに困ることはありませんか。

バイオトイレカーは、車両に車椅子用リフトやエアコンを完備し、季節を問わずいつでも快適にご利用ができます。

車両の屋根部分には太陽電池（ソーラーパネル）を搭載し、環境にも配慮された設計です。

おがくずを利用する事によりおがくずに含まれる土壌細菌の力により汚物を分解させます。

排気ファンを効率良く使用する事よりニオイもまったく気になりません。

簡易トイレとの大きな違いは、水道や電気設備のないところでも利用できることです。

また汚物の回収などの手間を省け大変便利です。

市内でのイベント等でご利用いただけます。



		所管課	障がい福祉課			
事業番号	29	事業名	意思疎通支援事業（聴覚障がい）、手話通訳者、要約筆記者育成事業			
事業概要						
<p>聴覚、言語機能、音声機能障がいの方へ手話通訳者・要約筆記者の派遣や、障がい福祉課窓口到手話通訳者を配置し、通訳や相談に応じます。</p> <p>注：要約筆記者：話の内容や音の情報を筆記により伝える人</p> <p>手話通訳や要約筆記の技術の習得を目指し、手話入門・通訳者養成講習会、要約筆記者養成講習会を実施します。「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行、社会参加の拡大とともに手話通訳者・要約筆記者の派遣ニーズは拡大します。また、対象者の高齢化に伴う医療機関への派遣が増加しています。</p> <p>【令和4年度実績】</p> <p>手話通訳派遣件数・利用者数 240件 30人 要約筆記派遣件数・利用者数 14件 7人 設置手話通訳対応件数 2,977件 手話講習会 入門40回 20人受講・通訳養成45回 12人受講 要約筆記講習会 全7回 18人受講 手話通訳登録者15人 要約筆記登録者13人</p>						
計画						
<p>聴覚、言語機能、音声機能障がいに手話通訳者や要約筆記者を派遣します。</p> <p>市障がい福祉課に手話通訳者を配置し、通訳や相談に応じます。</p> <p>講習会を実施し、地域に根差した手話通訳者・要約筆記員を養成します。</p> <p>手話通訳者・要約筆記者の登録者数拡充に努めます。</p>						
指標・見込値等						
【指標】	R6	R7	R8	R9	R10	R11
手話通訳派遣件数	245	261	277	285	293	301
手話通訳派遣利用者数	30	32	34	35	36	37
要約筆記派遣件数	14	14	14	16	16	16
要約筆記派遣利用者数	7	7	7	8	8	8
手話通訳者の窓口設置	継続	継続	継続	継続	継続	継続
手話講習会実施状況	継続	継続	継続	継続	継続	継続
要約筆記講習会実施状況	継続	継続	継続	継続	継続	継続
手話通訳者登録者数	16	16	17	17	18	18
要約筆記者登録者数	13	13	14	14	15	15



講演会でのパソコン要約筆記の様子



手話通訳者養成講習会事例検討の演習

4 安全に暮らしたい

障がい者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所特性への配慮スペースを含む避難所の整備、災害対策に総合的に取り組めます。

ひとり世帯の在宅重度障がい者が、緊急時に緊急通報装置を利用して緊急通報受信センターへ通報する「緊急通報事業」を継続し、在宅重度障がい者の自立生活を支えます。

救急事案の発生時に聴覚・音声言語機能障がい者がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、スマートフォン等を活用した音声によらない緊急通報システム「NET119」の利用を推進します。

(1) 災害対策に取り組めます

障がい者に対する避難支援などの充実を図るため、福祉や防災における関係各課が連携し、防災及び、避難所の運営にかかる各種計画の策定や見直しを図りながら、実効性の確保を目指します。障がい特性に配慮した個別ニーズに対し、関係者及び地域住民の理解が深まるよう、当事者も地域に関われるような働きかけを行い、災害に強い地域社会づくりを進めます。

福祉避難所の運営、避難所における障がい特性への理解と合理的配慮に努め、障がい者支援施設においては、災害対策を推進し、福祉避難所の協定等を検討します。

災害発生後も障がいの特性により在宅に留まる場合に、必要となる情報の収集や適切な対応が行えるような体制づくりを目指します。

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	30	事業名	災害時要援護者対策事業（ベスト等の配付）				
事業概要							
災害時に避難所等で着用可能な要援護者ベストを配付しています。着用により障がい特性や苦手なこと、必要な支援について周囲の人にお知らせすることができます。ベストとともに「海老名市災害救助サポートカード」を配付しています。困った時や災害発生時等に周囲の人に支援内容を伝えるカードです。障がい者手帳又は特定医療費（指定難病）医療受給者証をお持ちの方が対象です。 【令和4年度実績】 周知 600件・配付 29件							
計画							
災害時に備え、要支援者ベスト及び「海老名市災害救助サポートカード」について、新規障がい者手帳取得時や転入手続きの際に周知を行い、希望者に配付します。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
要支援者ベスト及び「海老名市災害救助サポートカード」の周知・配付		継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

			所管課	福祉政策課				
事業番号	31	事業名	避難行動要支援者対策事業 (避難行動要支援者全体計画、名簿の整備、更新)					
事業概要								
<p>海老名市における要支援者に係る全体的な考え方を整理し、平常時及び災害発生時の支援策の基本的な方針及び推進方法を定めた避難行動要支援者全体計画に基づき、要支援者対策を進めます。</p> <p>避難行動要支援者全体計画に基づき、避難行動要支援者の状況等を把握するため、「避難行動要支援者名簿」を整備し、毎年名簿情報の更新を行います。</p>								
計画								
<p>効果的な支援を行うため、必要に応じて全体計画の見直しを行います。</p> <p>「避難行動要支援者名簿」を整備し、毎年更新します。また、活用について検討します。</p> <p>避難支援者と協力・連携をしながら、要支援者一人ひとりの特性及び実情に合わせた個別計画を作成します。</p>								
指標・見込値等								
【指標】			R6	R7	R8	R9	R10	R11
避難行動要支援者全体計画の検討			庁内関係課との検討	改定	運用	運用	運用	運用
避難行動要支援者名簿更新・活用の検討			実施	実施	実施	実施	実施	実施

			所管課	危機管理課／障がい福祉課				
事業番号	32	事業名	災害時における避難所運営及び福祉避難所整備事業					
事業概要								
<p>障がい児・者に配慮した避難所運営を想定し訓練等を行っています。ともに訓練を実施することで障がい特性に対する相互理解につながります。令和3年5月の災害対策基本法の改正により事前に特定した障がい者等が福祉避難所への直接避難が可能となりました。これを受け、令和6年度より指定福祉避難所としてわかば会館及び障害者支援センターあさばを整備し、住設型福祉避難所として小・中学校やコミセン等を整備します。なお福祉避難所を円滑に開設・運営するために毎年訓練を行います。</p> <p>【令和4年度実績】 障がい児・者に配慮した避難所運営訓練 市内32箇所 福祉避難所開設訓練（わかば会館） 地震災害に関する講義、マンホールトイレの開設等を実施</p> <p>【令和5年度実績】 障がい児・者に配慮した避難所運営訓練 市内32箇所</p>								
計画								
障がい当事者のニーズや要望を把握するとともに、訓練の実施により、参加者の意見を反映しながら福祉避難所等の整備を行います。								
指標・見込値等								
【指標】			R6	R7	R8	R9	R10	R11
障がい児・者に配慮した避難所訓練			継続	継続	継続	継続	継続	継続
福祉避難所訓練			年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

(2) 電話ができない障がい者への緊急通報体制

聴覚・音声言語機能障がい者を対象とした文字情報で119番に通報する「NET119」の活用を推進し、緊急時に適切に利用できるよう周知啓発に取り組みます。

公共インフラとして整備された、聴覚障がい者と聴こえる方との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につなぐ「電話リレーサービス」について機会をとらえて周知を行い、理解促進を図ります。

視覚障がい等によるひとり世帯の在宅重度障がい者が、緊急時に通報装置を利用して緊急通報受信センターへ通報する「緊急通報事業」を継続し、社会的孤立感を解消し、在宅生活の不安を軽減するとともに災害時の安否確認、救助に役立てます。

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	33	事業名	緊急通報事業				
事業概要							
視覚障がい等による一人世帯の在宅重度障がい者が、緊急時に緊急通報装置を利用して緊急通報受信センターへ通報する制度です。センターは正報又は誤報の識別を行い、市消防署及び協力員へ通報等必要な処置を行います。社会的孤立感を解消し、在宅生活の不安を軽減するとともに災害時の安否確認、救助に役立てます。 【令和4年度実績】1人							
計画							
障がい要件により通報が特に困難な障がい者の社会的孤立をなくすために継続して支援を行います。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
緊急通報事業実施		継続	継続	継続	継続	継続	継続

		所管課	警防課／障がい福祉課				
事業番号	34	事業名	NET119制度普及事業				
事業概要							
NET119（緊急通報システム）は、聴覚や言語機能に障がいがあり、音声での119番通報が困難な方でも、携帯電話やスマートフォンを使い、文字情報で119番に通報するものです。スマートフォンのGPS機能により、外出先からでも通報が可能であり、現場の特定や状況を的確に把握することができます。 【令和5年度実績】令和5年度11月時点登録アカウント数 56個							
計画							
新規手帳取得者及び福祉ハンドブックにて情報提供を行い、随時登録を受けつけるとともに機種変更等に伴う更新手続きの案内を行います。緊急時にスムーズに活用できるよう適宜制度説明等を行います。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
NET119制度の周知		継続	継続	継続	継続	継続	継続

5 みんなと学びたい

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、ともに保育や教育を受けることができるしくみを整え、障がいに対する理解を深めるための取組を推進します。障が

いのある幼児、児童、生徒に対する支援を推進するため、環境の整備に努めるとともに、合理的配慮の提供等の一層の充実を図ります。さらに、学校卒業後も含め、生涯を通じて、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、シームレスな支援を目指します。

(1) とともに学び合える環境を目指します

発達につまずきや障がいがある児童を受け入れる保育所や小・中学校のバリアフリー化を促進し、保育や教育に関わる職員の専門性の向上を図るための研修の実施、保育所等訪問支援事業の活用等、児童の受入れ体制を整えます。

個々の教育的ニーズに的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システムのさらなる充実を目指します。本人の意思決定、家族の意見を尊重しつつ、本人、保護者、教育委員会、学校等が、必要な支援について合意形成を行えるような体制をつくります。

教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制を継続し、充実させ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、看護介助員、言語聴覚士等の専門家及び介助員等の活用を図ることで、障がいのある児童、生徒の多様なニーズに応じた支援が提供できるよう努めます。

医療的ケアが必要な幼児、児童、生徒への支援体制のさらなる充実に向け、在籍する児童、生徒が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるよう取り組みます。

幼少期から、身近な地域で支援を必要とする児童、生徒とともに学び合い、支えあう経験を重ね、ともに認め合い、個性を尊重する社会が形成されるよう取り組みます。

		所管課	教育総務課				
事業番号	35	事業名	だれもが利用しやすい教育施設整備事業				
事業概要							
児童・生徒の障がい等の状態に合わせ、校舎内外をバリアフリー化する等、教育施設を整備します。							
計画							
施設の大規模改修に合わせ、必要なバリアフリー化を行います。 入学予定の児童生徒・保護者からの相談等により学校施設を障がい等の特性に合わせて整備します。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
教育施設整備		継続	継続	継続	継続	継続	継続

		所管課	教育支援課				
事業番号	36	事業名	義務教育特別支援教育事業				
事業概要							
<p>教育的な支援を必要とする児童・生徒に、その発達の特性や状態に応じた多様な教育の場を提供する支援教育を行います。</p> <p>【令和4年度実績】</p> <p>言語巡回指導申請者 107名 中学校通級指導申請者 48名 病弱・身体虚弱級数 7校 肢体不自由学級 5校</p>							
計画							
障がいの状態や特性の多様化など、一人一人のニーズに応じた教育支援を行います。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
義務教育特別支援教育事業		継続	継続	継続	継続	継続	継続

		所管課	教育支援課				
事業番号	37	事業名	インクルーシブ教育推進事業				
事業概要							
<p>児童・生徒が「ひびきあう教育」の理念のもとに、「だれひとり取り残さない教育」を目指し、インクルーシブ教育を推進します。個別教育支援計画の作成を通じた教育的ニーズの適切な把握をもとに、多様性に対応した、学びやすい環境、わかりやすい授業、安全で安心できる居場所を整えます。</p> <p>【令和5年度状況又は令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画の海老名版として、えびなっこ支援シートの作成を行い、令和6年度より実施にむけての協議・作成を行った。 							
計画							
各小中学校におけるインクルーシブ教育の推進を図ります。個別教育支援計画の作成により教育的ニーズの適切な把握に努めます。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
各小中学校におけるインクルーシブ教育の推進		継続	継続	継続	継続	継続	継続

		所管課	教育支援課				
事業番号	38	事業名	小・中学校教職員 支援教育研修事業				
事業概要							
障がいや発達の特性的な児童・生徒に対する理解を深め、一人ひとりの多様性に寄り添った支援の充実を図るため、研修を実施します。 【令和5年度実施研修】 ◎「療育」って何？～教育と福祉の連携～ ◎広げよう！支援ネットワーク ◎一緒に学ぼう！共に語ろう！～特別支援学校の先生と～							
計画							
児童生徒、一人ひとりの障がいや発達の特性に応じるため研修を充実します。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
教職員を対象とした各研修会		実施	実施	実施	実施	実施	実施

		所管課	教育支援課				
事業番号	39	事業名	特別支援教育補助指導員、特別支援教育介助員・看護介助員等配置事業				
事業概要							
教育的支援を必要とする児童・生徒が適切な教育を受けられるよう、補助指導員を配置しています。食事・排せつ・移動等が困難な児童・生徒に介助員を配置し、医療的なケアが必要な児童・生徒に、看護介助員を配置します。 【令和4年度実績】 補助指導員 22名配置 指導申請者 609名 介助員 69名配置 看護介助員 8名配置							
計画							
補助指導員を小・中学校に配置します。年間4回の情報交換・研修等を行い、児童・生徒への支援、教職員との連携について資質向上を図ります。 特別支援教育介助員等を配置します。年間4回の情報交換・研修等を行い、児童・生徒への支援、教職員との連携について資質向上を図ります。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
補助指導員配置		継続	継続	継続	継続	継続	継続
介助員配置		継続	継続	継続	継続	継続	継続
看護介助員配置		継続	継続	継続	継続	継続	継続

		所管課	保育・幼稚園課				
事業番号	40	事業名	統合保育充実事業				
事業概要							
障がいの有無にかかわらず、市内で暮らす子育て家庭の保護者が、希望する保育所や幼稚園に子どもを入園・入所できるよう、幼児の教育・保育の充実に取り組みます。							
計画							
保育ニーズ、教育ニーズに応じて希望者が入園できるよう調整を図ります。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
統合保育の実施		継続	継続	継続	継続	継続	継続

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	41	事業名	出張療育相談事業				
事業概要							
市内幼稚園、保育所からの要請により、臨床心理士等の専門家を派遣し、保育士及び幼稚園教諭が発達に心配のある児童に適切な対応ができるように適切な療育のための指導・助言を行います。わかば学園に委託して実施します。 【令和4年度実績】301件							
計画							
臨床心理士等の専門家を派遣し、保育士及び幼稚園教諭に適切な療育のための指導・助言を行います。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
出張療育相談事業の実施		継続	継続	継続	継続	継続	継続



(2) 切れ目のない支援をします

児童の発達を切れ目なく支援する観点から、乳幼児期の成長記録や支援上の配慮に関する情報を保護者とともに確認しながら関係機関間で共有するなど、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業以降も一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、発達支援等に関する情報提供や相談等の支援を行います。

切れ目ない支援を受けられるよう、保護者が成長記録や医療、保健、福祉の支援内容を記録し、将来につなげていくため「えびなっこサポートファイル」の活用を促進します。

		所管課	障がい福祉課／教育支援課				
事業番号	42	事業名	えびなっこサポートファイル普及事業				
事業概要							
一貫した教育や福祉的な支援を受けられるよう、保護者が児童の成育歴を記録するファイルです。「えびなっこサポートファイル」の作成により、ライフステージに沿った、切れ目のない教育・福祉サービスを受けることができます。							
計画							
新たに児童通所給付（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を申請する際は障がい福祉課にて、または、就学相談時等に教育支援センターにて、えびなっこサポートファイルを配付します							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
えびなっこサポートファイル配付場所		2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

		所管課	教育支援課				
事業番号	43	事業名	就学前後の相談指導事業				
事業概要							
障がいや発達に特性のある児童への相談支援を行います。児童の観察や教職員との相談を通して、児童理解や望ましい支援の在り方等について助言します。 【令和4年度実績】 就学時児童相談件数 108件 既就学児童相談件数 61件							
計画							
障がいや発達に特性がある児童が安心して学校生活ができるよう相談体制を充実します。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
就学前後の相談指導の実施		継続	継続	継続	継続	継続	継続

(3) 児童、生徒を支援します

発達につまずきがある児童について、早期療育支援の重要性に鑑み、児童福祉法に基づく、児童発達支援等を提供するとともに、「障害者総合支援法」に基づき、居宅介護、短期入所、一時的に預かって見守る日中一時支援を提供し、児童が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

また、保育所、幼稚園等での集団生活に過ごしづらさを感じる児童に向けた、支援機能を兼ねた新たな保育事業を構築し、利用する保育所等との並行通園を行うことで、地域の小学校への就学をスムーズに行えるよう支援します。

児童の発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス、外出時の移動支援等の適切な支援を提供します。

小・中学校においては、通級による指導がより一層充実するよう体制整備に努め、障がいの有無にかかわらず、学びの場に関する情報提供を行い、可能な限りともに教育を受けられるように整備を進めます。

		所管課	障がい福祉課			
事業番号	44	事業名	児童発達支援事業			
事業概要						
<p>児童発達支援事業は、未就学児を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。毎年伸びている事業であり、早期療育の視点からも必須事業です。障がい児相談支援事業による相談体制を強化することで、児童の計画相談作成を促進し、より支援が必要な児童へのサポートを強化するほか、適正支給量について検討していきます。</p> <p>居宅訪問型児童発達支援事業は、重度の障がい等の状態にある児童であって、児童通所支援を利用するために外出することが著しく困難な場合に児童発達支援サービスが提供できるよう、児童の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。</p> <p>【令和4年度実績】 児童発達支援 ひと月当たり 256人 1548人日利用 実施事業所19箇所 居宅訪問型児童発達支援 実績なし</p>						
計画						
<p>必要な児童への適正量の支給決定を行います。</p> <p>重度心身障がい、医療的ケア等、個別ニーズに対応した事業所の開設相談に対応していきます。</p> <p>居宅訪問型児童発達支援提供事業所がないため、利用者のニーズ把握を行うとともにニーズに合わせて実施事業所の確保に努めます。</p>						
指標・見込値等 (上段：量、下段：人)						
【指標】	R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童発達支援利用日数	1,560	1,620	1,680	1,740	1,800	1,866
児童発達支援利用者数	260	270	280	290	300	311

			所管課	障がい福祉課／こども育成課／保育・幼稚園課／教育支援課			
事業番号	45	事業名	発達支援等見守り事業				
事業概要							
<p>医療的ケアが必要な児童や発達に心配がある未就学児が、保育施設や幼稚園、小・中学校でスムーズな集団生活を送れるよう、わかば会館において、隣接するこどもセンター、教育支援センターと連携しながら保育・見守り・預かり事業を新たに展開、出生から学齢児までの切れ目のない支援の充実を図ります。</p> <p>また、生きづらさを感じる子どもたちの居場所を整え、必要に応じて福祉サービスにつながるができるようなシームレスな支援を実施します。</p>							
計画							
保育・見守り・預かり事業を実施します。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
保育・見守り・預かり事業の実施		事業検討	事業検討	事業検討	新規事業開設	運営	運営

			所管課	障がい福祉課			
事業番号	46	事業名	放課後等デイサービス事業				
事業概要							
<p>就学児童を対象に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進を図ります。放課後又は長期休暇中に提供するサービスです。障がい児相談支援事業による相談体制を強化することで、児童の計画相談作成を促進し、より支援が必要な児童へのサポートを強化するほか、適正支給量について検討していきます。</p> <p>重症心身障がい児に対応する放課後等デイサービス事業所の利用ニーズがあります。</p> <p>【令和4年度実績】 放課後等デイサービス ひと月当たり 418人 3,700人日利用 実施事業所18箇所</p>							
計画							
<p>必要な児童への適正量の支給決定を行います。</p> <p>市内の放課後等デイサービス事業所数は充足していますが、重度心身障がい、医療的ケア等に対応した事業所は不足しているため、個別ニーズへのサービス提供が可能な事業所の開設相談に対応していきます。</p>							
指標・見込値等 (上段：量、下段：人)							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
放課後等デイサービス利用日数		3,986	3,784	3,944	4,096	4,264	4,424
放課後等デイサービス利用者数		453	473	493	512	533	553

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	47	事業名	中高生デイサービス事業				
事業概要							
<p>障がいがある中高生に対し、自立支援、余暇支援を目的とした療育支援を行い、社会に巣立つ準備期間である大切な時期にきめ細やかな活動の場を提供する事業です。</p> <p>【令和4年度実績】 中高生デイサービス利用延べ人数 375人 1箇所</p>							
計画							
障がい福祉サービスにおける放課後等デイサービス事業では対応困難な行動障がい等に対応するきめ細やかな療育支援を行う事業所に補助を行います。対象児童数、社会情勢や実態に即し、補助内容の充実を図ります。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
中高生デイサービス補助事業所数		1	1	1	1	1	1

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	48	事業名	保育所等訪問支援事業				
事業概要							
<p>保育所、幼稚園、小中学校、特別支援学校等に在籍する障がい児が、他の児童と集団生活に適應できるよう当該施設を訪問し、専門的な支援を行うサービスです。インクルーシブ教育の推進により増加しており、児童通所サービスにつながる前に実施する効果もあります。児童発達支援センターに委託している、出張療育相談事業との両軸で、発達に心配がある児童とともに学び、快適に過ごせるよう支援します。</p> <p>【令和4年度実績】 保育所等訪問支援 ひと月当たり 17人 25人日利用 実施事業所2箇所</p>							
計画							
<p>必要な児童への適正量の支給決定を行います。</p> <p>実施事業所の拡充が必要であることから新規開設相談に対応し、見込量の確保に努めます。</p>							
指標・見込値等 (上段：量、下段：人)							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
保育所等訪問支援利用日数		25	30	35	40	45	50
保育所等訪問支援利用者数		25	30	35	40	45	50

			所管課	教育支援課		
事業番号	49	事業名	通級指導教室による児童生徒支援事業			
事業概要						
<p>ことばやきこえに支援が必要な児童、感情や行動の調整、人間関係づくりが苦手な児童・生徒に対し、通級指導教室を設置します。</p> <p>* ことばの教室：柏ヶ谷小学校、杉久保小学校、有馬小学校</p> <p>* じりつの教室：海西中学校</p> <p>* そだちの教室：上星小学校、中新田小学校</p> <p>【令和4年度実績】 ことばの教室3校 164人 じりつの教室2校 48人 そだちの教室2校 111人</p>						
計画						
通級指導教室を実施し、児童・生徒が快適に過ごせるよう支援します。						
指標・見込値等						
【指標】	R6	R7	R8	R9	R10	R11
ことばの教室	継続	継続	継続	継続	継続	継続
じりつの教室	継続	継続	継続	継続	継続	継続
そだちの教室	継続	継続	継続	継続	継続	継続



放課後等デイサービス事業所 児童製作作品

			所管課	教育支援課			
事業番号	50	事業名	不登校児童・生徒支援事業、校内居場所整備事業				
事業概要							
<p>教育支援教室びなる一むでの教育支援を行います。 各小学校に別室登校支援員を派遣し、児童の学習支援等を行います。 各中学校に心の教室相談員を派遣し、生徒の心に寄り添った支援を行います。 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用推進、学校内における別室支援体制の充実を図り、不登校の未然防止を図ります。</p> <p>【令和4年度実績】 びなる一む 通室日数 196日（年間） 通室人数 22名（仮通室含む） 別室登校支援員 13校 28名派遣 心の教室相談員 中学校6校 30名派遣</p>							
計画							
<p>教育支援教室びなる一むでの教育支援を実施します。 小中学校に支援員等を派遣し、校内での別室支援体制の充実を図ります。</p>							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
びなる一むでの教育支援		継続	継続	継続	継続	継続	継続
別室登校支援員の派遣		継続	継続	継続	継続	継続	継続
心の教室相談員の派遣		継続	継続	継続	継続	継続	継続
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用		継続	継続	継続	継続	継続	継続

			所管課	障がい福祉課／教育支援課			
事業番号	51	事業名	障がい児通学支援事業				
事業概要							
<p>登校班や自立通学が困難な障がい児の通学を支援します。支援級にする肢体に障がいがある児童の通学支援として徒歩以外での通学が必要と認められる児童に対し、1回当たり500円（500円未満の場合は実費）を限度に補助を行います。（教育支援課） 移動支援事業により給付条件に合致する児童に対し、通学支援加算を支給決定します。（障がい福祉課）</p> <p>【令和4年度実績】 通学支援補助 3人 【令和5年10月時点】 移動支援・通学支援加算 1人</p>							
計画							
<p>自立通学が困難な障がい児へ通学支援を実施します。 通学への付添が困難な家庭の児童に対し、移動支援事業通学支援加算の支給決定を行います。</p>							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
通学支援の実施		継続	継続	継続	継続	継続	継続
移動支援事業通学支援加算の支給決定		継続	継続	継続	継続	継続	継続

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	52	事業名	軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助事業				
事業概要							
身体障害者手帳の交付対象とならないため、補装具費支給の対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補装具費に準じて補聴器購入費の補助を行います。 所得制限あり 【令和4年度実績】 購入0件 修理7件							
計画							
軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助に関する迅速かつ適正な支給決定を行います。 医師会及び市内小中学校、こどもセンターへの制度の周知に努めます。 適正な助成を行うため補助率の確保について県への要望を継続します。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助の実施		継続	継続	継続	継続	継続	継続

コラム

障がいのある子どもたちが、生まれ、育ち、おとなになるまでの、主に児童期の課題を中心に地域を考えます。

- 海老名市わかば学園
- 相談支援事業所結夢+
- 海老名市自閉症児・者親の会
- 海老名市おやじの会 グランメール
- 事業所連絡会代表（デイ）
- 事業所連絡会代表（児童発達支援）
- 事業所連絡会代表（日中一時事業）
- 海老名市学童保育連絡協議会
- 神奈川県厚木保健福祉事務所
- 神奈川県厚木児童相談所
- 神奈川県発達障害支援センターかながわA
- 神奈川県立えびな支援学校
- 海老名市各関係担当課

カンバー

切れ目ない支援を行うための「えびなっこサポートファイル」の配付や活用について検討しています。



自立支援協議会
チーム育つ・学ぶ



6 海老名で自分らしくくらしたい

障がいがあっても基本的
人権を享有する個人とし
ての尊厳にふさわしい日
常生活又は社会生活を営
むことができるよう、

個々のニーズと実態に応じて、日常生活又は社会生活を営む上での在宅で利用できる福祉サービスの量的・質的充実を図ります。

常時介護を必要とする障がい者が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における支援の充実を図るとともに、支援者の状況等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。

(1) 在宅生活を支援します

在宅での生活を支援するため、居宅において身体介護、家事支援、通院介助を行う居宅介護、常時介護を必要とする重度の肢体不自由者や行動障がい者を有する知的、精神障がい者に、居宅における介護、外出時の移動中の介護を行う重度訪問介護、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者に外出時同行し、移動に必要な情報提供及び移動の援護等を行う同行援護、知的、精神障がいにより行動上著しい困難がある方に対し、外出時又は外出の前後に予防的対応、制御的対応、身体介護的対応を包括的に含めた行動援護等、「障害者総合支援法」に基づく自立支援給付サービスを国の支給決定基準に照らし、個々のニーズに合わせ支給決定を行い、提供します。

長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切な支給決定がなされるよう神奈川県との連携の下、支給決定基準の見直し等、実態を捉え国への働きかけに努めます。

自立支援給付サービスにおける提供内容にはないサービスを補完的に実施する事業として、訪問入浴サービス、配食サービスを実施します。

障がい者の日常生活上の便宜を図るため、身体障がい者の機能を補完・代替する用具について、購入及び修理に必要な費用を支給します。また、利便性を高めるための日常生活用具の給付又は貸与に対する支援を行います。

充実した日常生活を支援するために不可欠となる、福祉サービスを担う人材について、育成や定着が社会的な課題となっています。障がい特性を配慮した上での適切な支援、強度行動障がい者を有する障がい者への対応が求められる中、支援を行う方への十分な報酬が支払われていない実態があります。市内の障がい者支援施設で働く職員がやりがいを持って、継続して働けるよう、3年ごとに行われる厚生労働省の障害福祉サービス等報酬改定を注視し、実態に即した支援ができるよう市として取り組んでいきます。

			所管課	障がい福祉課			
事業番号	53	事業名	居宅介護事業				
事業概要							
<p>在宅障がい者が居宅において自立した生活ができるよう支援するサービスです。 居宅において入浴、排せつ、食事等の身体介護、掃除、洗濯等の家事支援、通院介助を行います。ヘルパー人材不足が大きな課題となっており、必要な時間数の調整に苦慮しています。ひとりあたりの時間数が増加傾向にあります。</p> <p>【令和4年度実績】 ひと月あたり 利用者数 175人 利用時間 2,992時間</p>							
計画							
<p>居宅介護が必要とされる障がい者に適正な量を支給決定します。 ヘルパー人材定着のための支援に努め、見込み量の確保に取り組みます。</p>							
指標・見込値等 (上段：量、下段：人)							
【指標】	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
居宅介護利用時間数	3,043	3,111	3,179	3,247	3,315	3,383	
居宅介護利用者数	179	183	187	191	195	199	

			所管課	障がい福祉課			
事業番号	54	事業名	重度訪問介護事業				
事業概要							
<p>在宅障がい者が居宅において自立した生活ができるよう支援するサービスです。 常時介護を必要とする重度の肢体不自由者や行動障がい等を有する知的・精神障がい者に、居宅における介護、外出時の移動中の介護を行います。支給対象者が限定されています。</p> <p>【令和4年度実績】 ひと月あたり 利用者数5人 利用時間1,040時間</p>							
計画							
<p>重度訪問介護が必要とされる障がい者に適正な量を支給決定します。 ヘルパー人材定着のための支援に努め、見込み量の確保に取り組みます。</p>							
指標・見込値等 (上段：量、下段：人)							
【指標】	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
重度訪問介護利用時間数	1,296	1,458	1,620	1,782	1,944	2,106	
重度訪問介護利用者数	8	9	10	11	12	13	

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	55	事業名	行動援護事業				
事業概要							
<p>在宅障がい者が居宅において自立した生活ができるよう支援するサービスです。 知的・精神障がいにより行動上著しい困難がある者に対し、外出時又は外出の前後に予防的対応、制御的対応、身体介護の対応を包括的に含めたサービスです。 利用ニーズが増加している中、ヘルパー人材不足が大きな課題となっており、必要な時間数の調整に苦慮しています。海老名市をサービス提供範囲とする事業所は8箇所あります。 【令和4年度実績】 ひと月あたり 利用者数 20人 利用時間 750時間</p>							
計画							
<p>行動援護が必要とされる障がい者に適正な量を支給決定します。 ヘルパー人材定着のための支援に努め、見込み量の確保に取り組みます。</p>							
指標・見込値等 (上段：量、下段：人)							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
行動援護利用時間数		864	864	960	960	1,056	1,056
行動援護利用者数		27	27	30	30	33	33

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	56	事業名	同行援護事業				
事業概要							
<p>在宅障がい者が居宅において自立した生活ができるよう支援するサービスです。 視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者に外出時同行し、移動に必要な情報提供及び移動の援護等を行います。利用者は限られますが、視覚障がい者の外出支援にニーズは高まっています。 【令和4年度実績】 ひと月あたり 利用者数 11人 利用時間 221時間</p>							
計画							
<p>同行援護が必要とされる障がい者に適正な量を支給決定します。 ヘルパー人材定着のための支援に努め、見込み量の確保に取り組みます。</p>							
指標・見込値等 (上段：量、下段：人)							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
同行援護利用時間数		217	217	249	249	280	280
同行援護利用者数		14	14	16	16	18	18

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	57	事業名	訪問入浴サービス事業				
事業概要							
<p>通所や居宅介護による入浴が困難な身体障がい児者に対し、事業者が家庭を訪問し、移動入浴車内又は障がい児者宅内で入浴サービスを行います。利用者の緩やかな増加が見込まれます。</p> <p>【令和4年度実績】 利用者数6人</p>							
計画							
<p>家庭や通所による入浴が困難な状態にあっても健康保持ができるよう利用者や介護者のニーズに対応していきます。</p>							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
訪問入浴サービス利用者数		7	7	8	8	9	9

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	58	事業名	配食サービス事業				
事業概要							
<p>日中独居であり食事を調達することが困難な重度の障がい者に、1日1回を限度とし昼食又は夕食のどちらかを自宅まで配達します。食事を提供するとともに、配達時に安否を確認することにより見守り体制を整えています。事業者への委託により実施します。</p> <p>【令和4年度実績】 利用者数6人</p>							
計画							
<p>事業を継続するとともに、地域移行等による新規利用者への決定を行います。新規での障がい者手帳取得者に事業について周知します。</p>							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
配食サービスの実施		継続	継続	継続	継続	継続	継続



		所管課	障がい福祉課				
事業番号	59	事業名	補装具費助成事業				
事業概要							
<p>身体機能を補完・代替する用具について、購入・修理に要する費用を助成します。世帯内に住民税の所得割が46万円以上の方がいる場合は、総合支援法での補装具費助成制度の対象外ですが、市独自の補装具費の助成制度があります。</p> <p>【令和4年度実績】 交付 189件 修理 114件</p>							
計画							
補装具の購入・修理の給付を必要する方に迅速かつ適正な決定を行います。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
補装具費の助成		継続	継続	継続	継続	継続	継続

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	60	事業名	日常生活用具給付事業				
事業概要							
<p>在宅で生活している障がい児・者に、日常生活上の利便性を高める用具を給付する事業です。</p> <p>* 所得制限・一部自己負担あり</p> <p>【令和4年度実績】 介護・訓練支援用具 16件 自立生活支援用具 2件 在宅療養等支援用具 6件 情報・意思疎通支援用具 5件 排泄管理支援用具 2,555件 居宅生活動作補助用具 7件 合計 2,591件</p>							
計画							
日常生活用具の給付を必要する方に迅速かつ適正な決定を行います。品目及び基準額について、国の動向、物価高騰等による実態を踏まえて柔軟に見直しを行います。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
日常生活用具の給付件数		2,655	2,718	2,784	2,852	2,921	2,991



		所管課	障がい福祉課				
事業番号	61	事業名	障がい福祉人材の確保・定着支援				
事業概要							
障がい特性を配慮した上での適切な支援、強度行動障がいをもつ障がい者への対応が求められる中、支援を行う方への十分な報酬が支払われていない実態があります。市内の障がい者支援施設で働く職員がやりがいを持って、継続して働けるよう、3年ごとに行われる厚生労働省の障害福祉サービス等報酬改定を注視し、実態に即した支援ができるよう市として取り組んでいきます。							
計画							
障がい福祉人材の確保・定着のための協議を行い、迅速に新たな取組を展開していきます。福祉の仕事の魅力発信に取り組めます。事業所での研修体制をサポートできるよう支援体制を整えます。適正な報酬となるよう国・県への働きかけを行います。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
障がい福祉人材の確保・定着のための協議		実施	実施	実施	実施	実施	実施
障がい福祉人材の確保・定着のための体制		—	整備	整備	整備	充実	充実
障がい福祉の仕事の魅力発信		継続	継続	継続	継続	継続	継続

福祉施設で働く魅力！

障がい者週間特集にあたり、障がい者支援施設で働く方取材しました！

「やりがい」「魅力」を語っていただきました！



「えびな」キャリア海老名オフィス
小野さんにインタビュー！

障がいのある方の特性と、その方と向き合うときに心がけていることはあるのかにゃ？

対等の目線で考えて接していくこと、相手のリクエストを尊重すること、笑顔になってもらうことを心がけています！

やりがいや嬉しかったエピソードはあるかにゃ？

利用者の方々が私を訪ねてきて就職が決まったことを報告に来てくれたことです！

これからの目標を教えてくださいにゃ～

神奈川で一番、利用者を愛し、利用者が満足できる施設にしたいです！



広報えびな 12月1日号特集記事

広報えびな 障がい者週間特集記事では、就労支援を行うシェーン海老名の藤村さん、療育支援を行うグランメールの吉岡さん、相談支援を行うティーズの今井さんにお話を伺いました。



Interview

「えびな」の「えびな」って何？
「えびな」は、障がい者週間特集記事です。12月3日～9日は障がい者週間です。誰もがその人らしく暮らすことを目指すために、障がいのある人を支える職種の活躍が人々の暮らしを支えています。

「えびな」の「えびな」って何？
「えびな」は、障がい者週間特集記事です。12月3日～9日は障がい者週間です。誰もがその人らしく暮らすことを目指すために、障がいのある人を支える職種の活躍が人々の暮らしを支えています。

「えびな」の「えびな」って何？
「えびな」は、障がい者週間特集記事です。12月3日～9日は障がい者週間です。誰もがその人らしく暮らすことを目指すために、障がいのある人を支える職種の活躍が人々の暮らしを支えています。

12月3日～9日は障がい者週間

誰もがその人らしく暮らすを支える人たち

12月3日～9日は障がい者週間です。誰もがその人らしく暮らすことを目指すために、障がいのある人を支える職種の活躍が人々の暮らしを支えています。

障がいのある人を支える仕組み

障がいのある人を中心とした生活の場を築くには、地域からの理解と協力が不可欠です。障がい者支援サービスは、自治体の役割を担い、障がいのある人の生活を支える役割を果たしています。

障がいのある人を支える仕組み

障がいのある人を中心とした生活の場を築くには、地域からの理解と協力が不可欠です。障がい者支援サービスは、自治体の役割を担い、障がいのある人の生活を支える役割を果たしています。

障がいのある人を支える仕組み

障がいのある人を中心とした生活の場を築くには、地域からの理解と協力が不可欠です。障がい者支援サービスは、自治体の役割を担い、障がいのある人の生活を支える役割を果たしています。



相手の立場に寄り添い、じっくり優しく時間をかけて



目標への道を一緒に 悩まず相談を

目標への道を一緒に 悩まず相談を

「えびな」は、障がい者週間特集記事です。12月3日～9日は障がい者週間です。誰もがその人らしく暮らすことを目指すために、障がいのある人を支える職種の活躍が人々の暮らしを支えています。

「えびな」の「えびな」って何？
「えびな」は、障がい者週間特集記事です。12月3日～9日は障がい者週間です。誰もがその人らしく暮らすことを目指すために、障がいのある人を支える職種の活躍が人々の暮らしを支えています。

「えびな」の「えびな」って何？
「えびな」は、障がい者週間特集記事です。12月3日～9日は障がい者週間です。誰もがその人らしく暮らすことを目指すために、障がいのある人を支える職種の活躍が人々の暮らしを支えています。

「障がい」という枠組みをなくせたら

「えびな」は、障がい者週間特集記事です。12月3日～9日は障がい者週間です。誰もがその人らしく暮らすことを目指すために、障がいのある人を支える職種の活躍が人々の暮らしを支えています。

「障がい」という枠組みをなくせたら

「えびな」は、障がい者週間特集記事です。12月3日～9日は障がい者週間です。誰もがその人らしく暮らすことを目指すために、障がいのある人を支える職種の活躍が人々の暮らしを支えています。



(2) 充実した日中活動を支援します

障がい者支援施設に通い、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動の機会を提供する生活介護、身体機能又は生活能力の向上を目的とした自立訓練（機能訓練、生活訓練）、重症心身障がい者を受け入れる病院や施設において、重度の障がいに応じた医療的なケア等の支援を行う療養介護等の支給決定を行い、障がい者の日中活動の充実を図ります。

特に生活介護においては、障がい特性に応じた多様なニーズがあり、サービス提供が可能な事業所が少ない状況である中、支援学校卒業見込み者等によるサービス受給者の増加見込み、障がいの重度化や重複等に伴う将来的な増加傾向を見据え、新たな提供体制を構築していきます。

		所管課	障がい福祉課			
事業番号	62	事業名	生活介護事業			
事業概要						
<p>障がい者支援施設に通い、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動の機会を提供するサービスです。利用ニーズが高く、市立施設を中心に実施しています。長期施設入所・入院からの地域移行や特別支援学校卒業等による新規利用者へ必要な量を決定しています。重度心身障がい者、重度自閉症者支援事業は通過型施設として「わかばケアセンター」及び「海老名市障害者支援センターあきば」で実施し、利用状況を見ながら民間事業所への移行を進めていきます。様々な経験を求めて事業所の併用を希望する方もいます。</p> <p>【令和4年度実績】 ひと月あたり 利用者数 249人 利用時間 4,867時間</p>						
計画						
<p>充実した日中活動が送れるよう決定を行います。長期施設入所・入院からの地域移行や特別支援学校卒業等による新規利用者の増加するニーズへ対応します。 市立わかばケアセンターの定員を拡充しつつ、他デイサービスセンターでの受け入れ体制を見直しながら、見込み量の確保に取り組みます。</p>						
指標・見込値等			(上段：量、下段：人)			
【指標】	R6	R7	R8	R9	R10	R11
生活介護利用日数	4,992	5,051	5,109	5,285	5,402	5,480
生活介護利用者数	256	259	262	271	277	281



生活介護事業所浴槽イメージ図・送迎の様子

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	63	事業名	自立訓練事業				
事業概要							
障がい者支援施設に通い、理学療法や作業療法等の身体的なリハビリテーションを中心とした機能訓練、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を中心とした生活訓練を行います。支給決定期間が原則2・3年と限定されるため増加率は一定ですが、地域移行による増加が想定されます。							
【令和4年度実績】							
機能訓練 ひと月あたり 利用者数 8人 利用日数 23人日							
生活訓練 ひと月あたり 利用者数 11人 利用日数 141人日							
計画							
特別支援学校等卒業後や医療機関退院後の在宅訓練としてのニーズを鑑み、支給決定を行います。							
指標・見込値等 (上段：量、下段：人)							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
自立訓練事業（機能訓練）利用日数		44	44	66	66	66	66
自立訓練事業（機能訓練）利用者数		2	2	3	3	3	3
自立訓練事業（生活訓練）利用日数		80	80	90	90	100	100
自立訓練事業（生活訓練）利用者数		8	8	9	9	10	10

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	64	事業名	療養介護事業				
事業概要							
筋ジストロフィー等の患者や重症心身障がい者を受け入れる病院や施設において、重度の障がいに応じた医療的なケア等の支援を行うサービスです。							
【令和4年度実績】 6人							
計画							
現利用者へのサービス提供を継続します。指定事業所が限られるため、新規利用希望者への対応を検討します。							
指標・見込値等 (人)							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
療養介護利用者数		7	7	7	8	8	8

(3) 住まいへの支援に取り組みます

地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活をする共同生活援助（グループホーム）の支給決定及び家賃の負担軽減を行い、重度の身体障がい者にも対応したグループホームの設置促進に努めます。

福祉部局と住宅部局が連携し、公営住宅においては、障がい者等に対する入居募集時の抽選倍率の優遇、入居要件の緩和、障がい者専用住戸の整備・運営等に継続して取り組みます。

重度の身体障がい者や介助者がより快適に在宅での生活が送れるよう住宅設備改良費を助成します。障がい者支援施設で生活する障がい者に対し、食事や入浴、排せつ等の介護や必要な日常生活上の支援を行う施設入所支援の決定を行うとともに、退所者が地域での生活にスムーズに移行できるよう受け入れ体制を整備します。

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	65	事業名	共同生活援助事業				
事業概要							
<p>グループホームで共同生活をする障がい者に対し、相談、その他日常生活上の援助を行うサービスです。知的・精神障がい者の利用が増加していますが、重度身体障がい者への対応事業所が少なく課題となっています。 【令和4年度実績】 基準月における利用者数 168人</p>							
計画							
<p>長期施設入所・入院からの地域移行による地域生活の場、家庭からの自立による生活の場として支給決定を行います。新規グループホーム設置にかかる事業所支援、重度身体障がい者に対応したグループホームの設置相談に応じ、見込み量の確保に取り組みます。</p>							
指標・見込値等						(人)	
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
共同生活援助利用者数		175	178	181	184	187	190



グループホーム居室イメージ図

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	66	事業名	グループホーム家賃助成事業				
事業概要							
<p>障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、海老名市内外のグループホーム入居者に家賃の一部を助成します。なお、生活保護受給者は対象外です。 【令和4年度実績】 140人</p>							
計画							
<p>生活支援、経済的な支援のため継続助成します。 申請手続きが負担とならないよう工夫した事務処理に努めます。</p>							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
グループホーム家賃助成		継続	継続	継続	継続	継続	継続

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	67	事業名	住宅設備改良費助成事業				
事業概要							
<p>視覚・肢体等の障がい者の居宅の玄関・台所・浴室・便所・廊下等をその障がいの特性に応じてリフォームする際の費用を助成します（世帯の課税状況により補助率が異なります） 【令和4年度実績】 6人</p>							
計画							
<p>快適な在宅生活が送れるよう住宅設備改良費助成を実施します。</p>							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
住宅設備改良費助成		継続	継続	継続	継続	継続	継続



		所管課	障がい福祉課				
事業番号	68	事業名	グループホーム設置事業				
事業概要							
<p>長期施設入所・入院からの地域移行による生活の場を整備を進めるため、海老名市内にグループホームを設置する法人に対し設置費用を補助する制度です。 【第6期計画期間実績】 4件（目標値6件）</p>							
計画							
<p>グループホーム設置補助制度の情報提供を行います。重度身体障がい者が入居可能なグループホームの設置相談に応じます。</p>							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
グループホーム設置補助件数		2	2	2	2	2	2

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	69	事業名	施設入所支援事業				
事業概要							
<p>障がい者支援施設で生活し、食事や入浴、排せつ等の介護や必要な日常生活上の支援を行うサービスです。グループホーム等設置により施設入所者が地域で暮らせるよう支援し、令和5年度末を基準とし、8年度末までに5%削減、11年度末までに8年度末を基準とし、5%の削減が示されています。 【令和5年度10月時点】 61人</p>							
計画							
<p>グループホーム等設置により施設入所者が地域で暮らせるよう支援し、令和5年度末までに1.6%の削減を目指します。</p>							
指標・見込値等 (人)							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
施設入所支援利用者数		61	61	57	57	57	54



(4) 家族を支援します

介護者や障がい者等の社会的・私的理由により一時的に障がい者施設等で見守り、介護を実施する短期

入所サービス、海老名市単独事業であるレスパイト事業を継続実施します。また、宿泊を伴わず、事業所で見守り、介護を実施し、障がい児・者の活動や社会に適応するための日常的な訓練等を行う日中一時支援の支給決定を行います。

また、緊急時に常時医療的ケアが必要となる重度障がい者を受け入れる短期入所施設については、早急な体制整備が求められており、「海老名市地域生活支援拠点（面的整備型）事業」での位置づけやすみ分け等を整理し、提供可能な体制を整備します。

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	70	事業名	短期入所事業				
事業概要							
介護者や障がい者等の社会的・私的理由により一時的に障がい者施設等で見守り、介護を実施するサービスです。医療的なケアを必要としない福祉型と医療的なケアを必要とする医療型短期入所があります。 （「海老名市障害者支援センターあきば」での緊急短期入所は事業番号4に記載） 【令和4年度実績】 福祉型 ひと月あたり 利用者数 49人 利用日数 307人日 医療型 ひと月あたり 利用者数 2人 利用日数 14人日							
計画							
家庭からの自立、家族支援等多様なニーズに引き続き対応し適切に支給決定を行います。医療型短期入所事業所の拡大に努め、設置相談等に応じます。							
指標・見込値等 (上段：量、下段：人)							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
短期入所利用日数（福祉型）		372	384	408	420	432	444
短期入所利用者数（福祉型）		62	64	68	70	72	74
短期入所利用日数（医療型）		15	15	25	25	35	35
短期入所利用者数（医療型）		3	3	5	5	7	7

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	71	事業名	日中一時支援事業				
事業概要							
介護者が一時的に介護できないときに事業所で見守り、介護を実施し、又は、障がい者の活動や社会に適応するための日常的な訓練等を行うサービスです。障がい児相談支援の増加に伴い潜在的なニーズへの対応が求められています。 【令和4年度実績】 16箇所 1,403件							
計画							
サービス提供事業所の登録拡大に努め、障がい児者への日中一時支援事業の充実を図ります。必要な方への制度の周知に努め、必要な家庭への支援に取り組みます。支援員が定着するための支援を検討します。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
日中一時支援実施事業所数		16	16	17	17	18	18

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	72	事業名	レスパイト事業				
事業概要							
障がい児・者の日中預かり及び宿泊等サービス提供する事業者に、家賃補助及び運営費助成を行います。障害者総合支援法における短期入所事業と比較し、人員体制、支援体制を充実させ、障がい特性等により、法定短期入所の利用が難しい方も安心して利用することができます。（自己負担あり） 【令和4年度実績】 1箇所							
計画							
地域に根差した社会資源であり、障がい児・者への個別対応実施しています。引き続き補助し、社会情勢や実態に即し、補助内容の充実を図ります。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
レスパイト事業補助事業所数		1	1	1	1	1	1

コラム

障がいのある人たちが、生活していく上での様々な課題（暮らし方・遊び方・住まい・支援・サービス・防災・家庭や地域との関わり等）について広く考えます。

「断らない相談支援」に取り組んでいる自治体を訪問！

海老名市での相談支援のあり方について
検討していきます。

- 地域活動支援センター結夢
- 海老名市身体障害者伸生会
- 海老名市手をつなぐ育成会
- 海老名市肢体不自由児者と父母の会
- 海老名市精神保健福祉促進会 2πr
- 生活債権者の集い「たなからぼたもち」
- 民生委員児童委員協議会
- えびなパソコンサポートボランティア
- わかばケアセンター
- 星谷会グループホーム
- 神奈川県厚木保健福祉事務所
- 海老名市社会福祉協議会
- 海老名市各関係担当課



メンバー

自立支援協議会
チームらいぶ



(5) 経済的な支援をします

国制度に基づき、障害基礎年金、特別障害者等手当、特別児童扶養手当の給付等を行います。また、7月1日を基準とし、市内に住民登録がある、非課税世帯の中度から重度の障害者手帳所持者に手当を給付します。いずれの手当も申請漏れ等がないよう新規手帳取得者への制度説明、広報等による制度周知に努めます。

		所管課	国保医療課				
事業番号	73	事業名	国の各種手当給付等事業				
事業概要							
障がい児・者が地域生活を送る上での経済的な支援として、国制度に基づき、障害基礎年金、特別障害者等手当、特別児童扶養手当の給付等を行います。 【令和4年度実績】 障害基礎年金 2,089人 特別障害者手当等 115人 特別児童扶養手当 209人							
計画							
国手当の周知に努め、各種手当給付等を実施します。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
各種手当の給付		継続	継続	継続	継続	継続	継続
各種手当の周知		継続	継続	継続	継続	継続	継続

		所管課	国保医療課				
事業番号	74	事業名	市障がい者福祉手当給付事業				
事業概要							
毎年7月1日に市内に住民登録があり、非課税世帯の中度から重度の障がい者手帳所持者に手当を給付します。市単独事業のため受給者の増加への対応が課題です。 【令和5年度実績】 714人							
計画							
対象となる障がい者に市障がい者福祉手当を給付します。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
市障がい者福祉手当の給付		継続	継続	継続	継続	継続	継続

7 はたらきたい

障がい者が地域で質の高い自立した生活を営む上で、就労施策は大変重要です。働く意欲のある障がい者が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保できるよう関係機関と連携して就労支援に取り組みます。

一般就労が困難な場合であっても、障がい者就労支援施設等における工賃水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。

(1) 障がい者雇用に取り組みます

市における障がい者雇用を一層促進するため、「海老名市（市・教育委員会・消防本部）障がい者活躍推進計画」に基づき、採用及び定着に関する目標を定め、障がい者の募集及び採用を行い、採用後は合理的配慮に基づく必要な措置を講じます。

障がい者の雇用の安定と促進を図るため、障がい者を雇用している市内の中小企業事業主に対し、補助金を交付します。

			所管課	職員課				
事業番号	75	事業名	障がい者雇用推進事業					
事業概要								
「海老名市（市・教育委員会・消防本部）障がい者活躍推進計画」に基づき、採用及び定着に関する目標を定め、障がい者の募集及び採用を行い、採用後は合理的配慮に基づく必要な措置を講じます。								
【令和4年度実績】			【令和5年度実績】					
雇用率：3.07%			雇用率：3.09%					
計画								
海老名市（市・教育委員会・消防本部）障がい者活躍推進計画に定める雇用率を目指し、採用を行います。採用後は障がい職員本人の特性や要望に応じた合理的配慮を講じます。								
指標・見込値等								
【指標】			R6	R7	R8	R9	R10	R11
海老名市（市・教育委員会・消防本部）障がい者活躍推進計画に基づく採用			継続	継続	継続	継続	継続	継続
採用後の合理的な配慮に基づく支援			継続	継続	継続	継続	継続	継続

		所管課	商工課				
事業番号	76	事業名	障がい者雇用の促進事業				
事業概要							
<p>市内において、継続して障がい者を6カ月以上、かつ、週20時間以上、常用雇用している障がい者を雇用している市内事業者に対して障がい者雇用促進奨励補助金を交付し、障がい者を雇用しやすい環境を整えます。</p> <p>【令和4年度実績】 16事業所 62人</p>							
計画							
障がい者雇用促進奨励補助金を継続実施します。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
障がい者雇用促進奨励補助金		継続	継続	継続	継続	継続	継続



障がい者が働く様子（市役所 障がい者雇用）

(2) 就労をめざす障がい者を支援します

一般企業で働くことが難しい障がい者に対し、雇用契約に基づいて就労の機会を提供する就労継続支援 A 型、雇用契約によらず生産活動の機会を提供する就労継続支援 B 型の支給決定を行います。

一般企業等への就職や仕事で独立することを目指す障がい者に対し、就職を目指した実習や訓練等と就職後の職場定着支援等を行う就労移行支援の支給決定を行います。就労移行支援事業所等を利用して一般就労をした障がい者については、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援により職場定着を推進します。

障がい者本人が就労先・働き方について、よりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援が新たに始まります。希望する方に支給決定ができるようサービス提供体制の整備に努めます。

		所管課	障がい福祉課			
事業番号	77	事業名	就労継続支援 A 型事業			
事業概要						
雇用契約に基づく就労の機会を提供するサービスです。また、社会での就労に必要な知識や能力が高まった障がい者に対し、就職への移行に向けた支援を行います。第6期計画策定時から市内に事業所が3箇所増加したことにより、利用者数、量ともに増加しています。 【令和4年度実績】 ひと月あたり 利用者数36人 利用日数737人日						
計画						
利用者の状況やニーズに合った情報提供を行い、適切な支給決定を行います。						
指標・見込値等 (上段：量、下段：人)						
【指標】	R6	R7	R8	R9	R10	R11
就労継続支援 A 型利用日数	722	760	798	836	874	912
就労継続支援 A 型利用者数	38	40	42	44	46	48

		所管課	障がい福祉課			
事業番号	78	事業名	就労継続支援B型事業			
事業概要						
<p>通所により、生産活動の機会を提供するサービスです。また、社会での就労に必要な知識や能力が高まった障がい者に対し、就職への移行に向けた支援を行います。「障害者優先調達推進法」に基づく発注の機会を増やし、工賃の安定化を図ります。</p> <p>【令和4年度実績】 ひと月あたり 利用者数243人 利用日数3,837人日 平均工賃 15,635円/月(15事業所) 最高値 35,560円/月 県内平均15,402円(政令市除く)</p>						
計画						
<p>利用者の状況やニーズに合った情報提供を行い、適切な支給決定を行います。</p> <p>就労事業所連絡会等で工賃の向上に向けた協議、情報共有等を行い、市内全体の就労継続支援B型事業所における工賃が向上するよう取り組みます。</p> <p>市内において就労継続支援B型事業所は充足しています。市内事業所への通所者の拡充に努め、新規開設相談は当面の間、対応を見合わせます。</p>						
指標・見込値等 (上段：量、下段：人)						
【指標】	R6	R7	R8	R9	R10	R11
就労継続支援B型利用日数	4,006	4,100	4,163	4,242	4,384	4,447
就労継続支援B型利用者数	254	260	264	269	278	282
就労継続支援B型事業所平均工賃(円)/月	17,356	18,220	18,841	19,362	19,914	20,503

		所管課	障がい福祉課			
事業番号	79	事業名	就労移行支援事業			
事業概要						
<p>一般企業等への就労や仕事で独立することを目指す障がい者に、就職を目指した実習や訓練等と就職後の職場定着支援等を行います。長期施設入所・入院からの地域移行者、休職からの復職希望者等の新規利用ニーズ、大学在学中の学生による利用ニーズ等があり、支援後の就職に繋がります。</p> <p>【令和4年度実績】 ひと月あたり 利用者数 46人 利用日数 815人日</p>						
計画						
<p>利用者の状況やニーズに合った情報提供を行い、適切な支給決定を行います。一般就労を目指した支援プログラムの充実を事業所に働きかけるとともに、企業の動向等について、えびな暮らし支援推進事業、自立支援協議会「チーム働く」等を通じ情報共有を図ります。</p>						
指標・見込値等 (上段：量、下段：人)						
【指標】	R6	R7	R8	R9	R10	R11
就労移行支援事業利用日数	864	882	936	990	1,080	1,170
就労移行支援事業利用者数	48	49	52	55	60	65
一般就労、企業の動向に関する情報共有・協議	実施	実施	実施	実施	実施	実施

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	80	事業名	障がい者施設通所交通費助成事業				
事業概要							
障がい者支援施設等に通所し、作業や就労訓練等を行う障がい者の交通費を助成します。公共交通機関利用の限度額はひと月の定期代、事業所の送迎や自家用車の場合1回100円です。生活保護受給者は対象外です。 【令和4年度実績】 511人							
計画							
障がい者が希望する事業所に通えるよう支給決定を行います。申請の負担を軽減し、継続的に助成が実施できるよう、助成方法や範囲について検討を行います。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
障がい者施設通所交通費助成事業		継続	継続	継続	継続	継続	継続

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	81	事業名	就労定着支援事業				
事業概要							
就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障がい者が増加しています。このような在職障がい者が就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、就労先、事業所、本人、家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。改正障害者雇用促進法施行による企業での雇用率が上昇し、サービス利用者も増加しています。 【令和4年度実績】 ひと月あたり 利用者数 24人							
計画							
利用者の状況やニーズに合った情報提供を行い、適切な支給決定を行います。							
指標・見込値等 (人)							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
就労定着支援利用者数		27	28	29	30	31	32

事業番号		事業名	所管課	障がい福祉課			
82		就労選択支援事業					
事業概要							
<p>就労を目指す障がい者本人の能力や適性を客観的に評価し、職場で必要となる支援や配慮等を本人と確認します。</p> <p>このアセスメント結果をもとに、どの就労系障害福祉サービスを利用するのか、または一般就労を目指すのか等を調整していく新たな福祉サービスです。一般就労を目指す際は、ハローワークがアセスメント結果を参考に職業指導などを進めていきます。令和7年10月開始予定です。サービスの利用期間は、概ね2週間から2か月程度とされています。</p>							
計画							
<p>利用者の状況やニーズに合った情報提供を行い、適切な支給決定を行います。</p> <p>実施事業所未定のため利用者数のみ見込みます。</p>							
指標・見込値等 (人)							
【指標】	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
就労選択支援利用者数	0	0	2	2	4	4	

コラム

障がいのある人たちが、「働く」ためのさまざまな課題や、働きやすい地域にするための方策を関係機関と連携しながら考えます。

パートナー

- 相談支援事業所結夢+
- 地域活動支援センター結夢
- 海老名市肢体不自由児者と父母の会
- 海老名市自閉症児・者親の会
- 発達障がい児者家族会そのまんま
- 事業所代表（就労移行支援事業所）
- 事業所代表（就労継続支援A型事業所）
- 事業所代表（就労継続支援B型事業所）
- ユニバーサル就労支援事務局
- 相州病院デイケア
- 障害者就業・生活支援センターぼむ
- 神奈川県央地域若者サポートステーション
- 厚木公共職業安定所（ハローワーク厚木）
- 神奈川県立座間支援学校有馬分教室
- 神奈川県立えびな支援学校
- 海老名商工会議所
- 海老名市社会福祉協議会
- 海老名市各関係担当課

ハローワークとの共催で、えびな障がい者就職面接会を実施！
オンラインでの事業所連絡会を行い、さらなる連携を深めています。



自立支援協議会
チームはたらく



(3) 工賃の向上に取り組めます

「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等の提供する物品、サービスの優先購入（調達）を推進します。その際は、共同受注窓口が就労支援事業所と企業の橋渡し役となり、発注の公平性、安定的な就労の機会を確保し、工賃の安定化を図ります。

障がい福祉サービスにおける就労支援事業と一般就労との中間的な就労として、障がい者を雇用する市役所内のともしびショップぱれっとに対し助成を行い、障がい者の働きやすい環境を整えます。

			所管課	障がい福祉課		
事業番号	83	事業名	障がい者優先調達推進事業			
事業概要						
<p>平成25年4月1日より「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（優先調達推進法）が施行され、障がい者支援施設等の受注の機会の増大を図るための事業を行っています。平成26年度から市役所関係各課へ庁内説明会を実施し、庁内でも事業の周知がなされたため、庁内各課へ資料送付による周知を行っています。</p> <p>【令和4年度実績】防災備蓄用の食料や、保育所・幼稚園のおやつや学校給食用のパン、草むしり等の軽作業の契約があり、実績額 6,737,072円でした。</p>						
計画						
障がい者優先調達推進事業にかかる周知を行い、受注機会の拡大に努めます。						
指標・見込値等						
【指標】	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障がい者優先調達推進事業にかかる周知	継続	継続	継続	継続	継続	継続

共同受注窓口 登録事業所

- エアリアル** (NPO法人 愛知県)
- BEHELPピナ** (NPO法人 愛知県)
- ライブフードサポート** (NPO法人 愛知県)
- アシスト** (NPO法人 愛知県)
- リール** (NPO法人 愛知県)
- さくら** (NPO法人 愛知県)
- あはは** (NPO法人 愛知県)
- はあとすまいる** (NPO法人 愛知県)
- レインボードリーム** (NPO法人 愛知県)
- かつば望** (NPO法人 愛知県)
- りんく風の** (NPO法人 愛知県)
- シーン海老名** (NPO法人 愛知県)

海老名 de はたらく
障がいのある人の働く場の広げ

わたしたちにできること

- 食 食品製造・販売**
パン、ジャム、クッキー、ラスク、パウンドケーキ、素、野菜栽培 etc.
- 作 雑貨製造・販売**
缶バッジ、リース、ストラップ、ふきん、ぬいぐるみ、コサージュ、刺繍、七夕飾、手芸品
- 役 役割・作業請負**
清掃・除草作業、梱包、ボスティング、名刺作成、ラベル貼り、チラシ折り、その他軽作業 etc.
- 催 イベント出店等**
プレゼントギフト作成、イベント出店、食品販売 etc.

海老名市障がい者共同受注窓口
〒243-0433 海老名市上野町11-250 (市役所4階内)
TEL: 046-250-5173 FAX: 046-250-5174
mail: kyouso@city-seion.jp

		所管課	障がい福祉課			
事業番号	84	事業名	共同受注窓口設置事業・福祉的就労支援事業・就労支援事業			
事業概要						
<p>共同受注窓口を設置し、市内就労支援事業所で利用者が取り組む仕事の共同受注を行います。共同受注窓口が就労支援事業所と企業の橋渡し役となることで安定的な就労機会を確保し、工賃の安定化を図ります。市役所内のともしびショップぱれっとにおいて障がい者の雇用を行い、障がい者が働きやすい環境を整えます。定期的に事業所に通所することが難しい障がい者に対し、訓練を通して、参加者自身の「強み」や「特性」を把握するための機会を提供します。</p> <p>当該3事業は、総合支援法制度によらない福祉サービスですが、障がい者の潜在的なニーズがあり、また、就労系事業所全体の工賃の向上にもつながることから、委託により実施します。</p> <p>【令和4年度実績】 共同受注窓口取扱件数 20件 福祉的就労 4名雇用</p>						
計画						
<p>共同受注窓口の運営については新規事業拡大を目指し、効果的な手法を検討します。</p> <p>福祉的就労支援は継続実施します。</p> <p>就労前訓練事業は希望者の把握に努め、将来的な就労につながるよう事業継続していきます。</p>						
指標・見込値等						
【指標】	R6	R7	R8	R9	R10	R11
共同受注窓口の運営	効果的な運営の検討	効果的な運営の検討	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
福祉的就労支援の実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続
就労前訓練の実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続



福祉的就労 市役所 「ぱれっと」

8 健康にきたい

障がい者が地域で必要な医療や健康相談等を受けられるよう、地域医療等に関する情報提供を行います。

地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実を図り、高齢化等による障がいの重度化や重複化の予防

に努めます。また、相談等の窓口については、電話相談だけでなく、特性に応じた対応を行えるよう充実させていきます。

(1) 医療費の負担を軽減します

「障害者総合支援法」に基づき、障がい者等の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を行うために必要な医療について、自立支援医療費（更生医療・育成医療）の助成を行います。また精神通院を対象とする自立支援医療制度（精神通院）については、申請書受理及び神奈川県への進達事務を行います。対象者は福祉サービスの利用が可能であることから、福祉サービスへのニーズを捉え、適切にサービスの支給決定に努めます。

障がい者の医療負担軽減のための、障がい者医療費助成事業は、対象とする障がいの範囲が県内でも有数であり、継続実施をすることで受診渋りを解消し、通院の促進につなげます。

		所管課	国保医療課				
事業番号	85	事業名	障がい者医療費助成事業				
事業概要							
1級～3級の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級を持っている方、知能指数75以下の方（A1、A2、B1、B2）、は障がい者医療費助成を受給することができます。 他公費や国制度を普及させることにより市負担割合を見直すとともに、県補助金助成範囲を鑑みながら市単独助成部分を検証していきます。 【令和4年度実績】3,386人							
計画							
障がい者医療費助成事業を継続実施します。 実施方法について、適正・公平となるよう検討します。							
指標・見込値等							
【指標】	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
障がい者医療費助成	継続	継続	継続	継続	継続	継続	

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	86	事業名	更生医療・育成医療円滑化事業				
事業概要							
<p>身体障がい児・者が受ける医療のうち、障がい症状が軽減され仕事や日常生活での活動能力が高まることが期待できる特定の医療について、保険医療費の自己負担分が1割になる制度です。更生医療の支給決定期間は、一般医療の場合は概ね3ヵ月間、重度かつ継続的な医療で1年間となります。また、育成医療は当該治療に要する期間です。医療技術の進歩による治療効果等により伸びが予想される事業です。</p> <p>【令和4年度実績】 更生医療 入院10件・通院140件 育成医療 入院5件・通院5件</p>							
計画							
継続的な支給決定を行います。高所得者の利用にかかる経過措置の適用期間について国の動向を注視していきます。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
更生医療支給決定		継続	継続	継続	継続	継続	継続
育成医療支給決定		継続	継続	継続	継続	継続	継続

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	87	事業名	自立支援医療（精神通院）円滑化事業				
事業概要							
<p>精神疾患に関する医療を通院して受ける際の医療費について、医療機関での診療及び薬局での調剤の健康保険適用の自己負担割合を1割負担にする制度です。市は申請書受理及び神奈川県への進達事務を行い、支給の決定や受給者証発行は神奈川県が行います。</p> <p>【令和4年度実績】2,405件</p>							
計画							
必要な方が交付を受けることができるよう、継続して制度の周知に努め、適正かつ迅速な進達事務を行います。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
自立支援医療（精神通院）進達事務		継続	継続	継続	継続	継続	継続

(2) 健康相談、病気の予防、自殺の予防に取り組みます

生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養や食生活、運動、休養、飲酒・喫煙、歯、口腔に関する健康の増進、健康診査、保健指導に取り組みます。

歯科医療を受けることが困難な障がい者が歯科受診ができるよう取組を継続します。

自殺対策基本法に基づき、自殺予防対策への取組を継続します。

		所管課	健康推進課／子育て相談課／こども育成課			
事業番号	88	事業名	健康相談事業（育児相談・親と子の相談・健康や医療等の相談）			
事業概要						
<p>健康で健やかに過ごせるよう、育児相談、親と子の相談、こころの相談等を行います。児童においては早期療育支援への連携が図られます。また相談により、早期に医療につながることで障がいの予防等の一助となります。</p> <p>【育児相談】市内の各地域において、不安や悩みを抱えながら子育てをしている家庭に対して支援体制の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。毎月4回開催し、令和4年7月からコミセンや自治会館等で実施している「移動サロン」でも月1回、助産師や保健師、栄養士に輪番で相談ができる「出張育児相談」を開始。相談しやすい雰囲気と対応職員の体制づくりに取り組みます。</p> <p>【親と子の相談】子どもの発達（言葉、動作）、子育ての不安や悩み、気になるくせなどの相談に臨床心理士が応じます。また、身体のこと（お座りをしない、歩くのがゆっくりなど）も、理学療法士が相談に応じます。相談希望者の増加に加え、一人ひとりの相談にかかる時間の増加も見られることから一層の体制強化を図ります。</p> <p>【健康や医療等の相談】体や心の相談を気軽に立ち寄れる「びなウエル」で実施しています。新型コロナウイルス感染症等の影響により健康への関心が高まっていることから、当該事業について周知を図り、事業を展開していきます。</p> <p>【令和4年度実績】</p> <p>育児相談 57回 1,448人 親と子の相談 830件 健康や医療等の相談 952回 11,923人</p>						
計画						
地域のネットワークづくりやこころの健康の保持・増進のための普及啓発活動及び相談体制の充実などに取り組みます。						
指標・見込値等						
【指標】	R6	R7	R8	R9	R10	R11
育児相談	継続	継続	継続	継続	継続	継続
親と子の相談	継続	継続	継続	継続	継続	継続
健康や医療等の相談	継続	継続	継続	継続	継続	継続

		所管課	国保医療課				
事業番号	89	事業名	特定健診・健康診査事業				
事業概要							
<p>健康で健やかに過ごし、生活習慣病等の予防及び疾病の早期発見につながるよう特定健診、健康診査事業を実施します。国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入している方を対象として、生活習慣病等の予防のため健康診断を実施します。</p> <p>【令和4年度実績】 国保加入者 39.9 % 後期加入者 34.7 %</p>							
計画							
国民健康保険又は後期高齢者医療制度加入者への健康診断を実施します。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
健康診断の実施		継続	継続	継続	継続	継続	継続

		所管課	健康推進課				
事業番号	90	事業名	健康教育・各種がん検診事業・各種歯科健診事業				
事業概要							
<p>健康で健やかに過ごし、生活習慣病の予防につながるよう特定保健指導や運動、栄養教室等を実施します。また、各種歯科健診（オーラルフレイル健診、成人歯科健診）、がんの早期発見治療のためのがん検診（胃、大腸、肺、乳、子宮、前立腺、口腔）を実施します。必要な方には事後指導を実施します。</p> <p>【令和4年度実績】</p> <p>オーラルフレイル健診 338人 がん検診 19,533人（集団がん検診18回 個別施設検診） 健康教育 142回 2,543人</p>							
計画							
がんに対する正確な知識の普及や検診を充実させ、がんを原因とする障がいや予防します。生活習慣病からの疾病や障がいや予防します。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
健康教育		継続	継続	継続	継続	継続	継続
各種がん検診事業・成人歯科健康診査		継続	継続	継続	継続	継続	継続

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	91	事業名	障がい児・者歯科診療事業				
事業概要							
<p>地域のクリニックで歯科受診が難しい障がい児・者が安心して歯科受診ができるよう体制整備を行います。厚木市、大和市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村との分担金により実施しています。</p> <p>【令和5年度実績】 障がい者歯科診療事業補助 1箇所</p>							
計画							
障がい児・者歯科診療事業を継続実施します。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
障がい児・者歯科診療事業		継続	継続	継続	継続	継続	継続



障害者歯科診療の様子

		所管課	こども育成課				
事業番号	92	事業名	健康診査事後指導事業				
事業概要							
<p>健康診査の結果、経過観察、精密健康診査、医療が必要とされる乳幼児と保護者に対し、精密検査受診票の発行、健康診査事後指導教室等を実施し、心身の健やかな発達を促します。</p> <p>※ちびっこ教室：1歳6か月児健康診査事後指導教室 ※にこにこ教室：3歳6か月児健康診査事後指導教室</p> <p>【令和4年度実績】 ちびっこ教室 25回 延べ470人 にこにこ教室 24回 延べ196人</p>							
計画							
継続的に事業を実施し、発達に心配がある児童は関係機関につなげていきます。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
健康診査事後指導事業		継続	継続	継続	継続	継続	継続

		所管課	健康推進課				
事業番号	93	事業名	自殺予防対策事業				
事業概要							
こころの健康づくり講演会、ポスター、パネル展示、チラシの配布等を通じて自殺予防対策を推進し、相談窓口の周知を図ります。 【令和4年度実績】こころの相談 12回 35人							
計画							
こころの健康について相談できる体制の整備やうつ病等精神疾患の早期発見、自殺予防対策に取り組みます。							
指標・見込値等							
【指標】	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
自殺予防対策事業	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続



「こころの声をきこう」相談先リーフレット (市健康推進課)

9 好きなことをしたい

全ての障がい者の文化活動を通じて、障がい者の生活と社会を豊かにするとともに、障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に努めます。

レクリエーション活動を通じて、障がいのある方の健康増進や相互交流、余暇の充

実等を図ります。さらに、共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず誰もがスポーツに親しめる機会をつくります。

(1) 社会へのつながりを支援します

創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、日常生活のリズムを作るための地域活動支援センターの機能の充実を図ります。

障がい者が自分に自信を持ち、自立のために社会に働きかける等の活動（本人活動）を支援し、参加者が拡大するような働きかけを行います。

市内においてパラスポーツのさらなる普及に努め、スポーツイベント等を開催し、障がい者等がスポーツに親しむことができるよう参加支援を行います。

共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず誰もがパラスポーツに親しめる機会をつくり、パラリンピック等の障がい者スポーツの振興に寄与します。

		所管課	障がい福祉課			
事業番号	94	事業名	地域活動支援センター事業			
事業概要						
<p>障がい者の創作活動や社会交流活動等地域活動支援センター事業を実施します。地域活動支援センターにおける創作活動として、芸術文化教室の開催や、作品作り、調理実習等を行います。通所のリズムが整わない方でも気軽に立ち寄ることができ、相談や福祉等の情報を得られる場として、フリースペースを開設しています。</p> <p>地域社会とのつながりをより強化するため、当事者が主体的に支援員と関わりながらプログラムの企画・運営等を行い、一人ひとりの目標に合わせた支援プログラムを実施しています。なお、当該事業は委託により実施します。</p> <p>【令和4年度実績】 地域活動支援センター利用登録者 211人</p>						
計画						
入所・入院からの地域移行によりニーズの拡大を見据え、事業内容の充実、土曜日の教室開催や仕事帰りの相談場所の確保等柔軟な開設時間を検討していきます。						
指標・見込値等						
【指標】	R6	R7	R8	R9	R10	R11
地域活動支援センター利用登録者数	215	218	221	224	227	230
地域活動支援センター機能強化事業の実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続

			所管課	障がい福祉課				
事業番号	95	事業名	自発的活動支援事業					
事業概要								
<p>障がい者が自分に自信を持ち、自立のために社会に働きかける等の活動に対して支援する事業です。地域生活支援事業に位置付けられ、知的障がい者が主体的に内容を企画し、社会参加する機会となっています。</p> <p>【令和4年度実績】2箇所 44名参加</p>								
計画								
<p>2箇所への補助を実施します。</p> <p>より多くの方が参加できるような内容について働きかけ、参加者の拡大を目指します。</p>								
指標・見込値等								
【指標】			R6	R7	R8	R9	R10	R11
自発的活動支援事業実施箇所数			2	2	2	2	2	2

			所管課	障がい福祉課				
事業番号	96	事業名	文化芸術活動・スポーツ等活動振興事業					
事業概要								
<p>障がい者によるスポーツ大会等への参加を支援し、余暇活動の場の拡大と障がい者相互の交流を図ります。神奈川県身体障害者スポーツ大会、神奈川県ゆあいピック大会、パラスポーツ普及事業等を実施します。また、大会に参加する障がい者の移動手段を確保します。</p> <p>障がい者が芸術活動に取り組む機会を大切にし、地域活動支援センター等での文化教室等を実施しています。また、社会福祉法人等による作品展への支援を行っています。</p> <p>【令和5年度実績】</p> <p>各種スポーツ大会への補助を実施 パラスポーツフェスタ実施 市役所エントランスにて市立デイサービスセンターを中心とした作品展を実施 地域活動支援センターへの文化教室等事業の委託</p>								
計画								
<p>各種スポーツ大会への参加を支援し、事業費補助を行います。</p> <p>各種スポーツ大会参加選手の車両の確保等を行います。</p> <p>パラスポーツイベントを実施します。</p> <p>障がい者の文化芸術活動の場を確保し、作品展等による発表の機会を増やします。</p>								
指標・見込値等								
【指標】			R6	R7	R8	R9	R10	R11
各種スポーツ大会への補助			継続	継続	継続	継続	継続	継続
各種スポーツ大会参加選手の車両の確保			継続	継続	継続	継続	継続	継続
パラスポーツイベントの実施			4市合同 新規事業の 実施	継続	継続	継続	継続	継続
芸術作品展の実施			継続	充実	充実	充実	充実	充実

(2) 外出を支援します

外出が困難な障がい児・者を対象に、外出や余暇活動における移動の支援を行います。自立支援給付事業における居宅介護サービスに位置付けられる行動援護や同行援護サービスとは異なり、市町村での柔軟な事業を展開することができます。実施事業所が拡大するよう努め、必要とする利用者へ支給決定を行うとともに制度の周知を図ります。

障がい者の移動手段を拡充し、自立と社会参加を促進するため福祉タクシー利用助成事業を継続します。

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	97	事業名	移動支援事業				
事業概要							
<p>屋外での移動が困難な障がい児・者に対し、外出や余暇活動における移動の支援を行います。登録事業所の減少により、利用量に大幅な伸びはありませんでした。行動障がいがある利用者は、居宅介護事業における行動援護を利用し外出の機会を確保しています。通学支援も開始しましたが、対応可能なヘルパーが不足する等、人材の定着を目指した報酬単価の見直し等が必要となっています。</p> <p>【令和4年度実績】 移動支援 ひと月当たり 7,202時間提供 1,595件分 実施事業所35箇所</p>							
計画							
<p>必要な障がい児・者への適正量の支給決定を行います。 人材の定着を目指した報酬単価の見直しに取り組み、支援員の増員や定着に努めます。</p>							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
移動支援事業提供時間		7,300	7,592	7,896	8,212	8,540	8,882

		所管課	障がい福祉課				
事業番号	98	事業名	福祉タクシー利用助成事業				
事業概要							
<p>移動が困難な障がい者の社会参加を促進するため、1月あたり5枚分（年間60枚）のタクシー券を交付します。障がいの程度や部位によりきめ細やかに範囲を定めて助成を行っています。他市と比較し、精神障がい2級への給付を行う等市独自の助成範囲の拡充を図っています。</p> <p>【令和4年度実績】 福祉タクシー券 交付人数 1,551人 発行枚数 83,970枚 利用枚数 59,437枚</p>							
計画							
福祉タクシー利用助成を実施します。							
指標・見込値等							
【指標】		R6	R7	R8	R9	R10	R11
福祉タクシー利用助成		継続	継続	継続	継続	継続	継続

コラム

事業所紹介や効果的な情報発信を行い、福祉に関する「つながり」をどのように広げていけるか考えます。

メンバー

- 相談支援センターびーな 'S
- 相談支援事業所
- 児童福祉施設
- 就労継続支援事業所
- 就労移行支援事業所
- 海老名市社会福祉協議会
- 海老名市各関係担当課

児童系サービス事業所、就労・日中活動事業所が一堂に会し、合同事業所説明会を開催！
事業所紹介動画も作成しています。



自立支援協議会
チーム広げる



障がい者団体の活動紹介



海老名市で活動している団体です。

海老名市身体障害者 伸生会

社会参加と自立、福祉の向上、そして親睦を図り、お互いが助け合い障害があっても明るく元気に過ごせることを目的に活動しています。

主な活動：ダーツ、フライングディスク、スポーツ吹き矢、卓球、スポーツ大会への参加、日帰り研修旅行など

海老名市手をつなぐ育成会（知的障害児者・本人・家族・支援者の会）

知的にハンディがあっても幼児期、学齢期、成人期とそれぞれのステージでその人らしく豊かに充実した毎日を送ることができるよう仲間とともに活動しています。

主な活動：定例会、日帰りバス旅行など
部会活動：なかまの会、教育部（施設見学やお母さん談話室、障がい者雇用の場など）

海老名市自閉症児・者親の会

自閉スペクトラム症（ASD）の子どもとその保護者の会です。同じような悩みや問題を抱える保護者が集まり、障がいについて学んだり、本人支援活動や地域への啓発活動を行ったりしています。

主な活動：定例会やLINEグループ・ZOOMでの交流・情報交換、座談会・勉強会・講演会、行政との懇談会、要望書提出、施設・学校見学、会報・HPでの情報発信、本人・家族の余暇支援活動（ヨガ・アート・ボウリング・音楽・バスハイクなど）他。
18歳以下の子どもがいる会員のグループや、高機能の子どもがいる会員のグループあり。

海老名市肢体不自由児者と父母の会

肢体不自由児者とその家族、及び本会の趣旨に賛同する者の団体であり昭和44年発足以来活動をしてきております。幼児期、就学、就労、自立、医療を伴う療養、親亡き後と一生涯の全ステージにおいて肢体不自由児者が安心して暮らせるように家族・支援者と共に励まし合いながら活動しています。

主な活動：定例会（月1回）、イベントの実施・参加（慰安旅行・制度研修・施設見学・普及啓発活動として絵葉書寄付募金活動、事業者とのバザー、行政と共に障がい者運動会、こころのバリアフリー活動等）

海老名市精神保健福祉促進会「2πr」

精神障がい者を家族に持つ方々が悩みを分かち合い、病気について学び、家族が元気になり、病気の本人たちの良き理解者なることを目指し活動中。

主な活動：定例会（毎月第2土曜PM～）
・会報の発行、講演会、学習会、市との懇話会、新年会、レクリエーションなど



障がい者団体の活動紹介



海老名市で活動している団体です。

海老名精神保健ボランティア「つばさ」

「精神保健ボランティア養成講座」を終了した仲間が集まっているボランティアグループです。地域に暮らす、心の病を持った方々と心を通わせともに安心して暮らせるような地域社会を目指し活動中。

主な活動：定例会（毎月第2土曜）
・つばさサロン（月1回）個別ボランティア、クリスマス会などのイベントなど

不登校の子どもと保護者のための居場所「ぼちぼち」

「ぼちぼち」は小学校から高校生までの不登校の子どもと保護者を支援しているボランティア団体です。学校でも家庭でもない、第3の居場所を提供しています。ぼーっとしたり、トランプしたり、ターを弾いたりして無理せず、安心して過ごせる場所です。その他、保護者交流会（ぼちぼちサロン）、不登校の中学校向けの進路情報交換会、クリスマス会などを行っています。スタッフやボランティアの多くは、同じ経験者ですので、お気軽にご参加ください。

主な活動：毎月3回実施
第2金曜日：13：00～15：00
第3金曜日：18：00～20：00
★第4土曜日：10：00～12：00
(★「ぼちぼちサロン」：保護者語らいの場)

フリースペース「WHO IS HAPPYMAN？」

毎月第1月曜日
13：00～19：00に定例会を実施。

たなからぼたもち

毎月第4日曜日
13：30～15：30に定例会を実施。

「そのまんま」（発達障がい児者の家族会）

～「とまとはとまと」という生き方を尊重し大切にしたい～

海老名市主催の家族教室参加者で作った「発達障がい」の家族会です。仲間と様々な思いを共有しあう場です。

主な活動：話し合い（悩み相談）、ミニ勉強会、就労、イベント等の情報提供、月刊紙「そのまんま」発行。
居場所カフェ「そのまんま」
毎月第3木曜日 13：30～15：00
飲み物持参・別途参加費あり。



第5章
計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1 実効性のある取組の推進

本計画の着実な推進を図るために策定された各分野における具体的な事業は、関係する他分野との連携のもと、総合的に実施することにより、市全体で計画の達成を目指すものとなります。本計画に掲げる事業を計画的に推進していく観点から、施策・事業の内容に応じ、関係各課において、実施状況を年度ごとに確認し、取組を進めることが重要です。

これまでの計画同様に今期計画においても、障がい者やそのご家族、支援する事業所等のご意見を伺い、本計画に基づく取組の計画的な実施に努めます。効果的かつ効率的に施策を推進するにあたり、高齢者施策、医療関係施策、こども・子育て・教育関係施策等、障がい者施策に関する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

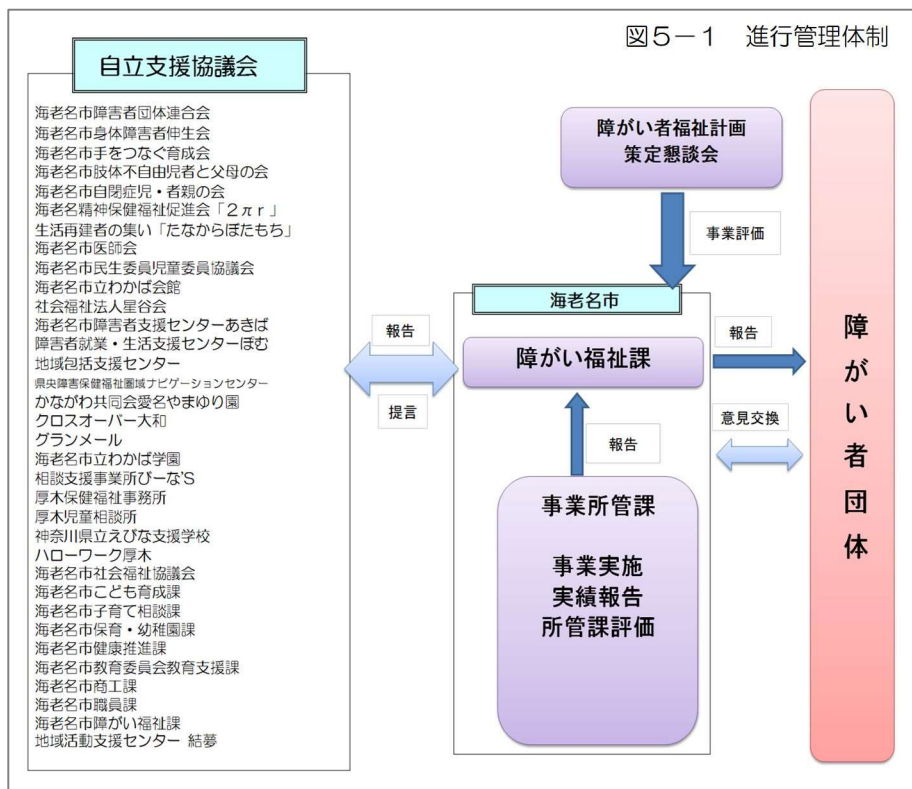
2 達成状況の点検及び評価

各事業の推進に係る取組の実施状況の継続的な評価を行うため、関係各課及び関係機関等による数値等に基づく実績及び取組状況等を「海老名市障がい者福祉計画策定懇談会」に報告し、実施状況にかかる意見聴取を行い、その効果について点検・評価を実施します。

評価結果について海老名市自立支援協議会及び障がい者関係団体に報告し、意見交換を通じて進行管理を行います。

各事業の実施にあたり課題や支障が生じている場合は、具体的な要因について必要な分析を行います。

関係各課においては、各事業の実施状況やその効果に係る評価結果を踏まえ、必要に応じて事業の検討を行います。今後の社会情勢の変化、本計画の推進及び評価を通じて変更等の必要性が生じた場合には、計画期間の途中であっても、柔軟に見直すこととします。



資料編

1 アンケート調査関係資料

1 障がい者版

障がい者手帳所持者及び障がい福祉サービス利用者に広く意見を伺い、現状における課題を分析し、計画に反映しました。

2 障がい児版

児童通所サービス利用者に広く意見を伺い、現状における課題を分析し、計画に反映しました。

えびなししょう しゃふくしけいかくさくてい かん ちょうさ 海老名市 障がい者福祉計画策定に関するアンケート調査

きょうりょく ねが
～ ご協力のお願い ～ 【成人用 アンケート】

ひ 日ごろより、えびなししょう しゃふくしけい行政にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。
す。

えびなし れいわ ねんど れいわ ねんど ねんかん けいかくきかん しょう しゃふくしけいかく だい
海老名市では、令和6年度から令和11年度の6年間を計画期間とする「障がい者福祉計画(第
7期)」策定にあたり、皆様の生活の状況やご意見をお伺いし、計画づくりの基礎資料とする
ため、アンケート調査を実施します。

つきましては、いそが 忙しいところお手数をおかけしますが、こんかい 今回のアンケート調査へのご協
りょく ねが
力をお願いいたします。

ちょうさ しょうがいしゃてちょう こうふ かた しょう ふくし りよう かた むさくい
この調査は、障害者手帳が交付されている方と障がい福祉サービスをご利用の方から無作為
に800人を選び調査票を送付させていただいております。お答えいただいた内容については
とうけいてき しょうり ちょうさもくてきがい しょう けつ あんしん こと
すべて統計的に処理し、調査目的以外で使用することは決してありませんので安心してお答えく
ださい。

ちょうさ しゅし りかい しょうりょく ねが
調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

れいわ ねん がつ えびなし
令和5年6月 海老名市

アンケートでは、宛名の方がご本人です。できるだけご本人がお答えください。

ご本人が答えられない場合には、ご家族や支援者の方がご本人の意見に基づき代筆されるか、ご本人の立場に立ってお答えください。

1 回答の方法

(1) インターネットによる回答

QRコードを読み込み回答

またはメールアドレスを入力し、メールアドレスに

送られてきたURLから回答

*注意事項：「あてはまるもの3つまで」と書かれている設問で、3つ以上選ぶとエラーになります。エラーを修正して送信してください。



本アンケート用紙1部につき、回答は1回でお願いいたします。

(2) 同封のアンケート用紙での回答

- アンケート用紙や封筒に、お名前やご住所を記入する必要はありません。
- ご記入いただきましたアンケートは、7月16日 日曜日までに、同封の返信用封筒に入れて返送してください。切手を貼る必要はありません。

この調査に関するお問い合わせは…
海老名市障がい福祉課

☎046-235-4812/4813

1. 調査の回答者についておたずねします

問1 このアンケートにご記入いただく方はどなたですか。
 (ひとつに〇をつけ、「2」か「3」を選んだ場合は問1-2にもお答えください。)

- 1. 本人 (宛名の方)
- 2. 本人の意見を聞いて回答を代筆 → 問1-2も回答してください
- 3. 本人の立場に立って代理で回答 → 問1-2も回答してください

問1で「2」または「3」と答えた方におたずねします。

問1-2 実際に回答されているのはどなたですか。(ひとつに〇)

- 1. 配偶者
- 2. 親
- 3. 兄弟姉妹
- 4. 子ども
- 5. 施設職員
- 6. 成年後見人・保佐人・補助人
- 7. その他 ()

2. あなた (宛名の方) ご自身のことについておたずねします

問2 今年の4月1日、あなたは何歳でしたか。(ひとつに〇)

- 1. 0～5歳
- 2. 6～12歳
- 3. 13～17歳
- 4. 18～19歳
- 5. 20～29歳
- 6. 30～39歳
- 7. 40～49歳
- 8. 50～59歳
- 9. 60～64歳
- 10. 65～74歳
- 11. 75歳以上

問3 あなたの支援や介護を行っているかたはどなたですか。(あてはまるものすべてに〇)

- 1. 配偶者
- 2. 親
- 3. 兄弟姉妹
- 4. 子ども
- 5. その他家族 (続柄:)
- 6. 施設職員
- 7. その他 ()
- 8. 支援や介護は必要ない

問4 あなたは、下記のいずれかに当てはまりますか。

(あてはまるものすべてに○をつけ、「1」を選んだ場合は問4-2もお答えください)

1. 障害者手帳を持っている → 問4-2も回答してください
2. 介護保険の要介護・要支援認定を受けている
3. 難病（指定難病）認定を受けている（指定難病名： _____）
4. 自立支援医療制度（精神通院）を利用している

問4で「1」と答えた方におたずねします。

問4-2 あなたがお持ちの障害者手帳は次のどれですか。（あてはまるものすべてに○）

身体障害者手帳

1. 1級 2. 2級 3. 3級 4. 4級
5. 5級 6. 6級

療育手帳

7. A1 8. A2 9. B1 10. B2

精神障害者保健福祉手帳

11. 1級 12. 2級 13. 3級

問5 あなたは医療的ケアを受けていますか。

(ひとつに○をつけ、「1」を選んだ場合は問5-2もお答えください)

1. 受けている → 問5-2も回答してください
2. 受けていない

問5で「1」と答えた方におたずねします。

問5-2 あなたが受けている医療的ケアをご回答ください。（あてはまるものすべてに○）

1. 気管切開 2. 人工呼吸器（レスピレーター）
3. たん吸引 4. 胃ろう・腸ろう
5. 鼻腔経管栄養 6. 中心静脈栄養（IVH）
7. 透析 8. カテーテル留置
9. ストマ（人口肛門・人口膀胱） 10. 褥瘡の処置
11. その他（ _____ ）

問6 あなたは障がい福祉サービスを利用していますか。(ひとつに○をつけ、「1」を選んだ場合は問6-2をお答えください、「2」を選んだ場合は問6-3をお答えください。

- | | |
|------------|-----------------|
| 1. 利用している | → 問6-2も回答してください |
| 2. 利用していない | → 問6-3も回答してください |

問6で「1」と答えた方におたずねします。

問6-2 あなたが利用している障がい福祉サービスをご回答ください。

(あてはまるものすべてに○)

1. 家事援助や身体介護等、自宅にヘルパーが訪問して受けるサービス
2. 移動支援や通院等介助等、ヘルパーと一緒に外出するサービス
3. 生活介護や就労継続・就労移行支援等、事業所に通所するサービス
4. 就労定着支援
5. 短期入所
6. グループホームや施設入所支援等、住居の提供を受けるサービス(短期入所除く)
7. 補装具や日常生活支援用具等、用具の交付を受けるサービス(ストマ用具含む)
8. 重度障がい者医療証(○障)や自立支援医療等、医療費の補助
9. その他()

問6で「2」と答えた方におたずねします。

問6-3 障がい福祉サービスを利用していないのはなぜですか。(ひとつに○)

1. 支援が必要ないから
2. 介護保険サービスを利用しているから
3. 利用したいが、利用方法が分からないから
4. その他()

問7 あなたはどのような場所で生活していますか。(ひとつに〇)

- | | |
|------------------|----------------|
| 1. 自分の持ち家・賃貸住宅 | 2. 家族の持ち家・賃貸住宅 |
| 3. グループホーム | 4. 障がい者入所施設 |
| 5. 老人ホーム・高齢者支援住宅 | 6. 病院 |
| 7. その他 () | |

問8 あなたはどのような仕事をしていますか。(ひとつに〇)

- | | |
|----------------------------------|---------|
| 1. 正社員 | 2. 契約社員 |
| 3. パート・アルバイト | 4. 自営業 |
| 5. 就労継続支援A型事業所で仕事をしている | |
| 6. 仕事はしていないが就労移行支援事業所に通っている | |
| 7. 仕事はしていないが就労継続B型・生活介護事業所に通っている | |
| 8. その他 () | |
| 9. 仕事、通所はしていない | |

問9 現在の生活に満足していますか。(ひとつに〇)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. 満足している | 2. 少し満足している |
| 3. どちらともいえない | 4. 少し不満を感じている |
| 5. 不満 | 6. 分からない |

問10 現在、困っていることは何ですか。(最大3つまで〇)

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 1. 生活の場について(住居や施設等) | 2. 日常生活について(入浴、食事、家事等) |
| 3. 自分の健康 | 4. 家族の健康 |
| 5. 人間関係 | 6. 相談できる人や場所が少ない |
| 7. 就職・仕事上の問題 | 8. 経済面の不安 |
| 9. 昼間過ごす場所がない | 10. 余暇を過ごす場所や方法が少ない |
| 11. 財産管理 | 12. 外出しにくい(外出時の支援が少ない) |
| 13. その他 () | |
| 14. 困っていることはない | |

3. 生活の場についておたずねします

問11 将来はどのような場所で生活したいですか。現在の場所でそのまま生活したい場合は問7と同じ番号を選んでください。(ひとつに○)

- | | |
|------------------|----------------|
| 1. 自分の持ち家・賃貸住宅 | 2. 家族の持ち家・賃貸住宅 |
| 3. グループホーム | 4. 障がい者入所施設 |
| 5. 老人ホーム・高齢者支援住宅 | 6. 病院 |
| 7. その他 () | |

問12 生活の場について望んでいることは何ですか。(最大3つまで○)

1. 自宅で生活するための身体介護や家事の手伝い等
2. 自宅で生活するための賃貸契約の手伝い等
3. グループホームでの生活
4. 障がい者入所施設での生活
5. バリアフリー化のための補助金の充実
6. その他 ()
7. 現状で満足している

4. 日常生活についておたずねします

問13 日常生活について困っていることや望んでいることは何ですか。(最大3つまで○)

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1. 家事(料理・掃除・洗濯・買い物等) | 3. 通院の手伝い |
| 2. 身体の介護(入浴・食事等) | 5. 健康について相談したい |
| 4. たまに泊まれる場所が欲しい | 7. リハビリについて相談したい |
| 6. 装具や介護用品について相談したい | 9. 職場で身体の介護を受けたい |
| 8. 自宅での医療的ケアを支援して欲しい | |
| 10. その他 () | |
| 11. 日常生活の支援は必要ない | |

5. 仕事しごとについておたずねします

問14 仕事しごとについて望のぞんでいることは何なんですか。(最大3つさいだいまで〇)

1. 今の仕事いま しごとを続けたい
2. 就職しゅうしょくにはこだわらず、事業所等じぎょうしょなどに通いながら自分のペースじぶんで生活せいかつしたい
3. 正社員せいしゃいんとして働はたらきたい
4. 契約社員けいやくしゃいんとして働はたらきたい
5. パート・アルバイトとして働はたらきたい
6. 就労継続支援A型事業所しゅうろうけいぞくしえん がたじぎょうしょで働はたらきたい
7. 就職しゅうしょくのため、訓練施設くんれんしせつに通いかよたい
8. 自分に合った別の職場じぶん あべつを見つけたい
9. 求人情報等きゅうじんじょうほうなどの情報が欲しいじょうほう ほ
10. 職場しょくばの環境かんきょうについて相談そうだんがしたい
11. 企業等きぎょうなどで実習じっしゅうをしたい
12. その他た ()
13. 働はたらいたり事業所じぎょうしょに通かよったりするつもりはない

6. 日中活動にっちゅうかつどうについておたずねします

問15 日中の活動にっちゅう かつどう (平日へいじつ) について望のぞんでいることは何なんですか。(最大3つさいだいまで〇)

1. 身体しんたいの介護かいごを受けられる通所施設つうしょしせつの充実じゅうじつ
2. 作業さぎょうを行うような通所施設つうしょしせつの充実じゅうじつ
3. 就労訓練しゅうろうくんれんができる通所施設つうしょしせつの充実じゅうじつ
4. リハビリリハビリができる通所施設つうしょしせつの充実じゅうじつ
5. 生活能力訓練せいかつのもりよくくんれんができる通所施設つうしょしせつの充実じゅうじつ
6. 医療的ケアいりょうてき (気管切開きかんせっかいや痰吸引たんきゅういん等) の受けられる通所施設つうしょしせつの充実じゅうじつ
7. 事業所じぎょうしょに通うための支援しえんの充実じゅうじつ (送迎そうげい)
8. 事業所じぎょうしょに通うための支援しえんの充実じゅうじつ (交通費こうつうひ)
9. 自由じゆうに参加さんかできて活動プログラムかつどう ていきょうを提供ていきょうしてくれる場所ばしょの充実じゅうじつ
10. その他た ()
11. 特に希望とく きぼうすることはない

問16 日中の活動にっちゅう かつどう (休日きゅうじつ) について望のぞんでいることは何なんですか。(最大3つさいだいまで〇)

1. 休日きゅうじつに通える場所かよ ばしょが欲しいほ
2. 趣味しゅみの外出がいしゅつを支援しえんしてくれる人ひとが欲しいほ
3. 自由じゆうに参加さんかできて活動プログラムかつどう ていきょうを提供ていきょうしてくれる場所ばしょが欲しいほ
4. 宿泊しゅくはくを伴ともなう外出がいしゅつの支援しえんをして欲しいほ
5. その他た ()
6. 特に希望とく きぼうすることはない

7. 外出や移動についておたずねします

問17 外出や移動について困っていることや望んでいることは何ですか。(最大3つまで

○)

1. 交通手段がない・少ない
2. 移動や外出を手伝ってくれる人がいない・少ない
3. 町中の段差が多い
4. 誘導ブロックや音声案内が少ない
5. ケガや体調不良が心配で外出しづらい
6. 道がせまい
7. 交通費が高額になりやすく、外出しづらい
8. 外出したい場所がない
9. その他 ()
10. 特に困っていることはない

8. 財産管理についておたずねします

問18 財産の管理について困っていることや望んでいることは何ですか。(最大3つまで

○)

1. 手元の金銭管理はできるので、銀行口座等の管理を支援してほしい
2. 財産全体の管理を支援してほしい
3. 相続について支援してほしい
4. 契約行為について支援してほしい
5. 家族が支援しているが、将来に渡って支援できるかわからない
6. 成年後見人について相談したい
7. その他 ()
8. 特に困っていることはない

9. 相談支援についておたずねします

問19 相談支援について困っていることや望んでいることは何ですか。(最大3つまで)

1. 身近な場所で相談したい
2. 相談できる場所が増えて欲しい
3. 医療的な相談がしたい
4. 金銭管理について相談したい
5. 対人関係、社会生活について相談したい
6. 日時を気にせず連絡できるところが欲しい
7. サービス利用についてのアドバイスや、事業所との契約等を支援してほしい
8. どこに相談したらいいのかわからない
9. その他 ()
10. 特に希望することはない

問20 障がい福祉サービスの利用には「サービス等利用計画」の作成が必要です。専門相談員が計画を作成する「計画相談支援」と、ご自分やご家族で計画を作成する「セルフプラン」があります。あなたは、どの方法で計画を作成していますか。

(ひとつに○をつけ、「2」を選んだ場合は問20-2もお答えください)

1. 計画相談支援
2. セルフプラン → 問20-2も回答してください
3. 介護保険のケアマネージャーが作成している
4. 障がい福祉サービスを利用していない

問20で「2」と答えた方にお聞きします。

問20-2 計画相談支援を利用したいと思いますか。(ひとつに○)

1. 利用したい
2. 利用したくない
3. 利用したいが、申請方法がわからない
4. 計画相談支援がどのようなサービスなのかわからない

10. 差別・権利擁護についておたずねします

問21 あなたは最近（ここ3年間程度）、障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがありますか。（ひとつに○をつけ、「1」か「2」を選んだ場合は問21-2と問21-3もお答えください）

1. ある → 問21-2と問21-3も回答してください
2. 少しある → 問21-2と問21-3も回答してください
3. ない

問21で「1」または「2」と答えた方におたずねします。

問21-2 どのような場所で差別を受けたり嫌な思いをしましたか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| 1. 進学するときや学校生活において | 2. 就職するときや職場生活において |
| 3. 結婚するとき | 4. 近所づきあい、地域の行事等において |
| 5. 家庭生活において | 6. 福祉サービスを利用するとき |
| 7. 医療を受けるとき | 8. 公共交通機関を利用するとき |
| 9. 役所で手続きするときや公共施設を使うとき | |
| 10. ものをかう、食事をするなどお店を利用するとき | |
| 11. スポーツや文化活動をするとき | 12. 家を借りるとき |
| 13. まちを歩いているとき | 14. 選挙など政治に参加するとき |
| 15. その他（ | ） |

問21-3 どのようなことで差別を受けたり嫌な思いをしましたか。（あてはまるものすべてに○）

- 障がいを理由に施設やサービス等を利用することや、関わることを断られた
- 障がいへの配慮が欠けるため、障がいがない人と同じような情報や必要なサービス等を受けられなかった
- 差別的な発言を受けた
- その他（

問22 以前と比べて、障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをすることは減りましたか。（ひとつに○）

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1. 減っている | 2. 少し減っている |
| 3. 変わらない | 4. 少し増えている |
| 5. 増えている | 6. 分からない |
| 7. 以前から差別をされているとは感じていない | |

問23 あなたは成年後見（保佐・補助）制度について知っていますか。（ひとつに〇）

1. 名前も内容も知っている
2. 名前は聞いたことがあるが、内容は知らない
3. 名前も内容も知らない

問24 あなたは成年後見（保佐・補助）制度を利用したいと思いますか。（ひとつに〇）

1. すでに利用している
2. 将来的に利用したい
3. 利用したいと思っているが利用方法が分からない
4. 内容が分からないので周知してほしい
5. 利用する予定はない

問25 あなたは虐待を受けたと感じたことはありますか。（あてはまるものすべてに〇）

1. 身体的虐待（叩く、つねる、拘束する等）
2. 性的虐待（わいせつな行為を強要する、わいせつな言葉をかける、裸にする等）
3. 心理的虐待（バカにする、怒鳴る、仲間にいれない、子ども扱い、無視する等）
4. 放棄放任・ネグレクト（食事・入浴・排泄等必要な介助をしない、必要な医療・福祉サービスをさせせない等）
5. 経済的虐待（年金や賃金を勝手に使われる、日常生活に必要な金銭を渡さない等）
6. 虐待を受けたと感じたことはない

問26 あなたは他の障がい者が虐待を受けているところを見たことがありますか。（あてはまるものすべてに〇）

1. 身体的虐待（叩く、つねる、拘束する等）
2. 性的虐待（わいせつな行為を強要する、わいせつな言葉をかける、裸にする等）
3. 心理的虐待（バカにする、怒鳴る、仲間にいれない、子ども扱い、無視する等）
4. 放棄放任・ネグレクト（食事・入浴・排泄等必要な介助をしない、必要な医療・福祉サービスをさせせない等）
5. 経済的虐待（年金や賃金を勝手に使われる、日常生活に必要な金銭を渡さない等）
6. 虐待を受けているところを見たことはない

11. 情報支援についておたずねします

問27 市の情報を、どこから得ていますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1. 県や市の広報 | 2. 新聞・雑誌 |
| 3. テレビ・ラジオ | 4. インターネット(パソコン・スマホ) |
| 5. 家族や友人 | 6. 市役所・県保健福祉事務所・児童相談所 |
| 7. 市社会福祉協議会 | 8. 障がい者施設・事業所 |
| 9. 学校・職場 | 10. 病院 |
| 11. 障がい者団体 | 12. その他() |

問28 市の情報の入手についてあなたが困っていることはありますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | |
|--|
| 1. どこに情報があるかわからない、情報をさがしにくい |
| 2. 情報の内容がむずかしい |
| 3. パソコン・スマホなどの使い方がわからないため、インターネットが利用できない |
| 4. パソコン・スマホなどを持っていないため、インターネットが利用できない |
| 5. 点字版、録音テープなどによる情報提供が少ない |
| 6. 手話通訳・要約筆記の予約が取りにくい |
| 7. ふりがなを振ってほしい |
| 8. その他() |
| 9. 特に困っていない |

12. 災害時の避難についておたずねします

問29 火災や地震などの災害発生時に、あなたを助けてくれる方はいますか。

(ひとつに○をつけ、「1」を選んだ場合は問29-2もお答えください)

- | |
|------------------------|
| 1. いる → 問29-2も回答してください |
| 2. いない |
| 3. わからない |

問29で「1」と答えた方におたずねします。

問29-2 あなたを助けてくれる方は誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|--------------|-----------|---------|
| 1. 同居の家族 | 2. 親族 | 3. 近所の人 |
| 4. 民生委員・児童委員 | 5. その他() | |

問30 あなたは災害時に、一般的な学校の体育館等に設置される避難所で生活することができ
 きますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 避難所で生活できる
2. 身体的理由で避難所での生活は難しい(バリアフリー、手すり、スロープが必要等)
3. 精神的理由で避難所での生活は難しい(大勢の人と過ごすのが苦痛、我慢できず大声を出してしまうので周りに迷惑がかかる等)
4. 医療的理由で避難所での生活は難しい(褥瘡の処置、人工呼吸器の管理が必要等)
5. その他の理由で避難所での生活は難しい(理由:)
6. 分からない

問31 あなたは災害時の避難について、どのようなことをしてほしいですか。
 (あてはまるものすべてに○)

1. 避難路や避難場所をバリアフリー化してほしい
2. 災害情報や避難情報を得やすくしてほしい
3. 障がい者等を加えた、地域の防災訓練・避難訓練をしてほしい
4. 救助を求めることができない人がこの家にいることを周囲に知ってほしい
5. 避難所での生活が難しいため、避難所以外で生活する人の物資を確保してほしい
6. 避難場所にコミュニケーションボード置く、筆談での対応等をしてほしい
7. その他()
8. 特にない

13. 自由記入欄

その他、ご自由にご記入ください。記入の欄が足りなければ白紙に記入し同封していただいてもかまいません。

以上でアンケート終了です。ご協力ありがとうございました。

えびなししょう しょうしゃふくしけいかくさくてい かん ちょうさ 海老名市 障がい者福祉計画策定に関するアンケート 調査

きょうりょく ねが
～ ご協力のお願い ～

【児童用】

ひごろより、えびなししょう しょうしゃふくしけいかくさくてい かん ちょうさ
日ごろより、海老名市の障がい福祉行政にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

えびなし しょうしゃふくしけいかく だい
海老名市では、令和6年度から令和11年度の6年間を計画期間とする「障がい者福祉計画(第7期)」策定にあたり、サービスをご利用中の方の生活の状況やご意見をお伺いし、計画づくりの基礎資料とするため、アンケート調査を実施します。

しょうしゃふくしけいかく しょうがいしやてちょう も かた じどうふくしほう ちと じどうつうしょ
「障がい者福祉計画」では、障害者手帳をお持ちの方のほか、児童福祉法に基づく児童通所給付サービスをご利用の方への支援も対象として含まれているため、お忙しいところお手数をおかけしますが、今回のアンケート調査へのご協力をお願いします。

しょう じつしよしえん しょう しょうふくし しょう しょうりょう
このアンケートは、障がい児通所支援または、障がい福祉サービスを利用している18歳未満の方の中から、無作為で330人を選び、調査票を送っています。お答えいただいた内容についてはすべて統計的に処理し、調査目的以外で使用することは決してありませんので安心してお答えください。

しょうさ しょうし りかい きょうりょく ねが
調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

れいわ ねん がつ えびなし
令和5年6月 海老名市

アンケートでは、このアンケートは保護者の方がご回答ください。児童通所給付サービス等を利用しているお子さまについて、心配なことや気になること等をお聞きするアンケートです。

1 回答の方法

(1) インターネットによる回答

QRコードを読み込み回答

またはメールアドレスを入力し、メールアドレスに

送られてきた URL から回答

*注意事項：「あてはまるもの3つまで」と書かれている設問で、3つ以上選ぶとエラーになります。エラーを修正して送信してください。



本アンケート用紙1部につき、回答は1回でお願いいたします。

(2) 同封のアンケート用紙での回答

• アンケート用紙や封筒に、お名前やご住所を記入する必要はありません。

• ご記入いただきましたアンケートは、7月16日曜日までに、同封の返信用封筒に入れて返送してください。切手を貼る必要はありません。

この調査に関してのお問い合わせは…

海老名市障がい福祉課

☎046-235-4812/4813

1. お子さまのことについてお聞きします

問1 現在の年齢について教えてください。(ひとつに○)

- | | | |
|--------|------------------|------------------|
| 1. 未就学 | 2. 小学校低学年(1~3年生) | 3. 小学校高学年(4~6年生) |
| 4. 中学生 | 5. 高校生 | |

問2 現在通園、通学している機関はどこですか。(ひとつに○)

- | | | |
|---------------------|----------|--------------|
| 1. 公立保育園 | 2. 民間保育園 | 3. 民間幼稚園 |
| 4. 公立学校 | 5. 私立学校 | 6. 養護学校・支援学校 |
| 7. 施設や教育機関には所属していない | | |
| 8. その他 () | | |

問3 現在ご利用中のサービスはどれですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|------------|---------------|-------------|
| 1. 児童発達支援 | 2. 放課後等デイサービス | 3. 保育所等訪問支援 |
| 4. 日中一時支援 | 5. 移動支援 | 6. 短期入所 |
| 7. 居宅介護 | | |
| 8. その他 () | | |

問4 今年の4月1日時点でお持ちの障害者手帳等や疾患について教えてください。
(あてはまるものすべてに○をつけ、「1」を選んだ場合は問4-2もお答えください)

- | | |
|----------------------------------|-----------------|
| 1. 障害者手帳を持っている | → 問4-2も回答してください |
| 2. 難病(指定難病)認定を受けている(指定難病名:) | |
| 3. 自立支援医療制度(精神通院)を利用している | |
| 4. 発達障がい、自閉症スペクトラム、ADHDの診断を受けている | |
| 5. 身体的な疾患がある(病名:) | |
| 6. 上記の項目には当てはまらない | |

問4で「1」と答えた方にお聞きします。

問4-2 お持ちの障がい者手帳は次のどれですか。(あてはまるものすべてに○)

身体障害者手帳

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 1. 1級 | 2. 2級 | 3. 3級 | 4. 4級 |
| 5. 5級 | 6. 6級 | | |

療育手帳

- | | | | |
|-------|-------|-------|--------|
| 7. A1 | 8. A2 | 9. B1 | 10. B2 |
|-------|-------|-------|--------|

精神障害者保健福祉手帳

- | | | |
|--------|--------|--------|
| 11. 1級 | 12. 2級 | 13. 3級 |
|--------|--------|--------|

問5 お子さまの^こ養育^{よういく}や支援^{しえん}を主^{おも}に行^{おこな}っている方^{かた}はどなたですか。(ひとつに〇)

- | | |
|---|--|
| 1. 親 ^{おや} (主 ^{おも} に母 ^{はは}) | 2. 親 ^{おや} (主 ^{おも} に父 ^{ちち}) |
| 3. 親 ^{おや} (両 ^{りょう} 親 ^{しん} とも) | 4. 祖 ^そ 父 ^ふ 母 ^ぼ |
| 5. 兄 ^{きょうだい} 弟 ^{まい} 姉 ^{あね} 妹 ^{いもうと} | 6. 施 ^し 設 ^{せつ} の職 ^{しょく} 員 ^{いん} ・世 ^せ 話 ^わ 人 ^{にん} |
| 7. その他 ^た () | |

問6 現在^{げんざい}、お子さまの生活^こや支援^{せい}について、気^きになること^こや困^{こま}っていること^{なん}は何^{なに}ですか。

(最大^{さいだい}3つまで〇)

- | | |
|--|---|
| 1. 言 ^{こと} 葉 ^ば の発 ^は 達 ^{たつ} | 2. 運 ^{うん} 動 ^{どう} 機 ^き 能 ^{のう} の発 ^は 達 ^{たつ} |
| 3. 園 ^{えん} や学 ^{がっこう} 校 ^{こう} で ^の 集 ^{しゅう} 団 ^{だん} 生 ^{せい} 活 ^{かつ} が苦 ^に 手 ^{がて} (コ ^こ ミュ ^{ミュ} ニ ^ニ ケ ^ケ ー ^ケ ー ^ケ シ ^シ ョ ^ョ ン ^ン 能 ^{のう} 力 ^{りょく}) | |
| 4. 生 ^{せい} 活 ^{かつ} 能 ^{のう} 力 ^{りょく} の訓 ^{くん} 練 ^{れん} 、リハビ ^り リ ^り 機 ^き 能 ^{のう} 訓 ^{くん} 練 ^{れん} | |
| 5. 思 ^し 春 ^{しゅん} 期 ^き や第 ^{だい} 二 ^に 次 ^じ 性 ^{せい} 徴 ^{てい} に伴 ^{とも} う支 ^し 援 ^{えん} | |
| 6. 治 ^ち 療 ^{りょう} や医 ^い 療 ^{りょう} ケ ^け ア | 7. 余 ^よ 暇 ^か 活 ^{かつ} 動 ^{どう} を充 ^{じゅう} 実 ^{じつ} させたい |
| 8. 障 ^{しょう} 害 ^{がい} 者 ^{しゃ} 手 ^て 帳 ^{ちやう} の取 ^{しゅ} 得 ^{とく} について | |
| 9. 家 ^か 庭 ^{てい} で本 ^{ほん} 人 ^{にん} に對 ^{たい} してど ^ど のよ ^{よう} うに對 ^{たい} 応 ^{おう} すれ ^す ばよ ^よ い ^い の ^の か相 ^{そう} 談 ^{だん} し ^し たい | |
| 10. 園 ^{えん} や学 ^{がっこう} 校 ^{こう} で ^の 本 ^{ほん} 人 ^{にん} へ ^の 支 ^し 援 ^{えん} に ^ん じ ^じ て ^て 相 ^{そう} 談 ^{だん} し ^し たい | |
| 11. 本 ^{ほん} 人 ^{にん} を ^を 支 ^し 援 ^{えん} す ^す る負 ^ふ 担 ^{たん} が ^が 大 ^お き ^き く、家 ^か 族 ^{ぞく} が ^が 休 ^{やす} め ^め な ^{ない} | |
| 12. 兄 ^{きょうだい} 弟 ^{まい} 姉 ^{あね} 妹 ^{いもうと} と ^と も支 ^し 援 ^{えん} が ^が 必 ^{ひつ} 要 ^{よう} な ^な た ^た め ^め 對 ^{たい} 応 ^{おう} に ^に 苦 ^く 慮 ^{りょ} す ^{する} | |
| 13. 園 ^{えん} か ^か ら ^ら 帰 ^{かえ} っ ^た 後 ^{あと} や放 ^{ほう} 課 ^か 後 ^ご に ^に 過 ^す ご ^す 場 ^ば 所 ^{しょ} を ^を 増 ^ば や ^や し ^し たい | |
| 14. 特 ^{とく} に ^{こま} 困 ^{こま} っ ^て い ^る こ ^と は ^は な ^い | |

問7 お子さまの^こ将^{しょう}来^{らい}に^んじ^じて^て、気^きになること^こや不^ふ安^{あん}な^なこ^とは^は何^{なに}ですか。(最大^{さいだい}3つまで〇)

- | | |
|--|---|
| 1. 進 ^{しん} 学 ^{がく} ・進 ^{しん} 級 ^{きゅう} に ^ん じ ^じ て ^て | 2. 18歳 ^{さい} 以 ^い 降 ^{こう} の ^の 進 ^{しん} 路 ^ろ 、就 ^{しゅう} 職 ^{しょく} に ^ん じ ^じ て ^て |
| 3. 障 ^{しょう} 害 ^{がい} 者 ^{しゃ} 手 ^て 帳 ^{ちやう} の取 ^{しゅ} 得 ^{とく} に ^ん じ ^じ て ^て | 4. 余 ^よ 暇 ^か を ^を 過 ^す ご ^す 場 ^ば 所 ^{しょ} や ^や 方 ^{ほう} 法 ^{ほう} |
| 5. 思 ^し 春 ^{しゅん} 期 ^き や第 ^{だい} 二 ^に 次 ^じ 性 ^{せい} 徴 ^{てい} 等 ^{とう} に ^に 伴 ^{とも} う支 ^し 援 ^{えん} | |
| 6. 本 ^{ほん} 人 ^{にん} 自 ^じ 身 ^{しん} が ^が 相 ^{そう} 談 ^{だん} で ^で き ^き る ^る 場 ^ば 所 ^{しょ} を ^を 見 ^み つ ^つ け ^て あ ^あ げ ^げ たい | |
| 7. 将 ^{しょう} 来 ^{らい} 的 ^{てき} な ^な 生 ^{せい} 活 ^{かつ} の ^の 場 ^ば に ^ん じ ^じ て ^て (一 ^{ひと} 人 ^{りく} 暮 ^く ら ^ら し ^し の ^の 支 ^し 援 ^{えん} やグ ^ぐ ル ^る ー ^ー プ ^ぷ ホ ^ほ ー ^ー ム ^む 、障 ^{しょう} が ^が い ^い 者 ^{しゃ} 施 ^し 設 ^{せつ} 等 ^{とう}) | |
| 8. 財 ^{ざい} 産 ^{さん} の ^の 管 ^{かん} 理 ^り に ^ん じ ^じ て ^て | 9. 親 ^{おや} 亡 ^な き ^き 後 ^{あと} の ^の 生 ^{せい} 活 ^{かつ} に ^ん じ ^じ て ^て |
| 10. その他 ^た () | |
| 11. 特 ^{とく} に ^き 気 ^き に ^に なる ^る こ ^と は ^は な ^い | |

問8 お子さまとのかかわりの中で、あなたが困っていることはありますか
(あてはまるものすべてに○)

1. 子どもとのかかわり方や育て方が分からない
2. 子どもの障がいについて学ぶ場や機会がない
3. 子育ての悩みや困りごとを共有できる家族や友人等がない
4. ほかに子や兄弟と比較して、つい、きつくあたってしまう
5. いうことを聞かないので、可愛くないと思うことがある
6. ついカッとなって、叩いたり食事をさせないなど普段と違うことをしてしまうことがある
7. その他 ()
8. 特にない

2. 障がい福祉サービスや相談支援についてお聞きします

問9 障がい福祉サービスの利用について、困っていることや希望することは何ですか。
(最大3つまで○)

1. サービスを分かりやすく説明してほしい
2. 支給日数を増やしてほしい
3. 相談窓口がほしい
4. 利用する事業所の選び方を相談したい
5. サービスの利用方法や日数等について相談したい
6. サービス利用申請の負担を減らしてほしい
7. 利用料金の負担が大きい
8. その他 ()
9. 特に希望することはない

問10 お子さまのことを、相談しやすい場所はどこですか。(最大3つまで○)

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 保育園・幼稚園 | 2. 学校の教員 |
| 3. 学校(担任・カウンセラー) | 4. 教育支援センター「えびりーぶ」 |
| 5. 市役所(障がい福祉課) | 6. 市役所(こどもセンター) |
| 7. 児童相談所 | 8. 医療機関 |
| 9. 相談支援事業所 | 10. 療育施設の支援者 |
| 11. 親族 | 12. その他 () |
| 13. 特に相談先はない | |

問11 相談先について、望むことは何ですか。(最大3つまで)

1. 相談先を増やしたい
2. 家庭での支援方法や発達について相談したい
3. 家族の思いや不安を聞いてほしい
4. 支援を受ける事業所の紹介や利用調整をして欲しい
5. 就学について相談したい
6. 進路について相談したい
7. 園や学校での過ごし方について一緒に考えて欲しい
8. 医療機関との相談を一緒にしたい
9. その他 ()
10. 相談する必要性を感じない

問12 児童通所給付サービスの利用にはサービス等利用計画の作成が必要です。専門相談員が児童の特性やご家族の状況に合わせ、サービスの内容や支給日数等を考慮して計画を作成する「児童相談支援」と、ご家族が計画を作成する「セルフプラン」があります。あなたは、どちらの方法で計画を作成していますか。

(ひとつに○をつけ、「2」を選んだ場合は問12-2もお答えください)

1. 児童相談支援
2. セルフプラン → 問12-2も回答してください

問12で「2」と答えた方にお聞きします。

問12-2 児童相談支援を利用したいとおもいますか。(ひとつに○)

1. 利用したい
2. 利用したくない、必要を感じない
3. 利用したいが利用方法がわからない
4. 児童相談支援がどのようなサービスなのかわからない

3. 権利擁護、バリアフリーについてお聞きします

問13 最近（ここ3年間程度）、お子さまに障がいや発達の心配があることで不便を感じたり差別的で嫌な思いをしたことがありますか。（ひとつに〇をつけ、「1」か「2」を選んで場合は問13-2と問13-3もお答えください）

- | | |
|---------|------------------------|
| 1. ある | → 問13-2と問13-3も回答してください |
| 2. 少しある | → 問13-2と問13-3も回答してください |
| 3. ない | |

問13で「1」または「2」と答えた方におたずねします。

問13-2 どのような場所で不便を感じたり差別的で嫌な思いをしましたか。

（あてはまるものすべてに〇）

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| 1. 保育・幼稚園や学校生活において | 2. 近所づきあい、地域の行事等において |
| 3. 家庭生活において | 4. お子さまの祖父母や親せきとの付き合い |
| 5. 福祉サービスを利用するとき | 6. 医療を受けるとき |
| 7. 役所で手続きするときや公共施設を使うとき | |
| 8. 公共交通機関を利用するとき | |
| 9. ものをかう、食事をするなどお店を利用するとき | |
| 10. スポーツや文化活動をするとき | |
| 11. 家を借りるとき | |
| 12. まちを歩いているとき | |
| 13. その他（ | ） |

問13-3 どのようなことで不便を感じたり差別的で嫌な思いをしましたか。

（あてはまるものすべてに〇）

- | |
|---|
| 1. 障がいを理由に施設やサービス等を利用することや、関わることを断られた |
| 2. 障がいへの配慮が欠けるため、障がいがない人と同じような情報や教育、必要なサービス等を受けられなかった |
| 3. 差別的な発言を受けた |
| 4. その他（ |
| ） |

問14 以前と比べて、障がいや発達の遅れがあることで不便を感じたり差別的で嫌な思いをすることは減りましたか。(ひとつに〇)

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1. 減っている | 2. 少し減っている |
| 3. 変わらない | 4. 少し増えている |
| 5. 増えている | 6. 分からない |
| 7. 以前から差別をされているとは感じていない | |

問15 外出や移動について困っていることや望んでいることは何ですか。(最大3つまで〇)

- | |
|---------------------------|
| 1. 交通手段がない・少ない |
| 2. 移動や外出を手伝ってくれる人がいない・少ない |
| 3. 町中の段差が多い |
| 4. 誘導ブロックや音声案内が少ない |
| 5. 道がせまい |
| 6. その他 () |
| 7. 特に困っていることはない |

問16 市の情報を、どこから得ていますか。(あてはまるものすべてに〇)

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1. 県や市の広報 | 2. 新聞・雑誌 |
| 3. テレビ・ラジオ | 4. インターネット(パソコン・スマホ) |
| 5. 家族や友人 | 6. 市役所・県保健福祉事務所・児童相談所 |
| 7. 社会福祉協議会 | 8. 障がい者施設・事業所 |
| 9. 学校・職場 | 10. 病院 |
| 11. 障がい者団体 | 12. その他 () |

問17 市の情報の入手についてあなたが困っていることはありますか。

(あてはまるものすべてに〇)

- | |
|--|
| 1. どこに情報があるか分からない、情報をさがしにくい |
| 2. 情報の内容がむずかしい |
| 3. パソコン・スマホなどの使い方が分からないため、インターネットが利用できない |
| 4. パソコン・スマホなどを持っていないため、インターネットが利用できない |
| 5. 点字版、録音テープなどによる情報提供が少ない |
| 6. 手話通訳・要約筆記の予約が取りにくい |
| 7. ふりがなを振ってほしい |
| 8. その他 () |
| 9. 特に困っていない |

とい さいがいじ いっぱんてき がっこう たいいくかんとう せっち ひなんじょ せいかつ
 問18 お子様は災害時に、一般的な学校の体育館等に設置される避難所で生活することができ
 ますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 避難所で生活できる
2. 身体的理由で避難所での生活は難しい(バリアフリー、手すり、スロープが必要等)
3. 精神的理由で避難所での生活は難しい(大勢の人と過ごすのが苦痛、我慢できず大声を出してしまうので周りに迷惑がかかる等)
4. 医療的理由で避難所での生活は難しい(褥瘡の処置、人工呼吸器の管理が必要等)
5. その他の理由で避難所での生活は難しい(理由：)
6. 分からない

とい さいがいじ ひなん
 問19 災害時の避難について、どのようなことをしてほしいですか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 避難路や避難場所をバリアフリー化してほしい
2. 災害情報や避難情報を得やすくしてほしい
3. 障がい者等を加えた、地域の防災訓練・避難訓練をしてほしい
4. 救助を求めることができない人がこの家にいることを周囲に知ってほしい
5. 避難所での生活が難しいため、避難所以外で生活する人の物資を確保してほしい
6. 避難場所にコミュニケーションボード置く、筆談での対応等をしてほしい
7. その他()
8. 特にない

自由記入欄

その他、ご自由にご記入ください。記入欄が足りない場合は白紙に記入して同封していただいてもかまいません。(お子さまご本人からも、困りごとがあれば記入してください。)

いじょう しゅうりょう きょうりよく
 以上でアンケート終了です。ご協力ありがとうございました。

2 パブリックコメントの実施

「海老名市障がい者福祉計画【第7期】」の策定にあたり、計画の骨子案に対し、パブリックコメントを実施しました。

1 パブリックコメント実施期間

令和5年12月25日（月）～令和6年1月29日（月）（36日間）

2 実施方法及び結果

郵送 0件 FAX 1件（1名） 市ホームページの問い合わせフォーム 2件（2名）
市公式 LINE「海老名市」 0件 障がい福祉課に直接持参 3件（2名）

計 6件

3 パブリックコメント意見概要

事業	意見内容	対応
障がい者支援施設充実・強化事業	障がい者ケアセンター整備に関する新規サービスにかかる要望（短期入所・日中一時支援・送迎）	（反映なし）意見として伺う 計画書は記載のままで対応
障がい者支援施設充実・強化事業	障がい者ケアセンター整備に関する新規サービスにかかる要望（緊急短期入所・日中一時支援）	（反映なし）意見として伺う 計画書は記載のままで対応
地域生活支援拠点等整備事業の充実	稼働できる仕組みを整え、人材確保・育成までの細かいところまでの検討を求める内容	（反映なし）意見として伺う 計画書は記載のままで対応
①重層的支援体制整備事業 ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築事業 ③障がい者えびな暮らし支援事業	① ②国の指針に基づいた体制整備を求める内容 ③ 居場所づくり、人材育成を求める内容	（反映なし）意見として伺う 計画書は記載のままで対応
計画相談支援事業	切れ目のない支援が65歳以降も続くよう求める内容	（反映）ケアプランへのスムーズな移行について計画書に追記
「権利が守られる」全体	障がいを理由に犯罪に巻き込まれた際にも権利が守られることを望む内容	（反映）具体的な取組事業は現状ないが、既にケース対応の中で実施している。改めて権利擁護の章に追記

3 海老名市障がい者福祉計画【第7期】策定懇談会

計画策定にあたり、学識経験者、民生委員児童委員、市内障がい者団体及び障がい福祉サービス事業所の代表者を中心とした「海老名市障がい者福祉計画策定懇談会」を設置し、内容について意見交換を行い策定しました。

1 海老名市障がい者福祉計画策定懇談会委員

		団体名	委員役職	委員氏名
1	学識経験者	神奈川県立保健福祉大学 社会福祉学科保健福祉学研究科	講師	岸川 学
2	障がい者関係団体	海老名市身体障害者 伸生会	会長	今福 秀雄
3	障がい者関係団体	海老名市肢体不自由児者と父母の会	会長	飯田 洋子
4	障がい者関係団体	海老名市手をつなぐ育成会	会長	藤田 精子
5	障がい者関係団体	海老名市自閉症児・者親の会	会長	長谷 利江
6	障がい者関係団体	精神保健福祉促進会 2 π r	副会長	柑子木 宣博
7	障がい福祉 サービス事業所	海老名市障がい者就労支援事業所等 連絡会	ライブフード サポート所長	山下 実則
8	障がい福祉 サービス事業所	海老名市障がい児通所支援事業所等 連絡会	わかば学園 園長	山田 佳子
9	自立支援協議会	海老名市自立支援協議会	会長	河原 雄一
10	障がい者支援区分 認定審査会	海老名市障害支援区分認定等審査会	委員	高木 悦子
11	民生委員児童委員	海老名市民生委員児童委員協議会	書記	佐藤 哲夫
12	社会福祉協議会	海老名市社会福祉協議会	常務理事	深澤 宏

2 海老名市障がい者福祉計画策定懇談会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、海老名市障がい者福祉計画策定懇談会の設置、組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(設 置)

第2条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項による障害者福祉計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定による障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定による障害児福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、専門的及び総合的な意見を反映させることを目的として、海老名市障がい者福祉計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 懇談会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の策定に当たり、計画の事項等に関し、専門的及び総合的な立場から意見を述べること。
- (2) その他、計画の策定に関し必要な事項

(組 織)

第4条 懇談会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい者関係団体
- (3) 障がい福祉サービス事業者
- (4) 海老名市障がい者自立支援協議会委員
- (5) 海老名市障がい者支援区分認定審査会委員
- (6) 海老名市民生委員児童委員協議会委員
- (7) 海老名市社会福祉協議会職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(謝 礼)

第5条 市長は、予算の範囲内で、前条第2項第1号に掲げる委員に対し、謝礼を支払うことができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、当該計画の策定が終了するまでとする。

(座長及び副座長)

第7条 懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第8条 懇談会の会議は、座長が招集し、座長は会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第9条 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第10条 懇談会の庶務を処理するため、計画を所管する課に事務局を置く。

(委 任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



海老名市障がい者福祉計画【第7期】

障がい者計画
障がい福祉計画
障がい児福祉計画

令和6年3月

編集・発行

海老名市保健福祉部障がい福祉課

神奈川県海老名市勝瀬175番地の1

電話 046-231-2111

FAX 046-233-5731